

庁用

平成 26 年 1 月

秘
無 期 限

21007

検察月報

第 682 号

平成25年の回顧と展望

検察月報目次（平成25年）

法 務 省 刑 事 局

〔取扱い上の注意〕

- 1 本資料は、秘にわたる部分が含まれていますので、取扱いには十分留意してください。
- 2 本資料は、庁用として配布したものですから、異動等に際して携行しないでください。

目 次

平成25年の回顧と展望

はじめに（平成25年を振り返って）	7
第1 総務課関係	17
1 検察の組織・運営	19
(1) 定員関係	19
(2) 組織官職等関係	20
(3) 会同関係	21
(4) 検察国賠	22
2 司法制度改革関係	24
3 予算関係	26
(1) 25年度及び26年度予算関係	26
(2) 施設整備関係	29
4 教養関係	31
(1) 検察官に対する研修	31
(2) 検察事務官に対する研修	37
(3) 新任保護観察官検察庁実務研修	38
(4) 司法修習関係	39
(5) 検事志望者に対する説明会	40
(6) 検察広報関係	41
(7) 被害者支援担当者中央研修	42
(8) 検察月報	42
5 検務関係	43
(1) 検務関係事務規程改正関係	44
(2) 検察審査会関係	45
(3) 死刑関係	46
(4) 職務上の過誤に係る報告関係	48

(5) 検務実務家ブロック会同関係	49
6 結び	50
第2 国際課関係	51
1 国際課の構成	53
2 国際捜査共助事務	53
3 逃亡犯罪人引渡事務	61
4 条約関係	64
5 国際会議関係	66
6 人権関係	78
7 まとめ	79
第3 刑事課関係	81
1 はじめに	83
2 新しい制度の運用や国会の動き等	83
(1) 裁判員制度	83
(2) 被害者参加制度	84
(3) 検察審査会関係	85
(4) 取調べの録音・録画関係	86
3 一般刑事関係	86
4 少年関係	89
5 交通関係	89
6 財政関係	92
7 経済関係	94
8 官紀・選挙関係	96
9 おわりに	97
第4 公安課関係	99
1 はじめに	101
2 公安労働関係	102
3 外事関係	105
4 風紀関係	107
5 組織犯罪・暴力団犯罪関係	109

6 薬物・銃器関係	110
7 まとめ	113
第5 刑事法制管理官関係	115
1 はじめに	117
2 刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律	117
3 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律	119
4 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	120
5 裁判員制度関係	122
6 罰則審査	123
7 罰則の定めのある条例	125
8 被害者関係	126
9 少年法関係	127
10 おわりに	129
第6 刑事司法制度改革本部関係	131
1 刑事司法制度改革本部の業務概観、特別部会における審議状況	133
2 第1作業分科会における検討の概要	135
3 第2作業分科会における検討の概要	139
4 今後の審議予定	143
5 おわりに	144
(付録)	145
1 主な審議法案(罰則審査)	147
2 刑事局が関与した国際会議及び主要国際条約・協定について	151
(1) 国際会議	151
(2) 主要国際条約・協定	153
3 会同・協議会等	154

検察月報目次(平成25年) 155

編集後記

検 察 月 報
第 682 号

平成26年1月25日発行

発行編集人

法務省刑事局総務課長

神 村 昌 通

発 行 所 法 務 省 刑 事 局

千代田区霞が関1-1-1

電話 03(3580)4111

【非 売 品】

に

ぬ

じ

せ

はじめに

(平成25年を振り返って)

稲田伸夫刑事局長 今年も「回顧と展望」の一環として、官房審議官及び課・室長の皆さんにお集まりいただき、「平成25年を振り返って」と題し、各テーマごとに今年1年間を振り返ってみましょう。

一般刑事事件関係

稲田 今年も、社会の耳目を集める様々な事件が発生したように思いますが、全般的な犯罪情勢はどうだったのでしょうか。

久木元伸刑事課長 刑法犯の認知件数は減少傾向にあり、平成24年も、前年より約12万4000件、率にして約5.8パーセント減少しましたが、それでも総件数は約201万5000件余りとなお高い水準にあるといえます。

岩尾信行官房審議官 今年話題となった事件のうち、特に印象に残った事案や注目すべき事案にはどのようなものがありますか。

久木元

岩尾 ほかに、特に印象に残った事案や注目すべき事案はどのようなものがありますか。

久木元

稲田 ストーカー行為等の被害者については、刑事手続においてその氏名や住所等の個人的な情報を取り扱うに当たって、どのような配慮を行うかということも話題になりましたね。

久木元 はい、特に起訴状の記載に関し、被害者等の身体等に危害が加えられ、あるいは名誉等が著しく害されるおそれがあり、かつ、被告人に被害者の

氏名が知られていない場合など、起訴状において氏名を秘匿することがその有効な防止策になるといった事案においては、被害者の表記方法につき配慮する運用例が見られるようになりました。

岩尾 再審関係についてはどうですか。

久木元

選挙関係

稲田 選挙関係についての動向や注目すべき事案については、何かありますか。

久木元 はい、今年の4月には、通常国会において議員立法により公職選挙法が改正され、インターネット等を利用した選挙運動が解禁されるなどしました。また、

経済事件関係

稲田 経済関係でも、注目すべき事件が発生しましたね。

久木元

薬物事犯関係

稲田 ところで、本年は、薬物事犯について、注目すべき最高裁決定がありましたね。

高嶋智光公安課長 覚せい剤の密輸入事犯については、裁判員裁判における無罪事案が散見されるところでしたが、最高裁が、この種事案について、本年4月16日には、「犯罪組織関係者と密輸実行者の共謀についての経験則」、本年10月21日には、「密輸荷物の委託及び回収措置に関する経験則」をそれぞれ示しました。これらの最高裁決定については、その射程距離等も含めて十分に吟味し、執務に役立てるべきと思われます。

米軍関係事件

稲田 米軍関係では、日米間で刑事の分野における2つの合意が成立しましたね。

高嶋 はい。2つの合意を順番に説明しますと、まず、合意事項46項の改正合意が成立しました。現行の合意事項46項では、一定の米軍関係の事件について、裁判の最終結果のみが日米合同委員会を通じて相互に通報されることになっていますが、今回の改正により、上訴があつて未確定となっている下級審の裁判結果や公務中犯罪に係る米側の懲戒処分結果等も日米合同委員会を通じて通報されることになりました。また、改正後の合意事項46項では、被害者やその御家族に米側の処分結果をお知らせできる枠組み等も設けました。

稲田 日米地位協定における刑事裁判権の実施に関する運用細目である合意事項について、その内容を改正することになったわけですが、今回の改正が、運用の改善として、後世において肯定的な評価を得られるよう、適正円滑な実施に努めていく必要がありますね。もう一つの合意は、どのようなものですか。

高嶋 ただ今局長から御指摘のあった全52項からなる合意事項については、これまで要旨のみが公表されていましたが、合意事項の全文を公表することについても日米間で合意しました。もとより公表による弊害はないと判断した上でのことですが、公表版と非公表版の2種類の合意事項が存在するという従前の状況が解消されたことは、大変意義深いものと考えております。

福島原発事故関係

稲田 本年は、

高嶋

裁判員制度関係

稲田 裁判員制度は、施行から4年半が経過しましたね。

上富敏伸刑事法制管理官 はい。裁判員候補者の方々に裁判所に来ていただく割合は相変わらず高い水準を維持していますし、裁判員経験者に対するアンケート調査でも、多くの方が裁判員を務めたことについて良い経験だったと感じたと回答するなど、制度はおおむね順調に運用されていると言えると思います。

稲田 その一方で、遺体の写真を見ることなどについて裁判員等の負担の軽減が問題になりましたね。

久木元 はい。この点については、裁判所において裁判員の心理的負担に配慮することはもちろん、検察としても、あらかじめそのような写真であることを告げたり、写真を加工するなど見せ方を工夫してきましたが、立証の必要性からカラー写真を見ていただかなければならない場面もあると思われ、事案に応じた配慮を今後とも考えていかなければならないのだらうと思います。

稲田

久木元

岩尾 裁判員制度については、平成21年9月から行われていた「裁判員制度

に関する検討会」が終了しました。

上富 はい。法務省では、裁判員法附則第9条の規定を踏まえ、平成21年9月から、「裁判員制度に関する検討会」において、裁判員法の施行状況やそれを踏まえた措置の要否等につき検討を行っていましたが、本年6月の第18回検討会において、その検討結果が取りまとめられました。

これを受け、本年10月15日、谷垣法務大臣から、裁判員法の一部改正を内容とする諮問が、法制審議会になされました。

現在は、部会において、審議がなされているところです。

稲田 今後の法制審議会における審議の状況を注目していきましょう。

国内法整備

稲田 昨年、廃案となった「刑法等の一部を改正する法律案」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案」が、本年の第183回通常国会でようやく成立し、公布されましたね。

上富 はい。これらの法律は、いわゆる刑の一部の執行猶予制度の導入と、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動を加えることなどを内容としています。先の通常国会では衆議院、参議院ともに全会一致で可決されて成立し、本年の6月19日に公布されました。

岩尾 刑の一部の執行猶予制度が導入されれば、施設内処遇を行った者について、引き続き十分な期間の社会内処遇を実施することにより、犯罪者の再犯防止・改善更生を図ることが期待されています。犯罪者の再犯防止は、刑事司法における喫緊の課題ですから、これら法律の趣旨を生かした運用がなされるよう、施行までの十分な準備が必要ですね。

上富 そうですね。これらの法律は、刑の一部執行猶予制度に関するものを含めそのほとんどの部分は、公布から3年以内に施行されることとなっています。施行までしばらくありますが、関係機関との連携も含め準備に努めてまいります。

次に、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」が、本年6月に成立し、既に本年12月1日に施行されています。

この法律により、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者参加

人が日本司法支援センターから旅費等の支給を受けられるようになったほか、国選被害者参加弁護士を選定請求に係る資力要件が緩和されることとなりました。

岩尾 検察においても、被害者参加人に対する制度の事前説明等を十分に行い、制度の適切な運用に協力する必要がありますね。

上富 さらに、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が、本年11月に成立しました。

この法律は、危険運転致死傷罪の規定の整備、いわゆる「逃げ得」の状況に対処するための罰則の新設、無免許運転による刑の加重の規定の新設など、自動車運転による死傷事犯の実態に即した対処をするための罰則整備を内容とするもので、来年5月までに施行されることとなっています。

岩尾 この法律に基づき、各検察庁において大量の事件処理がなされることとなりますので、刑事局においては、危険運転致死傷罪に関する政令を適切に定めるとともに、罰則の内容等を各検察庁の検察官に周知していくことが必要です。

本年は、昨年とは打って変わって、当局所管の法律が4本も成立しましたし、刑事法制管理官室の局付には大変忙しい一年となりました。

稲田 道路交通法も改正されましたね。

久木元 はい。意識障害を伴う発作を起こす持病を有する者による重大事故や無免許運転を伴う重大事故が相次ぎ、報道等にも大きく取り上げられるなどしたことを受けて法改正がなされました。罰則関連での大きな改正は、無免許運転等の罪の法定刑の引上げや無免許運転幇助行為に対する罰則の新設で、改正法のうちそれらの部分については、既に12月1日から施行となっています。

岩尾 ストーカー規制法も改正されましたね。

久木元 はい。ストーカー行為に端を発する重大な殺人事件等の発生を受けて、禁止命令等を行うことができる公安委員会の範囲が拡大されたほか、電子メールの連続送信行為が新たに規制行為の対象とされるなどの改正が行われ、本年7月及び10月に施行されました。

稲田 公安課では、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」の一部改正法案を通常国会に提出しましたね。

高嶋 はい。現在、継続審議の扱いとなっておりますが、テロ資金供与対策のための多国間の枠組みであるFATFからの指摘事項に対応するための法改正であり、来年以降、早期の成立を目指していく必要があると考えています。

その他（平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会）

稲田 犯罪被害者関係では、本年から「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」が始まりましたね。

上富 はい。被害者参加制度の導入等を内容とする平成19年改正刑訴法の附則では、施行後3年を経過した場合、「施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ものとされており、現在、検討を行っているのですが、検討を行うに当たり、幅広く有識者の意見を聴き、質疑応答を通じた意見交換をする場として、本年1月から「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を開催しています。法務・検察以外には、被害者団体等関係者、刑事法学者、日弁連、裁判所の方々に御出席いただいて、活発な意見交換を行っています。

法制審議会答申、諮問及び法制審議会における審議

稲田 本年は、刑事法関係では、2件の法制審議会からの答申と、1件の新たな諮問が行われましたね。

上富 はい、本年2月に開催された法制審議会総会において、少年法関係の答申が、3月に開催された法制審議会総会において、交通死傷事犯関係の答申が行われ、10月に開催された法制審議会総会において、先ほども話題に出た裁判員法関係の諮問がなされました。

このうち、交通事犯関係については、答申を受け、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が成立しました。

少年法関係の答申は、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件及び検察官関与の対象事件の範囲を「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」にまで拡大すること並びに少年に対する不定期刑の長期と短期の上限をそれぞれ5年引上げ15年と10年にするなど少年に対する刑事処分の見直しを行うことを内容としております。

裁判員法については、「長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外」等を内容とする諮問がなされました。

稲田 刑事司法制度改革については、本年1月に、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」において、「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」が策定され、これに基づいて検討が進展しましたね。

岩尾 この「基本構想」は、それまでの特別部会での議論を踏まえ、新たな刑事司法制度の策定に向けて、今後具体的に検討を進めていくべき事項を掲げるとともに、その検討指針を示すものとして取りまとめられました。「基本構想」の策定後、特別部会においては、まずは専門的・技術的観点から各事項について制度の「たたき台」を策定した上で、それに基づいて議論・検討を行っていくことが効率的との判断のもと、「たたき台」を策定するために、2つの作業分科会が設置されました。

上富 各作業分科会は、本年12月までの間に、それぞれ合計9回の会議が行われ、第1作業分科会では、取調べの録音・録画制度、協議・合意制度、通信傍受の合理化・効率化などの主として捜査に関する事項、第2作業分科会では、証拠開示制度、犯罪被害者・証人を支援・保護するための方策の拡充などの主として公判に関する事項について議論が行われ、その経過が特別部会に随時報告されました。その間、刑事司法制度改革本部においては、特別部会及び各作業分科会の事務局として、各事項について様々な観点からの検討を行いつつ、資料の作成や議事運営を行い、新たな時代にふさわしい刑事司法制度の実現に向け、充実した議論が行われるよう尽力してきました。

岩尾 各作業分科会は、来年2月に予定されている特別部会までに、各制度の「たたき台」を策定し、これを特別部会に提出することとされており、その後につきましては、特別部会において、この「たたき台」を基に、それぞれの制度の採否をも含めた議論・検討が進められ、その意見を集約しながら、最終的な制度案の策定が行われることとなります。

稲田 来年は、刑事司法制度改革にとって、まさに正念場ともいうべき段階となりますね。各制度は、刑事司法制度全体における各制度の位置付けや、それが導入されることによる実務への影響等に配慮した検討がなされなければなりません。これから20年、30年先を見据えて、在るべき刑事司法制度を構築するため、刑事司法制度改革本部には、より一層知恵と汗を絞ってもらう必要がありますね。

国際捜査共助及び犯罪人引渡関係

稲田 近年、犯罪のグローバル化がますます進み、国際捜査共助の必要性も高まっているところですが、国際捜査共助の状況を説明してください。

瀬戸毅国際課長 我が国が外国に対して捜査共助を要請する「囑託」案件のうち、法務省から要請したものは、本年は17件であり、我が国が外国から捜査共助要請を受ける「受託」案件については、本年は76件でした。

昨年は、「囑託」案件が20件、「受託」案件が98件でしたので、件数自体は少なくなっていますが、囑託・受託共に、過去10年の中で昨年に次いで多くなっています。昨年の受託件数が特に多いのは、[redacted]から、[redacted]で数多くの要請がなされたことが影響していますから、そのような特殊事情もないのに、76件に至っている本年の件数は相当多く、捜査共助の件数は、昨年に引き続き、増加傾向にあると言えます。

稲田 逃亡犯罪人引渡し状況はどうでしたか。

瀬戸 我が国が外国に対して逃亡犯罪人引渡請求を行う「囑託」案件について、本年、法務省から行ったものはありませんでしたが、我が国が外国から逃亡犯罪人引渡請求を受け、引き渡した「受託」案件は、[redacted]からのものが1件ありました。

稲田 国際捜査共助や犯罪人引渡しに関しては、相手国の中央当局との意思疎通が重要であり、このような観点から、実務者間の協議も行いましたね。

瀬戸 はい。例年同様、我が国との間で刑事共助条約を締結している米国及び韓国の中央当局者との間で実務者協議の場を設け、刑事共助に関する一般的な問題点や個別案件について協議を行い、また、日EU刑事共助協定が発効して2年が経過し、EUとの刑事共助の案件も相当数経験したこともあり、今年は、初めてオランダ・ハーグにおいて、[redacted]などEUに加盟している8か国との実務者協議も行いました。

稲田 皆さん、どうもありがとうございました。平成25年は、多くの法律を整備することができました。法務・検察としては、引き続き、治安を維持し国民生活の安全を守るという使命を果たすために、公正誠実に職務に取り組んでまいりましょう。

第 1 総務課関係

1	検察の組織・運営	19
2	司法制度改革関係	24
3	予算関係	26
4	教養関係	31
5	検務関係	43
6	結び	50

第 1 総務課関係

1 検察の組織・運営

神村昌通総務課長 皆さん揃いましたので、これから、総務課座談会を始めます。今年 1 年の総務課の取組を振り返るに当たり、まずは、飯島官房参事官から当課の体制を説明してください。

飯島泰官房参事官 はい。総務課は、現在、課長、官房参事官、企画調査室長及び局付 4 名を含む 1 室 6 係体制で職務に臨んでいます。

(1) 定員関係

神村 まず、定員関係についてですが、平成 25 年度までの検察庁職員の定員の推移はどのようなになっていますか。

仲戸川武人局付 検事については、平成 25 年度の定員は 1,822 人となっています。平成 15 年度の検事の定員は 1,453 人でしたので、平成 25 年度までの 10 年間に 369 人の純増が図られています。他方、検察事務官等については、平成 16 年度以降純増が続いたものの、平成 23 年度から純減となっています。

(平成 21 年度以降の検察庁職員の定員数推移)

区分 年度	検事	増減	副検事	増減	検察事務官等				合計	
					事務官	増減	行 (二)	増減	定員	増減
21 年度	1,723	44	899		8,923	65	190	▲ 15	11,735	94
22 年度	1,768	45	899		8,953	30	182	▲ 8	11,802	67
23 年度	1,791	23	899		8,942	▲ 11	170	▲ 12	11,802	
24 年度	1,810	19	899		8,930	▲ 12	157	▲ 13	11,796	▲ 6
25 年度	1,822	12	899		8,924	▲ 6	151	▲ 6	11,796	

飯島 平成 26 年度はどのような観点から増員要求をしたのですか。

仲戸川 平成 26 年度増員要求では、①凶悪事犯等我が国の治安の根幹を侵害する事犯に対する体制の確立、②刑事裁判の充実・迅速化のための体制の確立、③犯罪被害者等支援の体制の確立などといった観点から要求を行いました。

神村 平成 26 年度における増員要求の査定はどのようなになっていますか。

仲戸川 結論から申し上げますと、検事について13人の純増が認められた一方で、検察事務官等について13人の純減となったことから、検察庁全体では純増減なしという査定結果になりました。このうち、検察事務官等については、全体で168人の増員が認められたものの、定員合理化による削減分181人を差し引き、13人の純減（行（二）職員が7人削減されることから、一般の検察事務官は6人の純減）となりました。その結果、平成26年度の定員については、検事1,835人、検察事務官等が9,062人となります。

(2) 組織官職等関係

神村 次に、平成26年度における組織・官職要求の査定はどのようになっていますか。

仲戸川 検察庁関係について、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松高検に人事課長補佐がそれぞれ1ポストずつ、計8ポストの新設が認められたほか、ここ数年継続して要求をしてきた小倉支部（福岡）の首席捜査官の増設が認められました。また、昨年度に引き続き、統括捜査官の増設を要求したところ、小田原支部（横浜）、浜松支部（静岡）、松本支部（長野）、姫路支部（神戸）及び郡山支部（福島）にそれぞれ1ポストずつ、計5ポストの増設が認められるとともに、これまでと同様、検察広報官の増設の要求をしたところ、鹿児島地検に1ポストの増設が認められました。

神村 では、検察事務官の定数等はどうでしたか。

仲戸川 上位級の定数については、福岡高検事務局長の指定職新規適用のほか、金沢地検事務局長の8級への切上げ、最高検企画調査課長補佐、大津地検首席捜査官及び高松地検検務監理官の7級への切上げがそれぞれ認められました。昨今の厳しい国の財政事情の中で、指定職の新規適用が認められたのは、霞が関でも珍しいとのこと、係一同喜びました。また、6級・5級の中位級の定数については、統括捜査官16ポストの6級への切上げ、また、統括捜査官18ポスト及び統括検務官3ポストの5級への切上げがそれぞれ認められました。4級についても、相当数の切上げが認められました。

飯島 公務員人件費を取り巻く環境が引き続き厳しい状況にある中、世代間の公平を図り、職員の士気の維持・高揚を図るという観点から、大きな成果がありましたね。

(3) 会同関係

神村 会同関係についてですが、今年は検察長官会同が2回にわたって開催されましたね。

茂木 潤子局付 検察長官会同は、今年の2月と9月に開催されました。

2月に開催された定例の検察長官会同では、協議事項「現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項」に関し、「国民の期待に応える検察権行使の在り方」「適切な検察権行使を支える組織運営の在り方」の2つのテーマに分けて協議が行われ、9月に開催された臨時の検察長官会同では、協議事項「現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項」に関し、「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想について」「犯罪被害者等の保護・支援の在り方について」「刑事政策的視点を踏まえた取組状況等について」の3つのテーマに分けて協議が行われ、それぞれ各庁から参考となる意見が発表され、活発な議論がなされました。

神村 2月の検察長官会同では、小津検事総長の訓示において、犯罪者の社会復帰、再犯防止に目を向けた検察運営を行うことが必要であるとお話がありましたね。

茂木 はい、近年、犯罪者の社会復帰や再犯防止の重要性がより意識されるようになり、これに向けた関係機関相互の連携も充実強化されてきているところで、検察でも、起訴猶予が見込まれる者について、保護観察所や福祉機関に依頼して、釈放後の住居の確保等の調整を行ってもらうなどの取組が行われており、今後も、こうした取組の実施状況を見ながら、再犯防止のための取組に適切に対処していく必要があります。

佐藤剛企画調査室長 再犯防止の関係では、企画調査室においては、検察・矯正・保護の各機関が保有する情報のうち、再犯防止に資する情報を相互共有して一元的に管理するためのデータベースの構築へ向け、現在、三局等で検討を行っているところです。

茂木 また、いわゆる刑の一部執行猶予制度の導入が平成28年6月までに予定されますが、この制度が導入された場合には、裁判結果、刑の執行、前科の把握などの在り方がこれまでと異なるものとなりますので、検察総合情報管理システムにおいても、今後、同制度の施行へ向けて改修していきます。

神村 今年の10月には、全国次席検事会同が開催されましたね。

茂木 この会同では、協議事項「現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項」に関し、「国民の負託に応える検察権行使の在り方」と「若手検察官に対する指導育成の在り方」をテーマに各庁から意見や事例の報告がなされ、活発な協議が行われました。

神村 この会同では、法務大臣から、犯罪被害者等の保護・支援について、政府全体として取り組むべき課題であり、日常の捜査・公判業務の中で行っている、犯罪被害者等の立場に配慮した様々な取組がより充実したものとなるよう、引き続き努めていただきたいとの訓示がありました。

茂木 平成23年に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画においては、検察庁に関係する施策が多数挙げられていますので、改めてその内容を確認していただき、引き続き、各種施策の確実な実施に努めていただきたいと思います。

(4) 検察国賠

神村 次に、国賠事件についてですが、今年も検察に関する国賠事件で国が敗訴した事案がありましたね。

茂木 今年敗訴が確定した事案は3件です。

1件目は、原告である弁護人が、検察官に対し、弁解録取の前に、地検庁舎内での接見を申し出たのに対し、検察官から、検察官の執務室において検察官同席のもとで面会をしてもらうなどと言われ、結果として接見ができなかったことにより、精神的損害を被ったとして、国に対し、損害賠償請求した事案です。本件の第一審及び控訴審では、原告には被疑者と接見を行う必要性が認められる一方、当時地検庁舎内には秘密接見に適した施設がなかったのであるから、検察官は、原告から接見の申し出を受けたことにより、面会接見について配慮すべき義務を負ったといえ、同行室の戒護体制等を具体的に確認するなどし、より秘密性の保持できる同行室での面会接見の実施に向けた配慮をし、同行室での面会接見の実施が可能であれば、検察官や検察事務官の立会いなしでこれを許可すべきであり、同行室での面会接見が困難な場合でも、他の適当な場所を選択して、できる限り、当該事件の捜査担当者以外を立会人にする必要があったが、検察官はかかる配慮を怠ったもので、裁量権を逸脱した違法行為

に当たるなどとし、国が上告受理申立てをしましたが、最高裁において上告不受理、控訴棄却の判決がなされました。

2件目については、検察官から、昼休みに被疑者との接見が可能であると告げられて来庁した弁護人（原告）に対し、応対した経験の浅い立会事務官が、原因庁の弁護人接見室運用要領の規定を誤解して、昼休みは接見できないものと思い込み、その旨弁護人に告げて被疑者との接見を断ったことにより、被疑者との接見を正当な理由なく拒否されるなどし、公務員による違法な職務執行により損害を被ったとして、弁護人が、国に対し、損害賠償を請求した事案です。

この事案では、立会事務官の違法な接見指定、検察官の注意義務違反、弁護人接見室運用要領の不改訂による違法性の3点が争点となり、一審判決は、原告は、何ら正当な理由なく被疑者との接見を拒否されたというべきであり、立会事務官のした措置は国家賠償法上違法というほかないと判断し、さらに、控訴審判決は、立会事務官の違法な接見指定のみならず、弁護人接見室運用要領の不改訂による違法性についても、運用要領が作成者の趣旨どおりには読まれないおそれが十分にあり、被疑者・弁護人の接見の権利が不当に確保されないという重大な結果が生ずるおそれが十分にあったにもかかわらず、次席検事において、運用要領を訂正し、あるいはその運用指針を周知徹底することを怠っていたもので、本件事務官による本件措置の違法とあいまって違法な結果をもたらしたというべきであると判示しました。

3件目は、殺人未遂事件の被疑者の弁護人（原告）が、検察官が、取調べにおいて、被疑者に対し、検察官には殺意を認めながら原告には否認した事実の有無や、供述の変遷理由等を聴取した上、原告には虚偽の否認をした旨の供述を得てこれを調書化した上、その供述調書を証拠請求した行為は、秘密交通権を害する違法な行為であるとして、国に対し、損害賠償を請求した事案です。

第一審は、原告の請求を棄却しましたが、控訴審は、①マスコミへの発表により秘密性の消失した事項（弁護人に殺意を否認した点）を聴取した行為については違法性が認められないが、秘密性が消失していない事項を聴取した行為については、被疑者と弁護人との自由な意思疎通や情報交換に萎縮的效果を及ぼすおそれがあるというべきであり、国賠法上違法となるというべきである、②接見内容を調書化した行為は、接見内容を聴取した行為と一体のものとして

違法となるというべきである、③本件供述調書の証拠調べ請求行為は、被疑者と弁護人との信頼関係を破壊するおそれのある行為であり、聴取行為とは別個に国賠法上違法と評価せざるを得ないと判示し、国が上告受理申立てをしましたが、これが認められず、原判決が確定しました。

弁護人と被疑者の接見については、こうした国賠事件における判決の内容をよく吟味し、運用に遺漏のないよう十分に配慮する必要があります。

神村 そのほか、和解した事案が1件ありましたね。

茂木 これは、覚せい剤取締法違反事件の被告人の交際相手である原告が、被告人の刑事裁判における弁護人への証拠開示の際、検察官が、弁護人に対し、被告人の証拠書類中にあった原告の犯罪経歴照会結果報告書を、被告人のそれとして誤って開示したため、原告の前歴が被告人等の知るところとなり、これにより精神的損害を被ったとして、国に対し、損害賠償請求を行ったもので、この事案では、[] 前記のとおり、原告の前歴を誤って開示した事実が認められたことなどから、和解をしたものです。

神村 本件では、誤って開示した証拠の内容が、原告の前歴情報であったという点が特徴的であると言えます。検察職員は、こうした情報を日常的に取り扱っているのですから、その責任の重さを常に自覚しておく必要がありますね。

2 司法制度改革関係

神村 司法制度改革の一環として平成17年度から始まった検事の弁護士職務経験制度ですが、これまでに多くの検事を弁護士事務所に派遣してきた実績がありますね。近年は、派遣人数を増やしていることもあって、制度として大分定着した感がありますね。

茂木 平成17年度から本年度までに合計49名の検事が、それぞれ2年間の契約で弁護士事務所に派遣されています。現在は昨年に派遣された7名と今年新たに派遣された8名の合計15名が弁護士職務に従事しています。現在派遣されている弁護士事務所は、次のとおりです。

平成26年度についても、本年度と同様の8名を派遣する予定です。内定者は、日弁連から提示のあった弁護士事務所の中から希望する事務所を選んだ上、面接に行って、自分で派遣先の弁護士事務所を決めることになるのですが、昨年は内定を得るのに苦労したこともあって、今年は昨年より半月早くスタートし

派遣年度	派遣法律事務所	派遣者数
平成24年度		1
		2
		1
		1
		1
		1
平成25年度		1
		1
		2
		2
		1
		1

ました。その結果、多くの方が早期に内定を得ることができましたし、また、第一希望の事務所から内定をもらえた方も多かったようです。

佐藤 判事補が活動する前の段階でこちらがスタートしたことによって、判事補と競合しなかったことが大きいのですかね。

茂木 ええ、そういった面もあるかと思います。

飯島 11月には来年度の派遣内定者と現在派遣されている検事を集めて懇親会を催しましたね。私も参加しましたが、内定者の皆さんが派遣中の検事の話に熱心に耳を傾けていたのが印象的でした。

佐藤 私は参加できなかったんですが、どのような話をされていたんでしょうか？

茂木 現在どのような業務をしているかという話がメインでしたが、例えば [] に派遣されている方だと、日常的に、英語を母国語とする弁護士と仕事の話をする必要があるといった話ですとか、公設事務所の方だと、接見業務等、刑事弁護人でなければできない貴重な体験をされている話などを記憶していますが、皆さん、検察では味わえない大変貴重な経験をされているなと感じました。

佐藤 その貴重な経験を各庁にもフィードバックする必要がありますね。

茂木 本制度により派遣された検事からの報告については、過去の検察月報に掲載されているほか、現在派遣中の方に原稿の執筆を依頼しており、今後も随時紹介したいと思っております。

佐藤 それは楽しみです。

神村 弁護士職務経験で検事がどのようなことを行い、何を学ぶことができたのかなどを各庁に周知することは本人だけでなく検察庁にとっても貴重な財産となるでしょう。

弁護士職務での経験は、派遣された検事本人にとってキャリアアップするための大きな機会となりますし、そこで得た経験を検察庁に戻った後十分に活かしてもらうことは検察庁全体として重要なことです。今後も日弁連等と十分に連携し、より多くの検事に貴重な経験を積んでもらうよう頑張ります。

3 予算関係

(1) 25年度及び26年度予算関係

神村 次に予算関係ですが、まず、平成25年度予算については、昨年度に引き続き、暫定予算が組まれることになりましたね。

仲戸川 はい。平成25年3月29日に、同年4月1日から5月20日までの期間における暫定予算が成立し、行政運営上必要最小限の金額が計上されました。その後、平成24年度補正予算と合わせた「15か月予算」としての位置付けで、平成25年度予算が5月15日に成立しました。5月の大型連休後の当初予算成立は、平成8年度以来17年ぶりのことです。

神村 次に、平成26年度の予算要求はどうになりましたか。

仲戸川 予算要求から査定までの一般的な流れを御説明しますと、例年4月頃から6月頃にかけて、検察庁において行う施策等について調査するとともに、前年度の各庁の予算執行状況を分析するなどして、必要な経費を積算します。その上で、7月頃から8月頃までの間に予算要求資料を作成し、官房会計課と調整しながら、政府の示した基本方針にのっとり、8月末までに概算要求を行います。その後、10月から12月までの間、財務当局に対し、予算の必要性や緊急性などを説明し、12月下旬に予算の査定を受けることとなります。

神村 平成26年度予算については、政府はどのような基本方針を示したので

すか。

仲戸川 平成26年度予算については、「中期財政計画」（平成25年8月8日閣議了解）に沿って、平成25年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしました。そしてこれらを踏まえ、①人件費等の義務的経費については、平成25年度予算額と同額を要求した上で、聖域を設けることなく抜本的な見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図る、②その他の経費については、平成25年度予算額に100分の90を乗じた額の範囲内で要求する、③予算の重点化を図るため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置し、別途②の額に100分の30を乗じた額の範囲内で要望を行うことができる（以下「要望枠」というものでした。

飯島 検察庁関係の予算要求は、どのようになりましたか。

仲戸川 検察庁関係の予算要求に関しましては、各庁における実情等をよりの確に反映するため、本年5月31日開催の高検次席検事事務打合せ会において、各庁から御要望を頂戴し、御要望を踏まえて、デジタルフォレンジック体制整備経費や裁判員制度対応経費等、約18億円を要望枠として要望するなどしました。その結果、検察組織の物件費（選挙対策経費を除く。）が前年度予算額に比して約6.7パーセント増の要求となりました。

神村 平成26年度の予算編成作業は、どのように行われましたか。

仲戸川 平成25年12月12日閣議決定「平成26年度予算編成の基本方針」の下、義務的経費を含め、聖域なく予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策に重点化を図ることとされ、日本の競争力の強化につながる未来への投資や生活の基盤を守る暮らしの安全・安心といった事項に予算を重点化するとともに、歳出の効率化が図られました。

神村 それでは、平成26年度予算の査定結果について説明してください。

仲戸川 先ほど説明させていただいたとおり、平成26年度予算編成については、「概算要求枠」及び「要望枠」が設定され、昨年に引き続き厳しい制約があったところですが、官房会計課の御支援もあり、検察組織の予算として、既定経費を中心に総額約1,066億1,000万円（選挙対策経費を除く。）を確保するこ

とができました。このうち人件費については、前年度に比して約8.4パーセント増に相当する約71億7,500万円増の約925億3,200万円であり、物件費については、前年度に比して約2.3パーセント増に相当する約3億1,000万円増の約140億7,800万円となりました。しかし、この数字は消費税率8パーセントを反映した後の予算額であるため、単純に比較することはできませんが、引き続き厳しい予算となっておりますので、効率的な予算執行をしていく必要があります。

神村 それでは、平成26年度予算の内容について、個別に説明することはあります。

仲戸川 再犯防止対策として、社会福祉士の雇用経費を新規要求し、予算措置が認められました。また、サイバー犯罪対応及びデジタルフォレンジック関係経費や、精神鑑定謝金、司法解剖謝金等につきましても、各庁からの御要望を踏まえて概算要求に反映し、増額を確保することができました。さらに、現場の状況を臨場感をもって法廷で示すことができる全方位撮影機器、いわゆる3Dプリンターで建物や凶器等の模型を作製し、捜査・公判に利用できるようにする模型作製委託経費、また、解説文献の閲覧も可能な判例検索システムである判例秘書など、現場の検察官等に是非活用いただきたい経費を確保しました。

平成26年度予算概算要求査定後の主な増減内訳

(単位：千円)

要求事項	前年度 予算額 A	26年度 要求額 B	26年度 査定額 B	差引増 △減額 B-A	主な内容
1 再犯防止対策経費(新規)	0	118,229	14,068	14,068	社会福祉士雇用経費(賃金4名)
2 取調への録音・録画設備の整備等	848,235	418,243	391,531	△456,764	被疑者取調への録音・録画設備等の整備経費 デジタルフォレンジック体制整備経費等
3 裁判員制度対応経費	274,086	646,532	392,488	118,402	裁判員裁判実施経費 裁判員裁判用模型作製委託経費(新規) 事件現場等全方位撮影・表示用機器(新規) 法廷対応モバイルP Cの更新等
4 刑事基本法制の整備	39,830	43,408	43,863	4,033	調査研究経費等
5 犯罪被害者対応経費	221,350	235,941	237,289	15,939	犯罪被害者等対応合意における備品等の整備(新規) 犯罪被害者等対応周知経費等
6 検察総合情報管理体制の運営	1,868,614	1,829,566	1,881,779	13,165	検察総合情報管理システム運用経費 事務経費改正に伴う改修経費 刑の一部執行猶予対応経費等
7 事件処理経費の確保	3,460,079	3,686,565	3,734,180	274,101	司法解剖鑑定謝金、司法解剖検定料の増 精神鑑定謝金、精神鑑定入院料の増 捜査・公判パソコン等(法務省特別GEA契約ラ イセンス料増) 事件録画等 判例秘書の導入(新規)
8 その他の経費	7,957,620	8,701,705	8,285,642	329,022	各種検察活動充実強化経費(サイバー係検察研修、 東京地検特捜部品庫改修)増等 特捜・財政経済事犯対応経費増 団結・組織犯罪対策経費(通訳謝金)減 庁舎維持管理経費増 経常事務経費増

神村 今後も、予算事情は厳しさを増す一方であると思いますが、捜査や公判等を始めとする検察庁の活動を支えるために所要の経費をしっかりと確保しなければなりません。その一方で、獲得した予算の執行に際しては、無駄な支出を排除するとともに、手続における透明性・効率性を確保し、公共調達の適正化に十分配慮することがより一層重要になっていることに改めて留意する必要がありますね。

(2) 施設整備関係

神村 次に施設関係ですが、平成25年度における庁舎の整備状況について説明してください。

仲戸川 平成25年度に実施している新営工事のうち、平成26年1月に岡山地検本庁が完成する予定です。

また、刑事局では新営工事以外にも重点事項として官房施設課に対し、「協働(共同)執務室の整備」、「録音・録画実施取調室の整備」、「同行室の拡充整備」、「被害者専用待合室の整備」、「弁護士接見室の整備」、「証拠品庫・記録保管庫の拡充整備」など検察業務運営に不可欠な施設整備について要望をしてお

り、各庁から提出された工事計画表に基づき、緊急性、必要性、妥当性等を考慮して、工事を実施しています。

神村 それでは、平成26年度概算要求の査定結果はどのようになっていますか。

仲戸川 検察庁施設関係予算については、法務省施設費等として、平成26年度予算案において、新営整備が認められたのは次のとおりです。

施設庁名	工事内容等	施設庁名	工事内容等
1 福岡高・地検	設計費	9 福井地検武生支部	事業費
2 水戸地検	事業費	10 広島地検尾道支部	設計費
3 奈良地検	設計費	11 山口地検下関支部	設計費
4 松江地検	設計費	12 佐賀地検武雄支部	事業費
5 山形地検	事業費	13 熊本地検人吉支部	設計費・事業費
6 千葉地検松戸支部	事業費	14 旭川地検名寄支部	設計費
7 新潟地検佐渡支部	設計費	15 釧路地検網走支部	事業費
8 神戸地検明石支部	事業費	16 八丈島区検	事業費

神村 「国家公務員宿舎の削減計画」において宿舎使用料の見直しが示されていますが、具体的な動きはありましたか。

仲戸川 平成25年12月12日付で財務省において、「国家公務員宿舎使用料の見直しについて」が公表されました。これによると、平成26年4月から2年ごとに3段階で宿舎使用料を引き上げる予定です。また、宿舎使用料の引上げ率は、全国平均で約1.7倍となります。

飯島 全国平均で約1.7倍ですが、地域によって引上げ率が異なるのですか。

仲戸川 全国の宿舎所在地を5区分に分類し、引上げ率を定めることとしており、地方部（人口30万人未満の市町村（県庁所在地を除く））では、周辺の民間住宅賃料が安価であることを考慮し、引上げ率は1.3倍を上限としています。ただし、個別具体的な引上げ率は、今年度中を目処に改正する関係政省令によって示される予定です。

神村 今回の使用料引上げにおいて、配慮されていることはありますか。

仲戸川 単身赴任先の宿舎使用料については、単身赴任手当受給者を対象に概ね現行水準並に抑制することです。これは、単身赴任先と赴任元の二重生活への軽減措置として配慮したものです。

飯島 ところで駐車場使用料も引上げとなるのですか。

仲戸川 駐車場使用料も宿舎使用料と同様に平成26年4月から2年ごとに3段階で引き上げられ、地域により引上げ率が異なることとなります。ただ、宿舎使用料と異なり引上げ率が全国平均で約3倍となることです。

国家公務員宿舎使用料の見直しに関する概要は、次のとおりです。

「国家公務員宿舎使用料の見直しについて」(平成25年12月12日公表)の概要

国家公務員宿舎使用料の具体的な取扱い

○繰出しに概ね見合う使用料収入の水準
宿舎削減計画実施後(平成28年度以降)の宿舎に係る繰出しに概ね見合う繰入としての使用料(宿舎及び駐車場使用料)収入は500億円程度(現行の算定方式に基づく使用料収入(300億円程度)の約1.7倍)。

○円滑な引上げ実施のための政策的対応

① 地方部(地方(※)における人口30万人未満の市町村(県庁所在地を除く))に係る宿舎使用料の引上げについて、現行水準の1.3倍を上限。

～ 地方部は、周辺民間住宅賃料が比較的安いいため、使用料の大幅な引上げを行えば多くの退去者が発生する可能性。

(※) 現行の基準使用料の算定において、「その他の地域」に区分されている地域。

② 単身赴任先の宿舎使用料は、概ね現行水準並に抑制。

～ 単身赴任先及び赴任元の二重生活への配慮。

見直し後(平成30年4月以降)の宿舎使用料等の水準

○東京23区の場合

区分	新築～15年			築26年(宿舎全体の平均)		
	現行	引上げ後	引上げ額	現行	引上げ後	引上げ額
新築～5年	43,000円		17,000円			
5～10年	39,400円	60,000円	21,600円	27,800円	48,100円	20,200円
10～15年	34,800円		25,200円			

※世帯用で補佐・係長クラスの場合

○地方部(人口30万人未満の市町村(県庁所在地を除く))の場合

区分	新築～15年			築26年(宿舎全体の平均)		
	現行	引上げ後	引上げ額	現行	引上げ後	引上げ額
新築～5年	28,800円	33,800円	5,000円			
5～10年	23,800円	31,100円	7,200円	13,500円	17,500円	4,000円
10～15年	20,400円	26,400円	6,000円			

※世帯用で補佐・係長クラスの場合

○駐車場使用料(平面駐車場)

	現行	引上げ後	引上げ額
東京23区内の場合	5,000円	15,400円	10,400円
人口30万人未満の市町村の場合	2,400円	3,300円	900円

4 教養関係

(1) 検察官に対する研修

神村 次に、話題を教養係の関係に移しまして、まずは研修関係から振り返っ

てみましょう。今年実施した研修はどうでしたか。

茂木 検察官に対する研修については、昨年に引き続いて、検事の外部派遣制度、情報システム専門研修、医療関連事犯担当検事研修、幹部検察官を対象とする研修などを実施しました。

神村 検事の外部派遣制度については、今年は6名の検事を派遣しましたね。

茂木 今年度は、昨年度に引き続き更生保護施設に2名を派遣し、これは既に派遣を終えております。また、

に各1名を派遣中であり、

には、年明けから1名を派遣する予定です。

佐藤 従前の派遣先には、のようなIT系の企業はなかったよね。

茂木 はい。外部派遣制度の目的は、多くの検事が幅広い視野、識見をかん養し、積極的に市民感覚を学ぶことにありますが、IT業界という検察と全く異なる業種の企業において、業務を体験したり、社員の方々と交流することは、まさに幅広い視野、識見をかん養することに資するものであると思います。派遣された検事の研修結果報告書は、今後の検察月報に掲載される予定ですので、多くの方に御覧いただき、これらの企業・団体等の業務がどういうものか知っていただければと思います。

神村 サイバー犯罪対策として、情報システム専門研修の実施結果はどうでしょう。

茂木 この研修は、任官10年以内の検事を対象として、サイバー犯罪の捜査に対応するため、コンピュータネットワークやセキュリティに関する基礎知識等を修得することを目的とした研修で、平成13年度から実施しています。

研修の内容は、刑事局付による情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律に関する概要の講義、民間の専門業者による基礎的な用語の解説から実際にコンピュータを用いた実践的な内容の講習を行ったほか、東京地方検察庁検事と京都府警察本部サイバー犯罪対策課課長補佐からも、自身の捜査・公判経験に基づいてサイバー犯罪に関する講義をしていただきました。

今年度は、10月7日から11日までの5日間に研修を実施し、20名の研修員が受講しました。

本研修は、コンピュータ分野に苦手意識をもつ研修員にとっては、普段聞き慣れないネット用語が飛び交いますし、難易度としても容易とは言えませんが、「コンピュータの知識に疎く、苦手分野であったが、今回の研修でその面白さが分かった。」などの感想が寄せられています。サイバー犯罪の手口は、今後も急速に増加する可能性は高く、捜査官もそれに対応していかなければなりません。捜査能力の養成のため、より充実した研修になるよう努めていきたいと思っております。

神村 デジタルフォレンジック研修も2年目を迎えましたね。

茂木 今年度も、昨年度に引き続き、11月と来年2月の2回、研修員30名ずつの計60名に対して実施することとしましたが、まだまだ検察全体で見れば受講者は少ないので、今後もカリキュラムの見直しを図りつつ、継続していく必要があります。

先日行われた最高検DF推進班との協議では、11月の前期研修のアンケート結果を踏まえて、今後は、事前に研修員に対してデジタルフォレンジックの知識等に関するレベルチェックを行い、その結果に基づいて班分けを行うなど、後期研修から取り入れることとした事項もあります。

佐藤 新規性の著しい分野で、技術や機材の進歩も目覚ましいものがありますから、今後もこうやって研修の在り方を検討することが重要ですね。

神村 医療過誤事件の捜査・公判能力の向上に関しては、医療関連事犯担当検事研修を実施しているところですが、その内容等について説明してください。

茂木 この研修は、検察官に対し、技術進歩の著しい医療の専門的知識を修得させ、医療事故及び医療関連の問題点を含む事件の捜査・公判遂行能力の向上を図るために、平成17年度から実施しているものです。今年も、2つの大学病院において、医療施設の見学、医師、看護師や薬剤師といった医療の各分野の最前線で活躍する方々による講義のほか、手術や外来患者診察の現場体験など、バラエティーに富んだ内容で研修が行われました。

佐藤 研修員からは、医療現場の実態を垣間見ることができた、講義だけでなく体験型のカリキュラムが多く、非常に有意義であったなどといった感想が寄せられていますね。事件記録を読むだけでは分からない、医療現場の実情や医療従事者の視点・考え方に触れることができる貴重な機会となっているよう

です。来年以降も引き続き実施していく必要があるものと考えています。

神村 刑事局以外が企画・実施する検事の国内研修について説明してください。

茂木 主なものでは、法総研による新任検事研修や検事一般・専門研修、アジ研による国際協力人材育成研修、国際研修、汚職防止刑事司法支援研修、国際高官セミナー、そして人事院による行政研修などがあります。各研修に参加した人数は以下のとおりです。

これらの研修は検察官を対象としていますが、国際協力人材育成研修については、昨年から、検察事務官1名が参加し、国際協力活動に従事する場合に必要な知識及び技術について学んでいます。

神村 刑事局においては、今後も、必要となる研修を企画・実施し、検察官及び検察事務官の更なる職務遂行能力の向上を図っていく必要がありますね。

平成25年の主な国内研修実施状況

国内研修の別	人員
新任検事研修	82
検事一般研修	73
検事専門研修	99
国際協力人材育成研修	3
国際研修	5
汚職防止刑事司法支援研修	3
国際高官セミナー	2
行政研修	7

これまで、中堅・若手検察官を対象とした研修について見てきましたが、次に幹部検察官や決裁官に対する研修について説明してください。

茂木 刑事局では、最高検と共催で、新任検事正を対象とした検察運営セミナーを今年の6月と12月に開催しました。また、3月には、次席検事等内定者を対象とした新任決裁官セミナーと支部長内定者を対象とした新任支部長検事セミナーを開催しました。

佐藤 各セミナーの具体的なカリキュラムは、刑事局と最高検が調整して決めています。今年はどうようなカリキュラムでしたか。

茂木 まず、検察運営セミナーでは、検察の在り方検討会議の提言を踏まえ、元裁判官や警察幹部など、比較的検察と関わりのある機関の講師をお招きして、検察に対する率直な意見を述べていただいたほか、組織マネジメントの専門家からも講演をいただき、幹部検察官の意識改革及びリーダーシップのかん養を図りました。また、それ以外にも再犯防止対策や犯罪被害者支援、サイバー犯罪等の時宜に即したテーマも取り上げ、社会への即応力を養うカリキュラムを実施しました。一方、新任決裁官セミナー及び新任支部長検事セミナーでは、中間決裁官に求められる決裁の在り方等を中心に法務・検察の幹部による講演や座談会を行い、決裁官として必要な能力・素養の修得を図りました。

神村 検察を取り巻く社会情勢が様々に変化している昨今では、部下職員を指揮監督する幹部検察官の果たす役割や責任は、一層大きいものであると思います。今後もより一層充実した研修が実施できるよう、カリキュラムの改善・検討が必要ですね。

神村 次に、検事の在外研究についてですが、今年の派遣状況等について説明してください。

茂木 はい、今年の派遣状況一覧はこちらになります。当係が扱う検事の在外研究には、人事院所管の長期・短期在外研究と法務省所管の外国大学留学・若手在外研究の4つがあります。まず、人事院所管のものについては、昨年度の派遣者数が長期在外3名、短期在外2名でしたが、今年度は長期在外5名、短期在外4名となり、昨年度よりも派遣者数を増やすことができました。一方、法務省所管のものについては、昨年度に引き続き、外国大学留学3名、若手在外研究8名が派遣されており、英語圏以外の国の法制度の研究も積極的に行っています。

平成25年の在外研究派遣状況

在外研究	人員	派遣国内訳	参 考
人事院長期在外研究	5	アメリカ 4 イギリス 1	
人事院短期在外研究	3	アメリカ 1 イギリス 1 ドイツ 1	

法務省外国大学留学	3	アメリカ 3	ノートルダム大 1 ミシガン大 1 デューク大 1
法務省若手在外研究	8	アメリカ 2 イギリス 2 フランス 1 ドイツ 1 韓国 1 中国 1	
合 計	19		

(注) 平成24年度及び平成25年度に派遣決定された者のうち、平成25年中に出発した人員。

飯島 先ほど話に出た人事院の長期・短期在外研究について少し触れておきます。これらは人事院による語学審査及び人物審査を経て、派遣者が決定されますが、他省庁からの応募者が多いこと、派遣者には高い語学力が求められることなどから、審査に合格することが年々難しくなっており、派遣者には語学力の向上はもちろんのこと、研究内容の必要性・重要性等を十分認識させるようにしています。

神村 審査が厳しくなっているようですが、今年も多くの特事が在外に派遣されていますね。そういえば、茂木局付も米国に留学した経験がありましたね。

茂木 はい。私は、平成21年にノートルダム大学に留学した経験があります。留学当初は、語学の点で苦労することもありましたが、徐々に生活にも慣れていき、研究を通じて米国の司法関係者や他国からの派遣者と交流することができ、充実した1年を過ごすことができました。在外研究には慣れない手続や語学の問題など、派遣者が不安に感じる部分が多くあると思いますが、そのような不安を少しでも解消し、充実した在外研究ができるよう、全力でバックアップしていきたいと思っています。

神村 在外研究を通じて国際的な視野を養った多くの特事が、今後の法務・検察で活躍することを期待しています。

飯島 これらの在外研究とは別に、例年、陪審制度の調査研究を行っておりますが、裁判員制度が施行されて4年が経過した現状を踏まえ、今年度は、陪審制度の調査を行いつつ、法務・検察にとって課題とされており、かつ、検察の現場における捜査・公判活動に資するものをテーマとして選定し、そのテ-

マを中心とした調査研究を行うこととしております。英国には、「取調べの録音及び録音下の取調べの在り方」と題して、英国元警察官によるセミナーを受講するため、検事、副検事及び検察事務官各2名ずつを平成26年1月末に派遣予定であり、米国には、司法省コンピュータ犯罪部・知的財産部の専門家等からサイバー犯罪に対応するための捜査官の指導・育成方法やこのような指導・育成を行う機関の役割等を調査するため、検事及び検察事務官計8名を平成26年3月上旬に派遣する予定です。

(2) 検察事務官に対する研修

神村 検察事務官に対する外国での研修はどうでしょうか。

茂木 今年は、2月に米国ロサンゼルス郡検事局における研修に1名参加しました。また、FBIが実施する研修については、ナショナルアカデミーとPTI (Pacific Training Initiative) 研修に各1名を派遣候補者として選定しておりましたが、残念ながら今年中の開催はされず、今後のこれら研修の実施も不透明な状況です。検察事務官にとって、数少ない在外研修であり、大変貴重な機会なので是非とも再開してほしいところですが…。

神村 国内での研修はどうでしょうか。

茂木 検察事務官捜査実務研修については、昨年度、新たにデジタルフォレンジック班に専従する研修を設けましたが、今年度は、デジタルフォレンジック捜査実務研修として独立し、5月期、6月期、10月期、11月期にそれぞれ2名ずつ研修員が東京地検に派遣されており、年明けの1月期にも2名が派遣されます。

神村 このような捜査の現場で実務を行いながら、独自捜査に必要な知識・技術や電磁的証拠の保全及び解析を行うための専門的な技術を習得することは、捜査能力の向上のために大変効果的だと思いますので、今後も更に充実させていきたいですね。

神村 総務省情報システム統一研修も実施していますね。

茂木 この研修は、1年に4回実施しており、主に検察事務官が受講していますが、検察官も数名受講しています。研修方法としては、基本的にCD-ROMを使つての受講となり、以下の12コースについて実施されました。コースが豊富にありますので、一度に複数のコースを受講される方もいます。今年

は述べ980名が受講しました。

コース一覧	人員
ウェブページ作成技法	28
データ分析技法	239
プレゼンテーション技法	51
XML 技術	48
コンピュータシステム基礎	168
ネットワーク基礎	108
情報セキュリティ基礎	122
業務・システム最適化基礎	7
情報化施策基礎	12
公文書管理・情報公開・個人情報保護	179
プロジェクト管理基礎	17
PMO / PJMO 新任者	1

神村 情報システムに関することは苦手とする方もいると思いますが、こういった知識は必要とされる場面が多くなってきています。CD-ROM受講ということであれば、自分のペースで出来ますし、この研修を活用して苦手を克服していただきたいと思います。得意な方であれば、その長所をより伸ばすための材料にしたいと思います。

(3) 新任保護観察官検察庁実務研修

神村 昨年度から実施している新任保護観察官検察庁実務研修について、実施に至った経緯及び本年度の実施状況等を説明してください。

茂木 この研修は、昨年7月に犯罪対策閣僚会議で「再犯防止に向けた総合対策」が策定されたことや、「検察の理念」第8項の趣旨等を踏まえ、検察と更生保護の相互理解の増進及び連携の強化を図ることを目的として、実施しているものです。

佐藤 この研修では、検察官や執行事務担当の検察事務官等が新任保護観察官に対して捜査・公判・検務の実務について指導しているとのことですね。

茂木 刑事手続の具体的な流れを理解してもらうため、刑事事件の流れに関する講義を行うほか、各庁の実情に応じ、取調べの傍聴や起訴状・捜査報告書

等の各種書類の起案補助、公判傍聴等を実施しており、本年も同様の予定としております。なお、研修の具体的な内容は各検察庁と更生保護官署との協議で決めることになっています。昨年度の研修員からは、「検察の実務について、理解が不十分な点があったが、講師による懇切丁寧な説明や、捜査等の場面の見学を通じて理解が深まり、非常に有意義な研修であった。」「研修を通じて、被害者や遺族がとても辛い思いをされていることを肌で感じ、新たな被害者を生まないためにも、保護観察対象者に対して、犯した罪の大きさを理解させていくことの必要性を感じた。」「多忙な中であっても、事実を解明するためなら決して労力を惜しまないといった、検察庁職員の職務を全うする姿勢にとっても良い刺激を受けた。」などといった感想が寄せられており、とても有益な内容であったことがうかがわれます。

神村 この研修等の機会を捉えて、検察と更生保護の相互理解が深まり、これまで以上に連携が強化されることを期待しています。

(4) 司法修習関係

神村 次に司法修習の関係ですが、まず、司法試験合格者や検事任官者の動向について説明してください。

茂木 はい。今年は、2,049名が司法試験に合格し、現在67期司法修習生として修習を受けています。また、66期修習生からは82名が検事に任官し、任官者数が昨年よりも増えました。若く優秀な人材が多く任官したことは、検察にとっても喜ばしいことであり、一緒に仕事をする機会が待ち遠しいです。

神村 司法修習に関して、今年も法務省による法務行政修習が実施されましたね。

茂木 はい。選択型実務修習の全国プログラムの一つとして、法務省各部署の講義、施設見学等を内容とする修習を実施しました。

今年度は、9月9日から13日までと、11月11日から15日までの2回行いました。

修習生からは、各講師が話上手で講義内容が面白いし、普段見ることができない施設を見ることができて大変参考になったと好評を得ました。

飯島 また、今年も10月に司法修習生指導担当検事協議会が開催されました。協議会では、司法修習生の能力向上及び検察に対する理解を図るための方策と

課題のほか、次代の検察を担う有為な人材を確保するための方策について、各実務庁から様々な取組や工夫について発表がなされ、現在の検察実務修習における問題点やその対応策について担当者間での情報共有を図りました。

神村 司法修習については、政府による法曹養成制度全体の見直しの中でも検討がなされていますが、その点について説明してください。

佐藤 はい。現行の修習制度は、法科大学院の実務基礎教育の内容のばらつきや修習期間の短縮により、修習内容のより一層の充実が求められています。これを受け、本年7月以降、司法修習委員会において、司法修習の更なる充実を図るための検討が行われるとともに、同年9月には、政府に法曹養成制度改革推進室が設けられ、そこでも同様の検討がなされています。同年12月現在、司法修習委員会において、導入的集合修習を創設することの合意がなされ、今後、制度内容の詳細及びその他分野別実務修習の充実方策等につき引き続き議論・検討が行われる予定です。

神村 将来の法務・検察を支えていく人材の確保・育成は重要な課題ですので、関係機関とも十分議論を重ねながら、各種取組を積極的に行っていく必要がありますね。

(5) 検事志望者に対する説明会

神村 刑事局では、毎年、官房人事課と共催で、司法試験合格者を対象とする進路説明会を実施していますが、今年はどんな感じでしたか。

茂木 この進路説明会は、司法試験合格者に対し、司法修習開始前に、現職の検事との座談会を行うことで、検事任官に興味を持たせて司法修習に臨ませることを目的として実施しています。今年は10月4日に東京会場で177名、10月11日に大阪会場で53名が説明会に参加しました。説明会の流れとしては、最初に説明会参加者全員に対して人事課付から検察官という職業について説明をし、その後、参加者をグループに分けて座談会を行いました。座談会には、東京地検及び大阪地検の検事のほか、司法研修所の検察教官や刑事局付、法務総合研究所の教官も参加し、検察庁や法務本省の業務内容、在外研究等様々な質問に答えいただきました。説明会参加者は各検察官の話を大変高い関心を持って聞いていましたし、中には予定していた時間だけでは足りず、もっと話を聞きたいと希望する者もいたことから座談会終了後に個別に検察官に対応し

ていただきました。検察官という職業に魅力を感じて、検事任官の志望者が増えてくれると嬉しいですね。

神村 そのほか、法科大学院生に対する検察庁説明会も実施しましたね。

茂木 本説明会は、東京地検及び大阪地検の御協力を得て、東京会場では8月19日と20日の2日間、大阪会場では9月3日にそれぞれ開催しました。

参加者については、各法科大学院及び法科大学院派遣検察官にそれぞれ公募ポスターを送付して周知を依頼するとともに、同内容を法務省ホームページに掲載して公募し、メールにより参加申込みを受け付けたところ、東京会場と大阪会場で併せて327名の申込みがありました。なお、当日の参加者は東京会場が2日間で計211名、大阪会場が84名であり、その合計は295名となりました。

この説明会では、始めに総務部副部長から検事の職務等について御講話をいただき、その後、人事課付が、検事の待遇等について説明を行ったほか、現職検事との座談会を実施しました。この説明会の概要等については、検察月報第683号（平成26年2月号）に掲載予定ですので、是非御覧いただきたいと思います。

佐藤 説明会後に実施したアンケート調査の結果では、

といった

意見が寄せられるなど、総じて好評でした。

飯島 優秀な検事任官者の確保のため、今後も引き続き各種の取組を積極的に行っていくことが重要ですね。

(6) 検察広報関係

神村 次に検察広報活動について説明してください。

茂木 はい。各庁には、今年も引き続きふれあい広報に積極的に取り組んでいただきました。特に今年は、少年鑑別所や保護観察所と連携した法教育活動が活発に行われているようです。

佐藤 今年の3月に少年鑑別所との連携を強化して法教育を行っていくべき旨の事務連絡を発出しましたね。また、5月には、保護観察所との連携を充実させる旨の事務連絡も出ていて、各庁には、これらの趣旨を汲み取った上、法教育活動を積極的に実施していただいたということですね。

茂木 そうですね。ありがたいことです。

飯島 8月3日に、今年も法曹三者共催の高校生模擬裁判選手権が行われましたね。今年は東京、大阪、高知、福井で行われたそうですけど、茂木さんは高知に行ったんですよね。高知はどうでしたか。

茂木 はい、とてもおいしいカツオに感動しました。

飯島 イヤ、そうじゃなくて(笑)。

茂木 すいません…。初めて高校生の模擬裁判を見ましたが、みんな熱心に取り組んでいて感心しました。高校生とはとても思えないレベルの高さでした。詳しくは、検察月報683号(平成26年2月号)に掲載される予定です。高知大会の部分を読んでいただければ、参加した高校生の皆さんのレベルとともに、私がどれだけこの模擬裁判に感動したかをお分かりいただけると思います。

神村 法教育の推進は法務省の重要施策ですので、引き続き各庁には法教育の趣旨を踏まえた積極的な検察広報活動を行っていただきたいと思います。

(10分間休憩)

(7) 被害者支援担当者中央研修

神村 それでは再開しましょう。被害者支援関係について説明してください。

茂木 はい。今年も11月に被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官を対象とした被害者支援担当者中央研修を開催しました。この研修では、[REDACTED]から、[REDACTED]にお越し頂き、講義を行っていただいたほか、フリーディスカッションを行いました。フリーディスカッションでは、研修員から各庁における実情や問題点、推奨事例等について発表があり、これに対して参加者からコメントがなされるなど、活発な議論が行われました。

また、いわゆる被害者旅費法について、施行を間近に控えていたことから、刑事局付から手続について説明する時間を設け、被害者支援をめぐる最新の動向にも配慮したところです。

佐藤 今後も刑事司法における被害者支援の重要性を一層認識していただき、関係機関等とも連携しながら、トピックや犯罪被害者等の要望等をも踏まえた充実した支援業務に取り組んでいただきたいと思います。

(8) 検察月報

神村 今日の座談会の内容も、平成26年1月号として掲載されますが、検察月報の編集委員として、今年の月報の発行状況はどうでしたか。

茂木 刑事局としては、多くの検察職員に読んでいただくために、検察の現場で役に立つ情報や、検察の現場以外での執務に関する多彩な情報、法令の新設・改正に関するタイムリーな情報をバランス良く盛り込むことを心がけて、この1年間発行させていただきました。

飯島 そうですね。茂木さんが言っているように、より多くの現場の方々に手に取って読んでいただきたいという思いで、「検察官のための過誤防止上の留意点」の連載記事や、従来の法改正情報に加えて、改正・新設された法令の施行日を知ってもらえるよう「法施行情報」を掲載するなどして取り組んできました。

神村 記事としては充実した内容となっていたのではないのでしょうか。ただ、課題もありますよね。

茂木 はい。昨年もそうだったのですが、検察の現場にお届けできるようになるまでに、時間がかかってしまっているのが現状です。記事の執筆者や編集担当者が、通常業務で大変繁忙な中、深夜まで作業を行っている姿をよく見かけますので、大変心苦しいところではあるのですが…。

佐藤 記事によっては、速報性が重要なものもありますので、速やかに発行ができるよう取り組んでいくとともに、充実した内容のものにしていきたいと思っています。

5 検務関係

神村 検務係は、検務事務はもちろんですが、検察庁の組織及び運営に関する問題や具体的な事件の捜査・公判の手続に関する問題への対応といった様々な分野にわたる事務を担当しており、相変わらず忙しい1年でしたね。

飯島 はい。今年は、3月末に、平成21年9月から最高検察庁とプロジェクトチームを構成して作業に取り組んでいた検察総合情報管理システム(以下「検察システム」という。)の導入に伴う検務関係事務規程の改正及びそれに伴う関係通達の整備を行いました。

また、過誤の発生防止を図ることを目的に昨年10月から検察月報に掲載している「検察官のための過誤防止上の留意点」の連載も引き続き行ってきました。

このほか、例年と同様に、衆・参両院の予算委員会及び法務委員会における法務大臣等への質問の資料作成のほか、国会議員からの説明要請や資料要求等への対応など国会関係業務が多く、検察審査会制度や死刑執行に関する質問等への対応が求められる一方で、6月に議員立法で成立した「死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律」(平成25年法律第66号)の対応や関係政令の整備について、厚生労働省等と共同して対応したことが印象に残っています。

(1) 検務関係事務規程改正関係

神村 今年の春には検察庁における事務の根拠となる検務関係事務規程の大掛かりな改正がありましたね。

煙山 明局付 はい。本年3月19日付けで、事件事務規程、執行事務規程、徴収事務規程及び記録事務規程の全部を改正する大臣訓令が、証拠品事務規程及び犯歴事務規程の一部を改正する大臣訓令が、このほかに、刑事関係報告規程、被疑者補償規程など検務関係事務規程の一部を改正する大臣訓令並びに各事務規程の改正に伴う運用を定めた刑事局長通達がそれぞれ発せられ、4月1日から施行されました。この改正は、事件の受理・処理の管理から公判、裁判結果、刑の執行、記録、犯歴の管理に至るまで、検務部門、捜査及び公判部門における基幹業務に関し、各規程に定められている事務の取扱いについて、従来の紙媒体である帳簿類による管理から、全国の検察庁に整備された統一的な電算システムである検察システムによる管理を原則とし、ペーパーレス化に対応した改正となっています。

神村 この改正がなされるまでは、各庁はどのようにしていたのですか。

煙山 検察システムは、平成18年8月の東京地検を皮切りに、平成19年1月に大阪地検、以後、地検本庁、高検、最高検、支部及び単独区検へと導入を進め、平成21年6月には全国への展開を終えています。事務規程上、検察システムによる事務の取扱い自体は、改正前の各事務規程に定められていた電子計算機処理に関する特別取扱いとして位置付けられていました。

飯島 この改正により、長年の検務係の懸案事項がようやく解消するに至りましたが、各事務規程は検察庁における事務のよりどころとなるものですので、各庁にとっても、待ちに待った改正であったと思います。

ところで、今回の各事務規程の主な改正点について教えてください。

煙山 改正前の各事務規程で定められていた、刑事事件簿、勾留者整理原票、略式命令請求処理簿、公判事件カード、裁判処理簿、徴収金原票など、事務管理のための基本台帳は廃止され、改正後の規定では「検察システムにより管理する」という形に改められました。また、このシステムは、全庁に導入され、掲示板、電子メールといった情報共有機能も設けられていますので、検察庁間における通知文書などは、ペーパーレス化され電子メールによることとなりました。このように、各事務規程の改正を実施したことにより、従来に比べ事務の管理について電子化が図られることとなりました。

一方で、各事務規程の改正によって、検察システムによる管理方法の変更に伴い事務手続上の問題等が少なからず生じているとの報告も受けています。

飯島 今年の検務実務家ブロック会同においても「検察システムによる事務の運用について」を協議事項として取り上げていましたね。

今後の検察システムの運用については、どのようになるのでしょうか。

煙山 今後の予定ですが、検務実務家ブロック会同における各庁の意見を参考に検察システムの運用改善の検討を最高検と協議しながら進めて行く予定です。また、刑の一部の執行猶予制度への対応や再犯防止のための刑事情報連携データベース構築に向けてのシステム改修なども控えています。もちろん、その前には、検務関係事務規程の改正作業が待っています。

神村 事務規程の改正は、先人たちがこれまでに積み上げてきた検務事務の上に立つものでなければなりません。法改正に伴う対応だけでなく、時代の流れに即した規程の改正を検討するなど、柔軟な対応も必要ですね。

(2) 検察審査会関係

神村 検察審査会制度については、平成21年5月に起訴議決制度が導入されてから4年半が経過しました。

本年までの運用状況はどうなっていますか。

煙山 改正検察審査会法施行後、これまでに起訴相当議決がなされた件数は全部で29件あり、そのうち、検察官が起訴した事件は12件です。また、検察官が起訴しなかった事件で、第2次審査で起訴議決とされた事件が8件ありました。

神村 起訴議決に基づき公訴提起された事件の公判状況はどうなっていますか。

煙山 第一審において確定した事件は無罪判決1件、公訴棄却決定1件の計2件です。また、第一審で判決に至った事件で確定していないものは、免訴判決1件、無罪判決2件、科料判決1件の計4件であり、このほか、第一審判決に至っていないものが2件あります。

飯島 科料の判決があった事件については、起訴議決がなされた事件のうち、初の有罪の判決となりましたね。

煙山 はい。この事件については、被告人側が控訴しており、まだ確定していませんので、引き続き裁判の推移に注目しています。

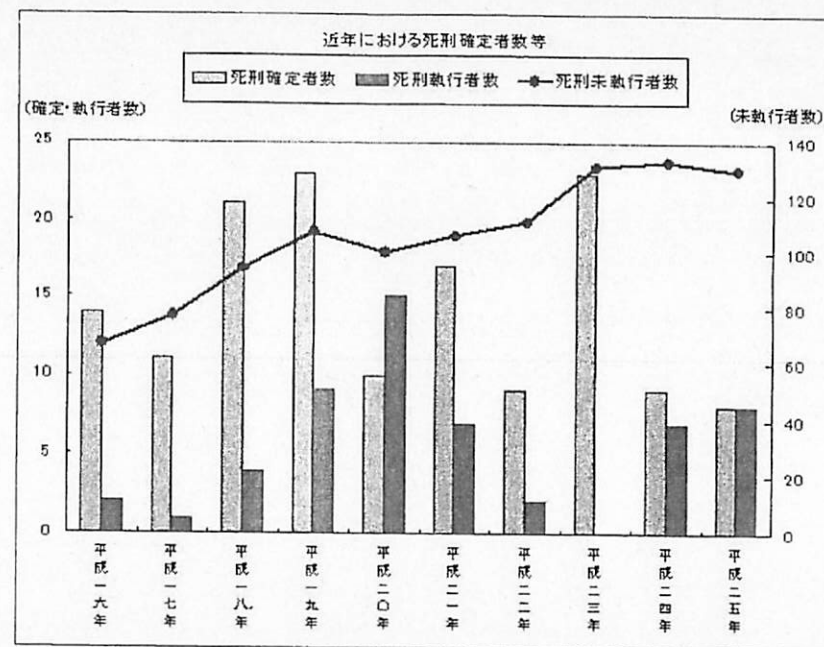
飯島 検察審査会法を改正すべきとの声もありますが、起訴議決に基づき指定弁護士が公訴提起した事例も少ないことから、当面は、起訴議決に基づき起訴された事件の公判経過、裁判結果等を注視し、更なる事例の集積を図る必要があります。

(3) 死刑関係

神村 今年の死刑の執行状況等を説明してください。

飯島 今年の死刑執行人数は8名でした。谷垣大臣の命令により、2月21日に3名、4月26日に2名、9月12日に1名、12月12日に2名の死刑を執行し、それぞれ、執行当日に執行された者の氏名、生年月日、犯罪事実及び執行場所を公表しました。また、今年中に死刑が確定した者は、本年12月17日時点で8名となっております。

なお、平成16年以降の死刑確定者数及び執行者数等は、次の表のとおりです。



神村 死刑確定者に直接関係するものではありませんが、今年は、死刑再審無罪者の無年金問題について、大きな動きがありましたね。

煙山 はい。これまでに、死刑判決が確定し、その後、再審において無罪判決が言い渡されて確定した事件として、4つの事件（免田、財田川、松山、島田事件）がありますが、かねてから、これらの事件で存命中の2名を含め、死刑再審無罪者の無年金状態の解消を求める動きがあり、今年の第183回通常国会において、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律が議員立法により提出され、本年6月19日に成立し、同月26日に公布されました。

飯島 この法律は、死刑再審無罪者を対象とする国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例や、老齢基礎年金等の額に相当する額を国が特別給付金として支給するために必要な事項を定めることを内容とするもので、関係する政令及び省令も併せて整備し、本年9月24日から施行されました。整備作業に当たっては、慣れない国民年金制度等に苦労しましたね。

煙山 はい。「死刑再審無罪者」という文言が入っているだけで、内容はほとんど年金制度に関するものでしたので、政省令の策定に当たっては、年金制度についてきちんと理解する必要がありましたが、畑違いの分野であったため、基本的な考え方を理解するのも大変でした。

また、現在、厚生労働省、日本年金機構及び当省との間で必要な情報を相互に提供するなどして、特別給付金の支給に向けた手続等を進めています。

(4) 職務上の過誤に係る報告関係

神村 職務上の過誤に係る報告について、昨年は116件と過去最多の件数となりましたが、今年はどうような状況ですか。

煙山 今年も残念ながら、昨年に匹敵するペースで報告がありました。12月4日現在で、105件の報告を受けています。中でも証拠品や事件記録の紛失、執行指揮の誤りといった報告が多かったように思います。また、既決犯罪通知のけ怠、求刑の誤りなどの事案も例年同様、多数報告されています。

飯島 検察庁における過誤は、事務に支障を来すというだけでなく、国民の権利を侵害し、検察庁に対する国民の信頼が損なわれるという結果につながりかねないことを十分認識し、検察庁全体の問題として、全職員が過誤防止の意識を持って事務処理に当たることが大切ですね。

神村 検察月報には、昨年に引き続き、過誤防止のための記事を載せたのでしたね。

煙山 はい。「検察官のための過誤防止上の留意点」と題して、近時報告された実際の過誤事例を題材に、検察官が関わり得る過誤の防止のために特に留意してもらいたいポイントについて解説した全7回分の連載を終え、更に2回分を番外編として載せました。

飯島 検事に対する各種研修で実施した過誤テストについての解説も載せましたね。

煙山 はい。検事に対する各種研修の機会に、これまで実際に発生した過誤事例を素材にして作成した「過誤テスト」を実施しました。過誤テストにおいては、管轄、身柄、時効、少年事件、判決・求刑、刑の執行指揮の6つの分野から出題をしているのですが、少年事件や刑の執行指揮といったあまり取り扱わない分野の正答率が低かったのが気になりました。過誤テストの目的は、「擬

似失敗体験」を通じて現場での過誤をなくすことにあるので、過誤テストでの失敗に学び、現場では同様の過誤を起こさないようにしていただければと思っています。

また、検察月報平成25年9月号と10月号に掲載した2回分では、実施した過誤テストの問題のうち正答率が低かったものを取り上げ、その要因や解説を載せました。

神村 検察官のみならず、できるだけ多くの検察庁職員の皆さんに読んでもらい、少しでも過誤の防止に役立つことを期待しています。

職務上の過誤の防止策については、今年の検務実務家ブロック会同でも協議事項として取り上げましたね。

煙山 はい。その協議の中では、過誤防止策として、先ほどお話しした過誤テストを実施して勉強会を開催したという庁もありました。

(5) 検務実務家ブロック会同関係

神村 今年の検務実務家会同は、昨年に引き続きブロック会同として開催しましたね。

煙山 はい。札幌高検において、大阪・仙台・札幌各高検管内のブロック会同を、福岡高検において、東京・福岡各高検管内のブロック会同を、名古屋高検において、名古屋・広島・高松各高検管内のブロック会同をそれぞれ開催しました。今年の協議事項は、「検察総合情報管理システムによる検務事務の運用について」、「検務事務処理上の過誤防止について」及び「証拠品の適正かつ迅速な処分事務を実施するための事務処理上の問題点等について」でした。

神村 具体的には、どのような協議が行われたのですか。

煙山 まず、検察システムによる検務事務の運用に関しては、今般の検務関係事務規程の改正による各庁の事務の現状を把握し、その円滑な運用を図っていくために、検察システムによる管理が原則となったことによる事務手続上の問題点や検察システムによる管理を的確に実施するための方策について協議を行いました。

また、過誤防止に関しては、各庁における過誤防止策及び職員への研修等の取組例だけでなく、その効果として過誤に至らずに済んだ、いわゆる「ヒヤリ・ハット」事例の発表がありました。

証拠品の処分事務に関する問題点に関しては、昨今、証拠品の長期保管により、証拠品が劣化し破損するなど問題となった事例が多く報告されていることから、証拠品を事件終結後1年以上長期保管している事案について受領拒否事例などを中心に、対応に苦慮している点、事件終結前に早期処分した事例や早期処分のために講じている工夫を凝らした方策等について発表がありました。この問題は、証拠品担当事務官だけの問題としてではなく、検察官が、担当する事件の証拠品の留置の必要性について常に念頭におくことが重要です。会同においても多くの庁から、担当検察官に頻繁に確認、検討を促すなどの取組をしているとの意見がありました。

飯島 それぞれの協議事項について、各庁から有意義な意見が寄せられたようです。

煙山 はい。当係としては、検務関係事務規程改正後の事務の実情等を把握する貴重な機会となりましたし、各庁においても、それぞれの庁における事務処理上の問題点や問題解消のために工夫している点、各庁独自の過誤防止策等の情報を共有する良い機会になったと思います。

6 結び

神村 今年の総務課は、検務関係事務規程の大幅な改正への対応などで多忙な1年となりました。

来年もいろいろな困難が待ち受けていることと思われませんが、総務課一同一丸となって、がんばっていきましょう。以上で、総務課座談会を終わります。

第 2 国 際 課 関 係

1 国際課の構成	53
2 国際捜査共助事務	53
3 逃亡犯罪人引渡事務	61
4 条約関係	64
5 国際会議関係	66
6 人権関係	78
7 まとめ	79

第2 国際課関係

1 国際課の構成

瀬戸毅国際課長 それでは、平成25年の国際課を振り返る座談会を始めます。はじめに、国際課の体制と所掌事務の概要を説明してください。

山内由光国際刑事企画官 はい。現在、課長、国際刑事企画官、局付3名、法務専門官、係長3名、係員4名、事務補佐員1名の合計14名体制です。国際課には、刑事局事務分掌規程により、3つの係が置かれており、主に犯罪人引渡し及び捜査共助に関する事務を扱う国際第一係、主に刑事司法に関する他国との国際協力に関する事務を扱う国際第二係、主に二国間の条約に関する事務を扱う国際第三係となっています。なお、3名の局付は、3つの係をそれぞれ単独で担当しているわけではなく、各係の業務を分担兼務しています。

2 国際捜査共助事務

瀬戸 国際課の主要な業務の1つとして、国際捜査共助及び犯罪人引渡しに関する事務があげられますが、まず、国際捜査共助事務の概況について説明してください。

北嶋良蔵局付 国際捜査共助は、外国の要請により、当該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供をすることを言いますが、逃亡犯罪人引渡しの場合と同様に、我が国が外国に対して証拠収集を請求する「嘱託」と、我が国が外国から証拠収集を請求される「受託」の場面があります。過去10年間の国際捜査共助の嘱託、受託の状況は、表1及び2のとおりです。

嘱託事案では、警察等の捜査機関が警察庁等を通じて共助要請を行う場合と検察庁が法務省を通じて共助要請を行う場合があります。表1は、検察庁が共助要請した件数を表したものです。

一方、受託事案では、全ての案件が法務省に送られることになっており、表2は、我が国に対して要請がなされた全ての件数を表したのになります。

そして、受託事案については、当課で要件等を検討し、共助を実施すると判断した場合には、各地検などに依頼して実際の証拠収集等を行っていただいています。

要請事項の内容に鑑み、検察庁における実施が適当な場合には、各地検に共

助の実施を依頼し、各都道府県警や地裁等での実施が適当な場合は、警察庁や最高裁判所等に実施を依頼しています。ちなみに、本年各地検に実施を依頼した件数は30件でした。

表 1

捜査共助（嘱託）件数の国別内訳(平成25年12月末現在)

年次 国名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
アメリカ合衆国	1	1	4	2	2	1	1	2	4	
アルゼンチン共和国							1			
イラン・イスラム共和国				1						
インドネシア共和国								1	1	
グレートブリテン及び 北アイルランド連合王国					1				1	
エクアドル共和国							1			
オーストラリア連邦						1				
オーストリア共和国		1								
オランダ王国										
カナダ				1		1				
シンガポール共和国	1					1			2	
スイス連邦			2							
セルビア共和国			1							
タイ王国		1	1		2					
大韓民国	1	1	2	6	2	3	3	1	5	
中華人民共和国		1	2	1			3	3	2	
ドイツ連邦共和国			1							

年次 国名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
トルコ共和国								1		
ニュージーランド										
ノルウェー王国		1								
パキスタン・イスラム共和国	1									
フィリピン共和国			1	2						
フランス共和国	1				1					
ブラジル連邦共和国							1			
ベトナム社会主義共和国					2					
ベルギー王国								1	2	
ペルー共和国			2							
香港		1		1	1	2		2	1	
メキシコ合衆国		1								
リヒテンシュタイン公国									2	
ルクセンブルク大公国						1				
ロシア連邦										
合 計	5	8	16	14	11	10	10	11	20	17

表 2

捜査共助（受託）件数の国別内訳

年次 国名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
アメリカ合衆国	4	1	2	7	6	1	1	4	6	

年次 国名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
アルゼンチン共和国										
イスラエル国		2	2		1		2	2	1	
イタリア共和国	1	1						2	3	
イラン・イスラム共和国									1	
インドネシア共和国								1	1	
ウクライナ		1	1		1				1	
オーストラリア連邦	2	1		3			1	1	1	
オーストリア共和国									1	
オランダ王国	2	2	2			1	2		3	
カザフスタン共和国		1					1			
カナダ		3	1			1			2	
キプロス共和国					1		1			
グレートブリテン及び 北アイルランド連合王国	2	2		6	2	5	2	2	4	
ケニア共和国								1		
コロンビア共和国	1	4	2					1		
スイス連邦			1	1	2		3	2	1	
スウェーデン王国		1								
スペイン		1						1	2	
スロバキア共和国			1					2	1	
セルビア共和国※				1						
タイ王国		1			2			1	3	

年次 国名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
大韓民国		3	3	5	5	8	3	8	8	
タンザニア連合共和国						1				
チェコ共和国	1		3		1	1	1	1	2	
中華人民共和国	1						1	2		
チリ共和国			1							
デンマーク王国		1								
ドイツ連邦共和国		3		4	3		3	3	5	
トルコ共和国		1					2	1	5	
ニュージーランド	3	1						1		
ハンガリー										
フィリピン共和国					1					
フィンランド共和国									1	
ブラジル連邦共和国		1	1							
フランス共和国	1	4	1	3			1	2	3	
ブルガリア共和国			1		1		2		3	
ベトナム社会主義共和国						1	1			
ベラルーシ共和国		2					2			
ペルー共和国		4		1		1	4	3	1	
ベルギー王国		4	1					2	1	
ポーランド共和国		13	8				1	1		
ボツワナ共和国			1						2	

年次 国名	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
ポルトガル共和国						2	1	1	2	
香港				2			2		2	
マラウイ共和国							1			
マレーシア	1	1	1							
メキシコ合衆国		1						1	1	
モンゴル国						1			1	
モンテネグロ									1	
ラトビア共和国									1	
リトアニア共和国		2				1		1		
リヒテンシュタイン公国								3		
ルクセンブルク大公国		1								
ルーマニア								3	2	
ロシア連邦	5	8	2	1	2	2	2	2	26	
合 計	24	71	35	34	28	26	40	55	98	76

※ セルビア共和国は、H18.6.5 までセルビア・モンテネグロ

瀬戸 続いて、捜査共助に関する個別案件について見ていきましょう。まず、我が国から外国に対して捜査共助要請を行った嘱託案件については、検察の現場の関心が高いところとは思いますが、捜査が進行中の事案など内容が機微にわたるものが少なくないため、個別事案の紹介は避け、今年の傾向等の概略の説明にとどめた方が良いでしょう。朝火局付、いかがでしょうか。

朝火恒行局付 表1のとおり、平成25年に全国の検察庁から外国に対し捜査共助要請を行った件数は17件であり、昨年の20件に続き増加傾向にあります。要請内容は、[REDACTED]が多く、また、今年の傾向

として特筆すべきは、[REDACTED]

[REDACTED] ケースもありました。

山内 [REDACTED]

[REDACTED] 引き続き、その動向

を注視していく必要があるでしょう。

瀬戸 嘱託案件に関しては、「新・国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」を作成し、検察月報680号（平成25年11月）に掲載しましたね。

朝火 はい。この「新・国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」は、検察月報463号（平成7年4月）に掲載され、検察月報抄録第12巻（平成7年～平成8年）に収録されている「国際捜査共助要請・海外出張マニュアル」を補訂するものです。是非、捜査共助要請を発出される際の参考にしていただければと思います。

瀬戸 次に、我が国が外国から捜査共助要請を受けた受託案件についてですが、共助の実施又は拒否の判断が[REDACTED]がありましたね。ただ、この案件はまだ継続案件となっておりますので、説明は差し控えた方が良いでしょう。それを前提に、今年記憶に残った案件について説明して下さい。

山内 まず、昨年、画期的な取組として、[REDACTED]からの共助要請に基づき、[REDACTED]を実施しましたが、今年も引き続き、この画期的な取組例を積み重ねることができたという点では、非常に有意義な一年でしたね。

朝火 はい。概要を御説明しますと、[REDACTED]からの共助要請に基づき、[REDACTED]

[REDACTED]を行いました。この共助要請は、[REDACTED]

北嶋

朝火

山内 逆に、[]を外国に要請する場合には、[]

瀬戸 これまで逃亡犯罪人引渡しの場合に限った論点であった死刑問題が、捜査共助の場合にも現れた案件がありましたね。

朝火 はい。逃亡犯罪人引渡しに関し、我が国が法定刑に死刑を含む犯罪につき、死刑廃止国に引渡しを請求したところ、[]

石田良局付 どのような結果になったのですか。

朝火 最終的には、[]

瀬戸 死刑存置国より廃止国の方が多く、その差は開く一方ですから、今後はこのようなケースが増えるとも思われますので、引き続き適切に対処しましょう。ところで、刑事共助条約の締結交渉はどうでしたか。

朝火

[]条約の締結交渉については、外務省や警察庁などの関係省庁との連携が不可欠ですから、来年も引き続き、関係省庁との調整をしつつ、準備検討を進めていくつもりです。

瀬戸 捜査共助に関するものとして、今年は捜査共助の中央当局間の実務者協議を数多く実施し、実りのある一年となりましたね。

山内 はい。例年、刑事共助条約を締結している米国や韓国の中央当局者と実務者協議を行い、共助嘱託・受託に当たって顕在化した一般的な問題点や懸案となっている個別案件に関する協議等を行ってきましたが、今年は、5月に東京で米国と、11月にソウルで韓国と、それぞれ実務者協議を行ったほか、初めての試みとして、6月にオランダ・ハーグでEU各国と実務者協議を行いました。

朝火 EUとの間の刑事共助協定は平成23年1月に発効したわけですが、EU26か国を歴訪するわけにもいかず、企画官のアイディアで、捜査共助に精通したEU各国の実務家が集まっている「ユーロジャスト」という箱を利用して実務者協議をやろう、ということで実施したものでしたね。

山内 ええ。日EU刑事共助協定が発効して約2年が経過した中で、特に共助受託に当たって問題点が顕在化した、[]

[]の8か国に絞り、各国との間で30分程度ずつ個別協議を行うことができました。

[]我が国法制上の差異を踏まえた説明を行いました。

瀬戸 担当者同士が顔を合わせて協議することは、問題点の解決、そして相互の信頼関係醸成の一番の近道ですから、引き続き実施していくことが重要ですね。この点でいうと、刑事共助条約が平成23年2月に発効し、共助件数も比較的多いロシアとの実務者協議はどうなっていますか。

石田

3 逃亡犯罪人引渡事務

瀬戸 では、次に、逃亡犯罪人引渡事務の概況を説明してください。

北嶋 逃亡犯罪人引渡しは、外国に所在する逃亡犯罪人の引渡しを当該国から受けるというのですが、我が国が外国に対して逃亡犯罪人の引渡しを請求する「嘱託」と、我が国が外国から逃亡犯罪人の引渡しを請求される「受託」の場面があります。嘱託の場合には、検察庁が法務省を経由して請求する場合と、都道府県警等が警察庁等の関係省庁を経由して請求する場合があります。過去10年間の逃亡犯罪人引渡しの嘱託、受託の状況は、表3のとおりです。

表3

○ 外国から正式に犯罪人の身柄の引渡しを受けた事例（嘱託）

年次	件数	相手国	罪名
22	2		

* 調査期間は、平成16年から同25年までの10年間。

○ 我が国から法務省を経由して正式に犯罪人の身柄を引き渡した事例（受託）

年次	件数	相手国	罪名
17	2		
18	1		
19	2		
20	2		
23	1		
24	1		
25	1		

* 調査期間は、平成16年から同25年までの10年間。

瀬戸 逃亡犯罪人引渡しの個別案件としては、今年は、外国から引渡しの請求を受けて逃亡犯罪人を引き渡した事例が1件ありましたね。その事例を簡単に説明してください。

北嶋 これは、

山内 本年、当課で逃亡犯罪人引渡しを検討した事案は他にもありましたね。
北嶋 はい。外国から逃亡犯罪人引渡し請求を受けた事案は、他にも複数あります。国際課において、日々、受領した引渡請求書につき、逃亡犯罪人引渡法に定められた要件を充足しているかを検討しますが、その結果、要件を満たさないと判断して、相手国に伝達した事案もありましたし、要請書の不明な点などにつき、相手国の担当者に確認を求めるなどして、調整を進めている事案もあります。

朝火 また、

という事案もあります。

瀬戸 日本は、米国及び韓国との間で、逃亡犯罪人引渡条約を締結していますが、その他の国との間における逃亡犯罪人引渡条約の締結交渉についてはどうなっていますか。

石田 中国との間で逃亡犯罪人引渡条約の締結を目指しているところですが、

瀬戸 引渡しに関し、中央当局間の実務者協議それ自体ではありませんが、東アジア太平洋地域の犯罪人引渡し・刑事共助の実務者協議も開催され、朝火局付が出席しましたね。

朝火 はい。今年7月に韓国ソウルにおいて、東アジア太平洋地域の犯罪人

引渡し・刑事共助の実務者が一同に会する協議会が開催され、当課からは私と酒井国際第一係長が出席しました。

石田 昨年にタイのバンコクで開催された第1回会合に続く、第2回会合でしょうか。

朝火 その通りです。今回の会合では、犯罪人引渡しも協議対象とし、各国から犯罪人引渡しに関する法制度のプレゼンテーションが行われ、私もプレゼンテーションを行いました。

瀬戸 今後、東アジア太平洋地域各国との間で犯罪人引渡し案件があるかもしれないから、各国の引渡しに関する法制を知る機会は重要ですね。

朝火 はい。今回の会合に当たっては、各国がそれぞれ引渡し及び捜査共助に関する法制をまとめた資料を提出し、会合では、それらをまとめたブックレットが配布されましたので、大変貴重な資料となりました。

4 条約関係

瀬戸 続いて、犯罪人引渡条約や刑事共助条約以外の条約交渉への対応について説明してもらいたいと思います。

山内 今年、目立った条約交渉といえば、米国とのPCSC協定（Agreement on Enhancing Cooperation in Preventing and Combating Serious Crime：重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する協定）ぐらいでしたでしょうか。

朝火 はい。PCSC協定は、テロを含む重大な犯罪の防止及び捜査並びに米国の査証免除措置下での安全な渡航の円滑化のため、米国が査証免除プログラム参加国に対して締結を求めている協定です。その内容は、テロを含む重大な犯罪に関連すると疑われる人物の指紋情報を相手国に送信することにより、相手国からその保有する一定範囲の指紋情報に一致するものがあるかどうかについて自動的に回答を得ることができ（第1次照会）、一致する指紋情報があるとの回答が得られた場合には、その人物に関する追加的な情報の提供を要請することができる（第2次照会）、というものです。

山内 条約交渉という観点からは外務省、及び指紋情報という観点からは警察庁が中心となって対応していると思うのですが、当課も相当コミットしていますよね。

朝火 はい。第1次照会において、警察庁が保有する指紋情報のうち、どの範囲で照合するのかといった点や、刑事手続全般について助言等を行うという立場で条約交渉に参加しており、ワシントンD. C. での会議やテレビ会議は課長クラスの出席が求められましたので、国際課長に出席していただき、小職がアattendしました。

瀬戸 時差の関係で、どうしてもテレビ会議のスタート時間は午前7時30分や午後8時30分になり、そこから約3時間にわたりテレビ会議をするのは、さすがに疲れましたね。

朝火 条約交渉が本格化した今年3月下旬から実質合意に至った今年9月上旬までの間、合計20回、朝又は夜にテレビ会議を行いました。その間に、ワシントンD. C. での会議や関係省庁間の会議もありましたから、結構大変でした。

瀬戸 実質合意に至ったとはいえ、まだ署名前で細部の協議が必要ですから、引き続き交渉を頑張っていきましょう。

山内 PCSC協定以外では、条約交渉には全く入っていませんが、今後注視していくべきものとして、米国とのグローバル・エントリーがありますね。

朝火 はい。グローバル・エントリーとは、日米間の渡航者のうち、両国入国管理当局間での事前スクリーニングをクリアした申請者については、入国審査時、専用端末における指紋とパスワードのチェックのみで入国ができるようにする制度です。

石田 そうすると、グローバル・エントリーが締結されれば、米国での入国審査の際、一般の長い列に並ぶことなく、簡易な手続で入国できるようになるのですよね。ところで、刑事局はどういう点でグローバル・エントリーに関わることになるのでしょうか。

朝火 はい。事前スクリーニングに当たっては、申請者の前科や捜査対象の有無が判断材料とされるため、そのような情報を提供できるのか否か等について関与することになります。

瀬戸 まだ条約交渉に入るかどうか分からない事前の検討段階ではありますが、引き続き注視していきましょう。

5 国際会議関係

瀬戸 続いて、国際会議関係に移りましょう。まず、当課が担当する国際会議の目玉である国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）から振り返りたいと思います。

朝火 はい。コミッションは、毎年1回、春にウィーンで開催されている会議で、国連全加盟国が参加して今後の刑事司法の在り方について協議を行う会議です。今年の第22回コミッションには、三浦最高検監察指導部長を団長とし、神村元国際課長、山内国際刑事企画官、谷中元局付と小職のほか、国連アジア極東犯罪防止研修所の清野次長、外務省担当者4名からなる代表団が派遣されました。

山内 とにかく今年のコミッションは、史上最多とっていい23本の決議案が提出されたため、例年にない態勢を外務省と組んで対応した次第です。とはいえ、今回も大車輪の活躍を見せてくれたウィーン代表部の菅野一等書記官がいてこそ、なんとか対応できたという感じでしたね。

瀬戸 今年のテーマ別討論は、「環境犯罪」であったと聞いていますが。

朝火 はい。そこで、三浦部長には、我が国を代表してステートメントを実施していただく際、我が国の環境犯罪への取組をアピールしていただきました。

山内 今年特筆すべきだったのは、決議案の数の多さもそうですが、オランダなどが提案したジェノサイド、戦争犯罪に関する国際協力に関する決議案が、
[]による大反対を受けて、撤回に追い込まれたことでしょうか。

朝火 そうでしたね。ジェノサイド、戦争犯罪はコミッションのマンデートには入らないという入口論で大反対を受け、結局、中身に入ることもできず、撤回を余儀なくされました。

山内 コンセンサスでしか決議案を採択しないというウィーン・スピリットを維持するため、結局、撤回されたわけですが、最近、溝を埋め難い議題が多くなっており、今後も維持できるかどうか分かりませんね。

瀬戸 続いて、今年は、国連腐敗防止条約の締約国会合がありましたね。出

席した朝火局付から説明してもらいましょう。

朝火 はい。国連腐敗防止条約と国連国際組織犯罪防止条約の締約国会合は、それぞれ交互に隔年で開催されており、今年は、国連腐敗防止条約の締約国会合が11月にパナマで開催されました。我が国は、国連腐敗防止条約を批准しておらず署名国にすぎないため、オブザーバー資格で参加し、我が国からは、冒頭に長谷川最高検公判部長に出席していただいたほか、小職及び外務省担当者1名が派遣され、ウィーン代表部の菅野一等書記官とともに3名で、全体会議、国際協力に関するワーキング・グループ、レビューメカニズムに関するワーキング・グループ、決議案の非公式協議に当たりました。

山内 特筆すべきことはありましたか。

朝火 はい。被審査国に過大な負担を強いている現在のレビューメカニズムを見直す決議案が提出されたのですが、既に審査を受けた発展途上国を中心に、非公式協議における議論にすら応じないという対応を採ったため、中身に入ることなく撤回を余儀なくされました。先ほどコミッションの説明でも触れましたが、締約国会合も、ウィーン・スピリットと呼ばれる全会一致の精神に基づき運用されているところですが、残念ながら、全会一致の精神を逆手に取って不都合な決議案に関しては議論にすら応じないという対応が横行し始めているように思えます。今後、全会一致の精神に基づく運用が維持され得るのか注視して対応していく必要があると思います。

山内 多数決になれば、圧倒的に発展途上国の方が多いですから、我が国にとって全会一致の精神に基づく運用が維持されるか否かは大きな問題ですね。

瀬戸 では、次の話題に移りますが、今年もFATF（金融活動作業部会）には色々な動きが見られましたね。まずFATFについて簡単に説明してください。

石田 FATFとは、1988年の麻薬新条約採択を契機として、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された多国間の枠組みです。契機からも分かる通り、元々は麻薬犯罪に伴う犯罪収益のマネー・ローンダリング対策の国際基準作りを行なうための枠組みでしたが、同時多発テロ後にはテロ資金供与対策にも取り組んでおり、また最近では大量破壊兵器拡散対策にも取り組みつつあります。これらマネロン等の対策に係る勧告を策定し、加盟国がそ

の勧告にのっとった制度を設けているかどうかを相互に監視しあい、必要に応じて非遵守国にプレッシャーを掛けたりすることが主な活動内容となっています。なお、FATFへの加盟国自体は34か国及び2機関に過ぎませんが、我が国も加入しているAPG（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）を始めとして、世界の各地域にFATF同様の相互審査を行なう多国間の地域的枠組みが存在しており、非常に多くの国がそのような地域的枠組みに参加しているので、FATFの影響力はFATFへの加盟国数だけからは計りきれず、事実上の国際スタンダードの設定機関となっているといえます。

山内 相互審査の進捗状況はどうなっているのですか。

石田 現在は2003年に改訂された「40の勧告」及び2001年に作成された2004年に項目が追加された「9の特別勧告」に基づく第3次勧告に従って相互審査が行なわれています。この相互審査で、ある程度以上の評価を得た国は相互審査プロセスから卒業することができるのですが、そのような評価を得られなかった国はフォローアッププロセスに入り、卒業水準に達するまで定期的に進捗状況を報告しなければなりません。米国や豪州を始めとして先進国でも未卒業国は少なくなく、我が国もやはり卒業できていません。なお、第3次勧告に従った相互審査及びフォローアッププロセスは2014年2月をもって終了し、同年に、2012年に作成された第4次勧告に基づく相互審査が始まることになっています。

北嶋 しかし2014年2月の段階で卒業水準に達していない国はどうなるのでしょうか。

石田 それは重要な論点となっています。

山内 FATFといえば、今年の夏にはハイレベル使節団が来日しましたね。そのことについても説明してください。

石田 非遵守国に対してプレッシャーを掛けることがFATFの活動内容の1つであることは先ほど御説明したとおりですが、そのプレッシャーの掛

け方にも色々あります。その国の担当大臣宛に書簡を送付するのも1つの方法ですが、それでも十分ではないとFATFが判断した場合、その国にハイレベル使節団を派遣することがあります。我が国には、今夏、ハイレベル使節団が派遣され、担当省庁の大臣との面会や担当者との面談などが行なわれました。

北嶋 我が国は、具体的にどのような点について取組が求められているのですか。

石田 主に4点挙げられます。まずは金融機関に十分な顧客管理義務が課されていない点です。この顧客管理に係る勧告には、

次にテロ資金供与対策の強化です。例えばテロリストに対する物質的支援の犯罪化や非テロリストによるテロリストのための資金収集の犯罪化です。これについては、刑事局において法案を作成し、国会に提出済みですが、現在、継続審議となっています。その次にテロリストの資産凍結で、特に国内居住者間での取引への対策が求められています。最後に国際組織犯罪防止条約の批准が求められています。

朝火 課題が多いですね。

石田 おっしゃるとおりだと思います。しかしながら、FATF勧告に十分に従っていないと指摘されたトルコが

また米国が、

FATFのペナルティーは竹光ではないので、我が国も進展を見せていかなければ厳しい展開に追い込まれることとなりそうです。

瀬戸 先ほど話に出たアジア太平洋マネー・ローンダリング・テロ資金供与防止対策グループ（APG）年次会合が夏頃にあったと聞いていますが、新しい動きはありましたか。

石田 我が国は6月のFATF会合で報告したフォローアップレポートと類似の報告をしましたが、

朝火

石田 FATF勧告7の解釈ノートには、資産凍結の対象とすべき者に、北朝鮮の核拡散などに関わった者が挙げられており、

山内
石田

瀬戸 FATFのように勧告を履行しない場合における制裁があるわけではありませんが、OECD贈賄作業部会もFATFに並んで非常に厳しい会議ですね。今年の動向を説明してもらえますか。

朝火 はい。まず、OECD贈賄作業部会は、「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」に基づき、締約国が同条約を担保する国内法の整備状況や外国公務員贈賄罪の捜査訴追状況等を審査し、勧告を出すなどの作業を行っており、毎年4回、3月、6月、10月、12月に開催されています。今年は、12月にフェーズ3対日審査（平成23年12月採択）の2年後報告とその審査が行われました。

山内 去年6月に行われたフェーズ3対日審査6か月報告の際は、贈賄作業部会から、外国公務員贈賄事件の捜査訴追件数が極めて少ないこと、贈賄による収益の没収を可能とし、その収益の洗浄を犯罪化するための組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の改正について進展がないことについて懸念が示されていましたね。今年の2年後報告の審査結果はどうになりましたか。

朝火 表4を御覧下さい。左側がフェーズ3対日審査に基づく勧告内容、右側が2年後報告を踏まえた審査結果です。表5が審査結果に基づく勧告内容となります。

表4
フェーズ3対日審査に基づく勧告内容と審査結果（法務省関連部分に限る）

	勧告内容	審査結果
勧告2	外国公務員贈賄の有罪判決に際して、外国公務員に賄賂を贈ることから生じる収益を没収するために必要な法的根拠を至急設けることを勧告する（6か月後報告）。	未実施
勧告4	外国公務員贈賄事件の捜査・訴追に関し、日本が、積極的に端緒をつかみ捜査を遂げるために適切な方策を至急講じることを勧告し、更に、以下のことを勧告する（6か月後報告）。	
(a)	非強制的な捜査手法及び捜査共助の要請を、適切な場合に、可能な限り早期の段階から活用し、また、日本の刑事司法制度を見直すため法務省に設置された法制審議会での議論を含め、通信傍受や刑事免責の付与等の新たな外国公務員贈賄捜査手法の利用についての日本の検討状況を報告すること（24か月後報告）。	一部実施
(b)	経済・金融犯罪に特別な責任を有する地方検察庁における特別捜査部・特別刑事部が外国公務員贈賄事件を捜査する枠組をより強化するために、(i) 同部が所管する犯罪に、外国公務員贈賄罪が含まれることを明記し、(ii) 外国公務員贈賄事案を発見、捜査、訴追するために適切な人的・物的資源を配分し、(iii) 警察や税務当局・証券取引等監視委員会を含む関係諸機関との効果的な連携を図ること（6か月後報告）。	(i)…実施済み (ii)…未実施 (iii)…実施済み
(c)	犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）からのFIU情報を如何に活用しているかについて、法執行機関がJAFICと計画的にフォローアップすることを確保するための適切な方策を講じること（6か月後報告）。	一部実施
勧告5	外国公務員への贈賄による収益の洗浄が犯罪となるよう組織的犯罪処罰法の必要な改正をするための方策を至急講じることを勧告する（6か月後報告）。	未実施

表5

フェーズ3対日審査に2年後報告を踏まえた勧告内容（平成25年12月採択）
（法務省関連部分に限る）

勧告内容（要旨）
○ 未実施及び一部実施の勧告につき、贈賄作業部会に対し、1年後報告を行うこと
○ 組織的犯罪処罰法の改正の進捗状況を毎会合で口頭報告すること
○ 外国公務員贈賄事件の積極的な端緒発見、捜査、訴追を可能とする警察及び検察におけるリソースを構築するための具体的な計画を策定すること
－ そのプランに関係する関連省庁の幹部に対し、その計画を策定する旨の勧告を出した旨の書簡を送付すること
－ 2014年3月会合で、その計画の方向性・検討状況を口頭報告すること
－ 2014年6月会合で、その計画の履行に関する詳細を書面報告すること
－ 2014年6月会合における計画の履行に関する具体的内容が不適当であると認められる場合には、「日本は、条約の履行が不十分である」旨を公式発表すること

まず、フェーズ3対日再審査（フェーズ3 bis）を免れたというのは、救いでした。なお、未実施及び一部実施の勧告全てに関し、1年後報告を行うという勧告は、全加盟国が受ける通常の勧告にすぎません。

山内 そうでしたね。再審査となれば、訪問審査などややこしいことになりますから、回避できて何よりでした。そういう意味で、愛知県警が今年9月に外国公務員贈賄事件を1件立件し、罰金とはいえ有罪確定となったことは大変大きかったと思います。

瀬戸 個別の勧告ごとに審査結果を見ていくと、勧告2及び5、勧告4(b)(ii)が「未実施」という評価を受けましたね。

朝火 はい。勧告2及び5の組織的犯罪処罰法の改正については、進展がありませんでしたので、「未実施」という評価は、その通りとしか言いようがありません。その結果、今後、毎会合で改正に関する進捗状況を報告せよ、という勧告を受けました。

瀬戸 この点については、贈賄作業部会で2年後報告を行う直前に、官房長官の次期通常国会に改正法を提出しないと発言があったため対応に迫われましたが、いずれにしても、致し方ないところですね。

朝火 続いて、勧告4(b)(ii)の「外国公務員贈賄事案を発見、捜査、訴追するために適切な人的・物的資源の配分」に関しては、「積極的な端緒の発見、捜査、訴追を可能とする警察・検察におけるリソース構築に関する具体的計画を策定し、その方向性・検討状況を次回の平成26年3月会合で、計画の履行に関する詳細を次々回の平成26年6月会合で報告すること」という勧告を受けました。

山内 日本は輸出大国であるにもかかわらず、外国公務員贈賄事件の訴追例が少なすぎる、捜査環境に不備があって適切な捜査を行えていないのではないかという指摘は、従前からありましたから、既定路線の勧告といえるでしょう。結局、外国公務員贈賄事件の訴追件数という「結果」ありきの評価及び勧告なのだと思います。警察・検察におけるリソースを構築したらしたで、「結果」が出なければまた新たな別の勧告が出るだけだと思われます。検察の現場としては、現在でも、外国公務員贈賄事件の端緒をつかめば適宜適切に対処しているだけに、どうしろと言うのかと思われることかと思っています。

瀬戸 ところで、外国公務員贈賄事件の端緒の発見、捜査に関しては、2年後報告前に色々な取組を行いましたよね。

朝火 はい。まず、今年2月に開催された米国司法省等主催の「外国公務員贈賄カンファレンス」に、各地検の検察官計6名に御参加いただきました。その詳細につきましては、検察月報681号（平成25年12月）を御覧下さい。

また、

その詳細につきましては、2年後報告の審査結果及び勧告事項とともに、今後、検察月報に掲載予定です。

山内 2年後報告においては、このような取組も積極的にアピールしたわけ

ですが、いずれにしても輸出大国である日本に求められる訴追件数には到底達していない、その原因は警察・検察におけるリソース不備にあるという勧告になってしまったわけですね。

瀬戸 来年は早速、3月会合から報告を求められ、6月にはプランの履行の詳細を示さなければならないという点で、贈賄作業部会対応は、引き続き、国際課にとっては重要課題となりますね。

G20 腐敗対策作業部会の進捗状況はどうでしたか。

石田 今年6月のオタワ会合と10月のパリ会合に出席しましたが、ロシア・カナダ両共同議長の下で、腐敗対策に係る行動計画を採択しました。内容としては腐敗撲滅に関して国際的な協力が必要だとか、腐敗に脆弱な業界についての報告とか、国有財産の民営化に伴う腐敗の報告とか、多岐にわたりますが、

なお、G8の場合などでイギリスが法人の透明性や真の受益者の話題を挙げていることもあり、本会合でも法人の透明性について話が出ました。

山内 法人の透明性以外で、昨年とは違う話題はありましたか。

石田 腐敗が経済成長にもたらす影響についてOECDが計量分析を用いたペーパーを作成していました。

朝火 ところで腐敗関連では、財産回復を議論するアラブフォーラムというものがあつたと思いますが、今年はどうなったのでしょうか。

石田 今年第2回アラブフォーラムがモロッコのマラケシュで開催されましたが、他の会議との調整等の結果、法務省は出席しないこととしました。

瀬戸 年後半には、同様の機能を持つ財産回復に係るアジア・太平洋の非公式ネットワーク、すなわち Asset Recovery Interagency Network Asia Pacific (ARIN-AP) の設立会合がありましたね。

石田 はい。当ネットワークの立ち上げについては、UNODCタイ事務所が主催する形で、韓国の大検察庁において、平成24年12月に第1回の準備会合が開かれ、外務省と法務アタッシュが出席しました。その際には、翌平成25年後半にも、非公式な財産回復の国際協力に係るネットワークを立ち上げていく方向での合意が得られただけで、具体的な事項については決まらないままに終了したのですが、今年の後半、韓国の大検察庁主導で、9月末と11月中頃に立て続けに、第2回準備会合及び第3回準備会合並びに設立総会が開催されました。これらの会合等を受けて、当非公式なネットワーク、通称ARIN-APの設立が決定しました。

朝火 具体的にはどのようなネットワークになったのでしょうか。

石田 実のところ、具体的なことはほとんど決めずに設立だけ決まりました。設立総会に参加した国は21か国あつたのですが、特に署名などをする事もなく、したがってネットワークへの参加国も決まっていません。今後、設立総会への参加国を始めとしたアジア・太平洋地域諸国に、ネットワークへの参加に係る登録書類及び質問票が送付されるということです。その質問票の内容もまだ確定はしておらず、これから暫定的中心メンバー国の議論を経て確定されることになる見込みです。

北嶋 その質問票や暫定的中心メンバー国とは何ですか。

石田 先走りすぎて失礼致しました。質問票とは各国の財産回復に関連する法制度に係る質問票です。例えば、国によってどのような没収及び追徴並びにそれらに係る保全制度を有しているかが異なるので、それらについて加盟国に回答させて、加盟国がほかの加盟国の制度を閲覧できるようにするわけです。ただ、どのような質問事項を質問票に含めるべきかがまだ決定していません。また、本ネットワークは、中心メンバー国が中心となって活動する仕組みとなっており、議長国かつ主催国もその中心メンバーから輩出されるのですが、その中心メンバー国もまだ決まっておらず、とりあえず準備会合に出席した我が国を含む6か国が暫定的な中心メンバー国となっている次第です。

北嶋 それでは、ARIN-APについて具体的に決まったことは何なのでしょう。

石田 まず事務局が韓国大検察庁に置かれることが決まりました。また、来

年の議長国はインドネシアとなり、ARIN-APのウェブサイトは本年12月に事務局が開設することとなりました。これ以上のことは、今後、暫定的な中心メンバー国の間で決められていくこととなりそうです。

山内 ARIN-APではほかに何か収穫はありましたか。

石田 収穫といってよいのかどうかは分かりませんが、世界銀行のStAR-Interpol Asset Recovery Focal Point Initiativeという腐敗に係る財産回復の世界的ネットワークの担当者に、日本も当Initiativeに参加しないかと勧誘されました。そのほかにも刑事共助条約非締結国から実務者協議のお誘いがあったりと、ARIN-APとは直接関係のない話も、場外で色々と交わされました。

山内 次に私の方から欧州評議会のサイバー犯罪条約委員会(TCY)について説明させていただきます。我が国は昨年から欧州評議会サイバー犯罪条約の締約国になったわけですが、締約国会議と言うべきサイバー犯罪条約委員会が6月と12月と年2回ストラスブールで開催されており、そのいずれにも私が出席しました。この会議では、OECDやFATFのように一つの国が順番に審査を受けるのではなく、全締約国が特定の条約の条文を国内法でどのように担保しているかを報告し合う形で審査を行うようになっています。

北嶋 具体的にはどのようなことが審査されたのですか。

山内 日本が締約国になる前は、迅速なデータの保全についての担保状況が審査内容となっていました。今年からは国際協力の条文が審査内容となり、議場ではどのようにすればサイバー犯罪に関する国際捜査を迅速化できるかに、ついて各国が意見を出し合いました。ただ、妙案はなく、その点でもう一つ大きな議論の柱となったのが、国境を越えるアクセスについてです。昨年の座談会でも触れているので詳細は述べませんが、要するに国境をまたぐとは言っても、外国で捜査を行うわけではなく、自国にいながらにデータにアクセスするにすぎないことから、相手国の同意を得ずに越境アクセスすることが許される場合をもっと拡大すべきではないかということが問題となっています。

北嶋 この点についての方向性は示されたのでしょうか。

山内 6月と12月のいずれにおいても方向性を示すことができず、来年も継続して議論していくこととなりました。

瀬戸 G8関係の会議はどうでしたか。

北嶋 4月と10月に、ロンドンにおいて、国際組織犯罪及びテロリズム対策に関するG8の上級専門家会合であるローマ・リヨングループが開催され、刑事法サブグループに出席しました。この会議は、G8サミット議長国において、持ち回りで開催されており、今年はイギリスが主催国でした。刑事法サブグループでは、G8各国の代表者がテーブルを囲んで、刑事に関する国際協力の在り方を国際法及び各国の国内法の観点から検討していますが、具体的には、

山内 刑事司法に関する国際的な動向は、検察実務にも大きな影響が及ぶことが少なくありませんから、国際会議の内容について、可能な限り、広くお伝えする必要があると考えており、今年は、執務の合間にでも気軽に読んでいただけるよう、検察月報に国際会議出張報告と題して、国際会議におけるやり取りを国際課の課員による座談会形式で掲載することを始めました。

瀬戸 少し話が変わりますが、3月には日仏セミナーもあったと聞きました。どのようなセミナーだったのでしょうか。

石田 日仏セミナーは、一昨年から毎年2月又は3月に開催されてきた、日本とフランスの検事・裁判官等を参加者とするセミナーで、過去2回はフランスで開催されたこともあり、今年は日本で開催されました。毎回、テーマが定められて、そのテーマに沿ったプレゼンテーションを日仏両国が行ないますが、今回は組織犯罪がテーマとなったので、そのテーマに沿ったプレゼンテーションを両国が行ないました。

北嶋 具体的にはどのような内容のプレゼンテーションがなされたのですか。

石田 日仏両国から6つの小テーマについてそれぞれプレゼンテーションがありました。小テーマはそれぞれ1.組織犯罪の現状、2.薬物犯罪、3.経済事犯、4.人身取引・管理売春、5.マネロン及び6.犯罪収益の剥奪で、地検検事にもお越しいただいた上でプレゼンテーションをしていただきました。具体的な内容については検察月報677号(平成25年8月)に掲載いたしましたので、是非御覧ください。

北嶋 フランスの組織犯罪対策で興味深い点はありましたか。

石田 色々となりましたが、フランスの未決勾留制度では、重大な事案であれば2年間も身柄を拘束できるという点は興味深かったです。フランスでは犯罪事実を積極的に供述した改悛者には刑を減輕する制度が導入されているのも興味深かったです。我が国でも独占禁止法にはリニエンス制度が導入されていますが、刑事には導入されていないので。

6 人権関係

瀬戸 人権関係の業務も国際課における重要な業務の1つですが、その状況を説明してください。

北嶋 我が国は、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約等種々の国際人権関係条約を締結しています。これらの各条約について、定期的に我が国の遵守状況を検証する審査が行われており、刑事手続きに関わる部分につき、国際課において対応したり、人権関係を扱う国連総会第3委員会や人権理事会等で採択される決議案等について外務省から照会を受けて意見を提出するなどしています。

石田 今年は障害者権利条約も国会で締結の承認がなされましたよね。

北嶋 はい。障害者権利条約を担保するための国内法の整備が完了し、12月に国会で締結の承認がなされました。

山内 今年は、5月に、拷問等禁止条約の審査がジュネーブでありましたね。

北嶋 はい。我が国は、平成23年7月、拷問禁止条約委員会がとりまとめた質問表（リスト・オブ・イシュー）に対する回答を提出し、今年の5月、ジュネーブで同委員会の審査を受けました。

山内 審査の状況について説明してください。

北嶋 私の前任者である谷中元局付が出席したのですが、その流れを説明いたします。審査は、委員からの質疑応答を中心に行われ、最終的に、委員会の結論と勧告が出されました。委員会の勧告の中で刑事局に関連するものとしては、死刑事件の義務的レビューの導入、取調べの時間制限、取調べの全過程の記録化などがありました。

石田 今年は、自由権規約の対日審査に向けた準備も行いましたよね。

北嶋 はい。自由権規約の対日審査が、来年7月に行われる予定であり、この審査のために、自由権規約委員会から、我が国に質問表（リスト・オブ・イシュー）が送られてきましたので、関係省庁が協力しながら、質問表に対する回答作業を現在も行っているところです。

瀬戸 国際課の局付は、法総研が実施する検事に対する研修において、講師として、人権条約に関する講義を行う機会をいただいていますね。

北嶋 はい。当課の局付において、人権条約及び刑事に関する国際協力に関する講義を実施させていただいています。その中で、人権条約の内容や審査の状況などを説明し、研修を受けている検事に人権に関する理解を深めてもらうよう努めています。

7 まとめ

瀬戸 国際課においては、今回紹介した業務のほか、招へい案件や旅券発給審査に関する事務など多岐にわたる業務を担当しており、苦勞も多かったことと思いますが、それぞれの業務を着実にこなし、成果を上げることができましたね。

犯罪のグローバル化の傾向は進むばかりであり、来年も多数の国際捜査共助案件があると思われますし、国際会議の予定も詰まっていますが、国際課一丸となって頑張っていきましょう。

また、今年、検察の国際性を向上させるために、検察と関係機関とのコーディネート役として最高検に国際担当検事が設置されましたので、国際担当検事との連携に留意してください。

これで座談会を終了します。

第 3 刑 事 課 関 係

1	はじめに	83
2	新しい制度の運用や国会の動き等	83
3	一般刑事関係	86
4	少年関係	89
5	交通関係	89
6	財政関係	92
7	経済関係	94
8	官紀・選挙関係	96
9	おわりに	97

第3 刑事課関係

1 はじめに

久木元伸刑事課長 それでは座談会を始めたいと思います。今年1年の刑事課を振り返ってみると、年初から、多数の国会質問や国会議員からの資料要求、説明要請に対応するなど、慌ただしい1年であり、例年同様、緊張を緩めることができない1年でした。

それでは、まず、濱参事官、刑事課の所掌事務の概要を説明してください。

濱克彦参事官 はい。刑事課の所掌事務は、一般刑事、少年、交通、環境、選挙、官紀、財政、経済の8つに分けて担当しており、国会質問、国会議員からの資料要求、説明要請への対応等や、各省庁所管法令の制定・改廃に伴う罰則審査その他の関係省庁との連絡折衝等のほか、検察庁との関係では、各種事件報告の整理や統計資料等の取りまとめ、個別事件に関する刑罰法令の解釈適用に関する質疑や事例・文献の照会に対する回答、各種の会同・協議会の準備や運営等がメインであることは変わりませんが、最近では、分野別専門委員会等への対応等の新しい仕事も増えております。

2 新しい制度の運用や国会の動き等

(1) 裁判員制度

久木元 裁判員制度が施行されて4年半が経過しました。裁判員制度も実務の運用は定着しつつあると思いますが、どのような課題があるでしょうか。

福嶋一訓局付

遺体の写真を見ることなどによる裁判員等の負担が問題となりました。この点の配慮としては、最高裁においては、民間業者に委託して「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」を整備しているほか、各地裁において、裁判員の不安や疑問に対する相談窓口の連絡先を伝えるなどもしていると聞いています。また、検察においては、従来から、例えば、凄惨な写真等を取り調べる必要がある場合には、事案に応じて、あらかじめそのような写真が含まれていることを裁判員に告げた上

で展示するとか、代わりに白黒の写真やイラストを用いるなどの様々な工夫を行っているところですが、もっとも、事案によっては、適正な事実認定や量刑に資するため、残虐性や被害の重大性といった犯行の実態等を立証する必要性から、被害者の遺体等のカラー写真等を裁判員にも見ていただくべき場合があると考えられます。

濱 注目を集めた事件としては、

福島

(2) 被害者参加制度

久木元 被害者参加制度の実施状況はどのようになっていますか。

松村 香局付 被害者参加制度の実施状況について、平成21年から平成24年の司法統計年報のデータをまとめたものが、図表1になります。これによると、平成24年に被害者参加の申出がなされて参加が許可された被害者等の人数も、証人尋問や意見陳述等の利用者数も、平成21年と比較すると大分増えていることが分かります。

濱 被害者参加制度はおおむね順調に運用されているということでしょうか。

【図表1】(平成21年～24年司法統計年報 第44表抜粋)

通常第一審事件のうち被害者参加の申出のあった事件の終局人員 —全(地方・簡易)裁判所—									
	被害者参加の申出のあった終局人員	被害者参加を許可された被害者等	弁護士委託の届出があった被害者等	証人尋問をした被害者等	被告人質問をした被害者等	刑事法316条の38の意見陳述をした被害者等	刑事法292条の2の意見陳述をした被害者等	付添いの措置が採られた被害者等	遮へいの措置が採られた被害者等
H21	403	560	367	130	344	288	359	24	50
H22	588	839	557	217	484	428	522	40	115
H23	586	914	632	176	469	454	591	30	104
H24	660	1000	675	193	474	479	638	38	95

松村 そうですね。ただ、刑事法制管理官室からも紹介があると思いますが、現在、被害者参加制度の導入等を内容とする平成19年の刑事訴訟法等の改正について意見交換会が開催されています。その中では、被害者参加制度を利用した方の一部には、検察官と十分なコミュニケーションができなかったと感じた方もいらっしゃるということが紹介されました。

久木元 検察官においては、今後も引き続き、被害者参加人との十分な意思疎通に努めていただきたいと思います。

(3) 検察審査会関係

久木元 今年、検察審査会による起訴議決等に関しては、どのような動きがありましたか。

松村

久木元 検察審査会制度については、起訴議決がなされた事件で幾つかの無罪判決が出されたこともあり、制度の在り方に疑問を呈する声もあるようですが、検察官が国民の理解を得られるような事件処理に努めるという視点は大切ですし、引き続きその動向を注視していく必要がありますね。

(4) 取調べの録音・録画関係

久木元 検察における取調べの録音・録画の施行状況は、どうでしたか。

楠智裕局付 はい。検察における被疑者の取調べの録音・録画の試行は、裁判員裁判対象事件における被疑者取調べ、独自捜査事件における被疑者取調べ、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べ及び精神の障害等により責任能力の減退・喪失が疑われる被疑者に対する取調べについて実施されているところですが、近時のデータにおいてはいずれの試行類型についても実施率が98パーセント前後と極めて高く、引き続き積極的に試行に取り組んでいる状況にあると思われます。

3 一般刑事関係

久木元 一般刑事関係では、どのようなことが問題になりましたか。

深野友裕局付

東京地検及び大阪地検にサイバー係検事及び検察事務官が設置されましたが、今年7月には、その他の部制庁にもサイバー係検事が設置されており、この種事件の捜査体制の充実が図られています。

久木元 サイバー犯罪に関する刑事訴訟法の改正部分については、国会報告がありましたね。

深野 はい。昨年6月に施行されたサイバー関係の手続法部分では、通信履歴の電磁的記録の保全要請の規定が整備されましたが、これに関連して、参議院法務委員会の付帯決議により、その運用状況を同委員会に報告することが求

められています。今年6月、施行日から昨年12月末日までの約半年間における運用状況が国会に報告されましたが、これによりますと、全ての捜査機関によって行われた保全要請の件数は合計49件でした。今後も、国会報告のために統計作業をお願いすることになります。御協力をお願いいたします。

濱 サイバー犯罪に関しては、もはや一部の詳しい人だけに頼るのではなく全検察官が精通すべき分野になってきていると思います。

久木元 それから、今年も残念ながら、ストーカー事案が相次ぎましたね。

福島

本年の通常国会においてストーカー規制法の一部を改正する法律が成立し、禁止命令等を行うことができる公安委員会が被害者の住所地のみならず被害者の居所等を管轄する公安委員会に拡大されたほか、電子メールの連続送信行為が規制行為の対象となり、これらについては本年7月及び10月に施行されたところですが、また新たな犯行がなされたことは非常に残念です。

久木元 ストーカー問題に関連して、犯罪被害者等の個人情報の取扱いも問題となりましたね。

松村 はい。犯罪被害者等の保護・支援は最近の重要課題となっていますが、今年は、ストーカー行為に端を発した悪質重大な殺人事件等の発生を受けて、刑事手続における被害者等の個人情報の取扱いについての配慮が問題になりました。例えば、被害者等の身体等に危害が加えられ、あるいは名誉等が著しく害されるおそれがあり、かつ、被告人に被害者の氏名が知られていない場合など、起訴状において氏名を秘匿することがその有効な防止策になるといった事案においては、起訴状における被害者の記載について、従来のような漢字表記

に代えて、例えばカタカナ表記や親の氏名と被害者の続柄といった記載を行うなどの運用がなされています。

被害者等の個人情報の取扱いについてどのような配慮を行うかについては、被告人の防御権の保障等の観点も踏まえつつ、刑事手続全般を通じて考える必要があり、検察の現場において様々な努力がなされているところです。

公判段階では、例えば、刑事訴訟法290条の2に基づく公開の法廷での被害者特定事項の秘匿決定や299条の3に基づく弁護人に対する被害者特定事項の秘匿要請の制度を活用するなどして、適切な配慮に努められているところで

す。

濱 検察官においては、現行の制度を正確に理解し、弁護人や裁判官等の理解も得ながら、被害者等に関する個人情報の取扱いについて適切な配慮に努めることが重要ですね。

久木元
楠

久木元
楠

4 少年関係

久木元 少年事件の非行情勢についてはどうですか。

福嶋 刑法犯検挙人員は、図表2のとおり、平成16年から毎年減少しており、人口比で見ても、平成16年から毎年低下しています。

5 交通関係

久木元 今年は、交通関係についてはどのような動きがありましたか。

松村 はい。昨年までに発生した複数の悪質重大な交通事故を受けて、危険運転致死傷罪の在り方について活発な議論が行われ、その結果、従来の危険運転致死傷罪に該当しないものの一定の悪質性や危険性が認められる類型について実態に即した対処をするための法改正が行われました。

濱 その点については、刑事法制管理官室から説明があるでしょうから、そちらにお任せしましょうか。ここでは、それに先立って行われた道路交通法の改正について説明してもらえますか。

松村 はい。今年の通常国会において、道路交通法が改正されました。これは、無免許運転による重大事故や、意識障害を伴う発作を起こす持病を有する者による重大事故の発生が相次いだことや、自転車交通事故の情勢などに対応するためのものです。具体的には、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある一定の症状を呈する病気等に係る運転者対策、無免許運転を中心とする悪質・危険運転者対策、自転車利用者対策、その他、環状交差点に関する規定の整備、放置違反金の収納事務の委託といった事項を内容としています。

久木元 罰則に関連する改正はどのようなものがありますか。

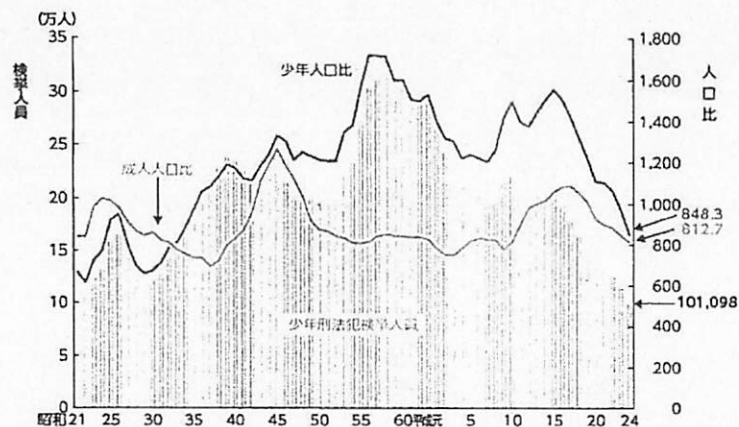
松村 いくつかありますが、例えば無免許運転等の罪の法定刑の引上げや自動車等の提供行為・同乗行為といった無免許運転幫助行為に対する罰則の新設があります。改正法の施行日は4段階に分けられていますが、これらの無免許

【図表2】(平成25年犯罪白書3-1-1-1図)

3-1-1-1図 少年による刑法犯・一般刑法犯 検挙人員・人口比の推移

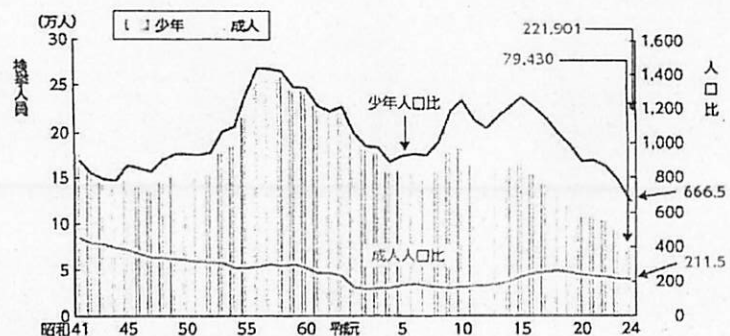
(昭和21年～平成24年)

① 刑法犯



② 一般刑法犯

(昭和41年～平成24年)



- 注 1 警察庁の統計、警察庁交通局の資料及び総務省統計局の人口資料による。
 2 犯行時の年齢による。ただし、検挙時に20歳以上であった者は、成人として計上している。
 3 触法少年の検挙人員を含む。
 4 ①において、昭和45年以降は、自動車運転過失致死傷等による触法少年を除く。
 5 「少年人口比」は、10歳以上の少年10万人当たりの、「成人人口比」は、成人10万人当たりの、それぞれ刑法犯・一般刑法犯検挙人員である。

運転に関連した部分については、その中でも最も早く、今年12月1日に施行されました。

演 この道路交通法の改正については、今年の検察月報に法施行情報を掲載して概要をお伝えしているほか、検察月報11月号に調査解説を掲載しております。残りの改正部分については、今後も順次施行されていきますので、円滑な運用のためにも、この調査解説等を参考にいただければと思います。

久木元 検察月報とえば、今年の8月号において、刑事課の交通担当局付による危険運転致死傷罪についての参考資料を掲載しましたね。

松村

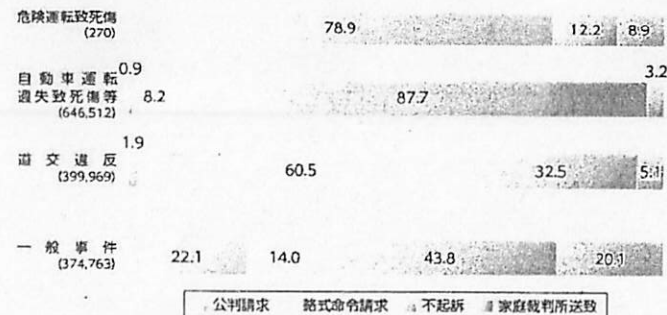
当課の交通担当局付において、過去の裁判例をもとに、危険運転致死傷罪の適否についての判断枠組みを検討したものを、参考資料として掲載させていただきました。執務の参考にいただければと思います。

久木元 では、危険運転致死傷罪の処理状況について、最新のデータはどのようなになっていますか。

【図表3】(平成25年犯罪白書1-3-1-5図)

1-3-1-5図 交通事故 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

(平成24年)

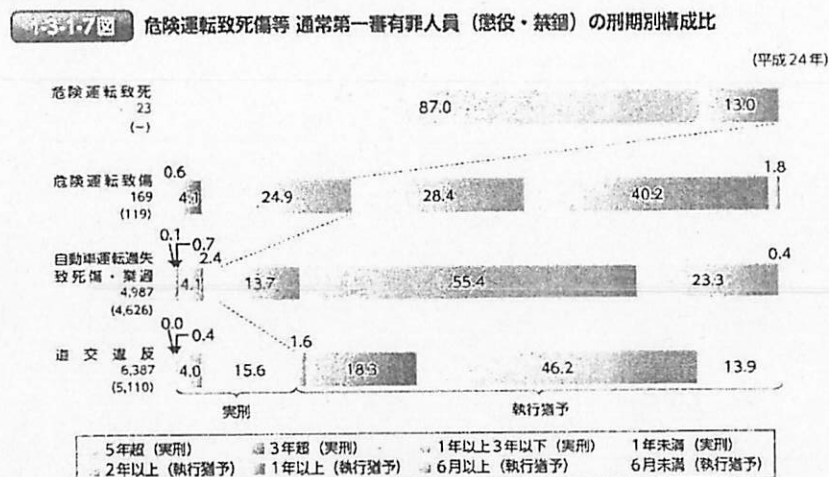


- 注 1 検察統計年報による。
 2 「一般事件」は、危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等及び道交違反以外の事件である。
 3 () 内は、検挙人員である。

松村 犯罪白書や検察統計年報によると、危険運転致死傷罪の通常受理人員は毎年おおむね200人強となっていますが、平成24年の危険運転致死傷罪の通常受理人員は283人でした。平成24年の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比は、図表3のとおりであり、通常第一審有罪人員の刑事別構成比は図表4のとおりです。

濱 図表3によると、危険運転致死傷罪は一般事件よりも公判請求率が高いこと、図表4によると、危険運転致死罪では全件において実刑判決が言い渡されていることが分かりますね。

【図表4】(平成25年犯罪白書1-3-1-7図)



注 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。
2 「自動車運転過失致死傷・重過失」は、交通関係以外の業務上過失致死傷及び重過失致死傷を含む。
3 罪名の下の数値は実人員であり、()内は執行猶予受刑人員(内数)である。

6 財政関係

久木元 次に、財政関係ですが、最近のは脱犯の動向について説明してください。

深野 まず、統計として、6月に国税庁が公表し、国税庁のホームページにも掲載されている「査察の概要」が参考になります。その内容は、図表5のとおりで、平成24年度の着手件数は190件、処理件数は191件で、告発件数は129

件となっています。前年度と比較しますと着手件数はやや減少したものの、処理件数及び告発件数は増加し、告発率67.5%も前年を上回っています。

【図表5】(国税庁ホームページ)

着手・処理・告発件数・告発率の過去5年間の推移

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
着手件数	211件	213件	196件	195件	190件
処理件数(A)	208件	210件	216件	189件	191件
告発件数(B)	153件	149件	156件	117件	129件
告発率(B/A)	73.6%	71.0%	72.2%	61.9%	67.5%

久木元 脱税額の規模はどうなっていますか。

深野 国税当局が平成24年度に処理した事案に係る脱税額の総額は約205億円で、そのうちの告発分は約175億円であり、前年比でやや増加しています。また、告発1件当たりの脱税額は約1億3,500万円で、依然として高水準となっています。

久木元 告発事件の税目別の割合はどのような状況でしょうか。

深野 それについては、図表6にまとめてあるとおりで、平成24年度は、所得税が全告発件数の17%、法人税が61%、相続税が8%、消費税が9%を占めています。過去数年と比較しますと、前年度に引き続き、法人税の事案が多い

【図表6】(国税庁ホームページ) 税目別告発件数の過去5年間の推移

	平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
所得税	40	26	36	24	36	23	35	30	22	17
法人税	97	63	84	57	90	57	64	55	79	61
相続税	4	3	6	4	9	6	6	5	10	8
消費税	12	8	18	12	19	12	8	7	12	9
源泉所得税			5	3	1	1	4	3	6	5
贈与税					1	1				
合 計	153	100	149	100	156	100	117	100	129	100

ことが特徴として挙げられるほか、相続税の告発件数が増加して2桁になったことが指摘できます。

久木元 今年起訴された特筆すべき事案としては、どのようなものがありましたか。

深野

久木元

深野

久木元 毎年秋には、検察官・国税査察官合同中央協議会が開かれています。今年はどういうテーマが取り上げられましたか。

深野

7 経済関係

久木元 経済関係に移りましょう。

齋藤健一郎局付

濱

齋藤

濱

齋藤

8 官紀・選挙関係

久木元

深野

久木元

深野

久木元

深野

久木元

楠

久木元 選挙関連では、まず、今年は、公職選挙法の改正がありましたね。

楠 はい。今年4月、インターネット等を利用した選挙運動の解禁を主眼とした公職選挙法の改正がありました。この改正により、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画頒布や候補者・政党等による電子メールを

利用する方法による選挙運動用文書図画頒布といった選挙運動が解禁され、一方、インターネット上での誹謗中傷対策として、現行の氏名等の虚偽表示罪の主体にインターネット等を利用する方法による通信をした者の追加等が行われました。

濱 今年7月の参議院選挙にも、改正後の公職選挙法の規定が適用されることとなりましたね。

楠

久木元

楠

濱

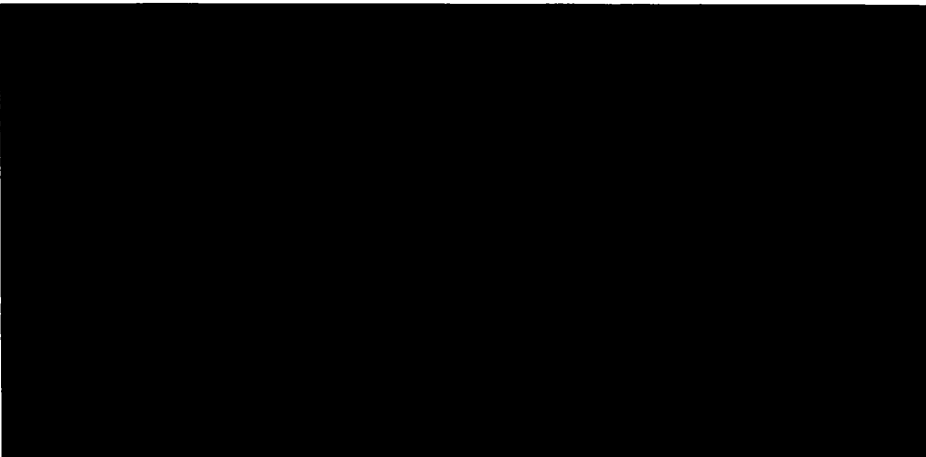
楠

9 おわりに

久木元

濱

深野



演 他方で、被害者参加制度や裁判員裁判、取調べの録音・録画や適正確保方策の実施状況など、新しい制度が導入されていく中で、検察の現場から報告を頂く事項が増加しており、報告関係だけでも現場に相当の労力を割いていただいていると思います。当課としても、報告関係事務の効率化に努めるようにしておりますので、今後とも各庁の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

久木元 それでは、この辺で刑事課の座談会を終わることにしましょう。来年も、検察の現場から様々な御協力を頂きつつ、刑事課として、適切な対応等に努めていきましょう。

第 4 公安課関係

1	はじめに	101
2	公安労働関係	102
3	外事関係	105
4	風紀関係	107
5	組織犯罪・暴力団犯罪関係	109
6	薬物・銃器関係	110
7	まとめ	113

第 4 公安課関係

1 はじめに

高嶋智光公安課長 それでは、平成25年の公安課の業務内容などを振り返りたいと思います。まずは、公安課の主な業務について、福原参事官から説明してもらいましょう。

福原道雄参事官 当課は、刑事課と同様、いわゆる事件課です。事件の中でも、公安、労働、外事、風紀、暴力、薬物及び銃器の7つの分野を担当しています。これらの分野について、検察庁との関係では、三長官報告を始めとする各種事件報告の整理や統計資料の収集・整備等、また、個別事件に関する刑罰法令の解釈適用に関する質疑対応、会同の運営等を行っています。また、他省庁との関係では、その所管法令を制定・改廃する際の罰則審査等の事務を行っており、国会との関係では、国会議員対応等を行い、国際案件では、当課の所管事務に関係する国際会議への出席・対応等も行っています。

高嶋 続いて、当課の構成についても説明してもらえますか。

福原 当課には、現在、課長のほか、参事官1名、局付3名、専門官1名、係長3名、係員3名の合計12名がおります。当課では、今年の4月に櫻谷さと子係長に代わって松本智子係長、 係員に代わって 係員が着任しました。ちなみに、薬物及び暴力団関係を担当する松本係長は、「薬物暴力係長」という肩書の名刺を配っていますが、これほど衝撃的な肩書も珍しいと思います。

また、同じく今年の4月には、内藤惣一郎参事官の後任として私、田中宏幸局付の後任として羽柴愛砂局付、8月には、小林隼人局付の後任として、濱田裕嗣局付が着任しました。

高嶋 決して大きな所帯ではありませんし、また、福原参事官のいうように、メンバーの交代もありましたが、1年を通じ、実にチームワークのよい課であったように思います。

福原 特に、後で松居局付から報告してもらいますが、いわゆる特定秘密保護法案の国会対応には、大変な苦勞がありました。他課から、局付の応援もいただきながら、公安課全体で取り組み、何とか乗り越えることができましたね。

2 公安労働関係

高嶋

松居新局付 はい。

高嶋

松居

なんとか3月15日に法案を提出することができました。

高嶋 岩尾審議官には、本当に助けていただきました。私の方からも、この場をお借りして、重ねて感謝の意を表したいと思います。改正法案の内容は、どのようなものですか。

松居 現行法では、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する提供及び当該者による収集のみが処罰対象とされ、かつ、提供罪及び収集罪の客体が「資金」に限定されています。これが狭きに失すと考えられたこと

から、改正法案では、資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益についても、提供罪等の客体に含めることとしましたし、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者に対する資金等の提供や、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者以外の者による資金等を提供させる行為等についても、一定の要件の下で処罰し得ることとしました。

福原 結局、本年の通常国会及び臨時国会では、この法案が審議されることはありませんでしたが、来年こそは審議入りを期待したいものですね。公安課は局付の人数も多くありませんから、全員野球で協力して法案成立を目指したいと思います。

高嶋

松居 はい。

高嶋

松居 はい。

高嶋 公安課長として、個別事件の捜査・処理に対するコメントは控えます

福原 [] 秋の臨時国会が始まりましたが、公安課は、例年になく忙しい臨時国会になりました。

高嶋 特定秘密保護法の対応ですね。

松居 []

福原 []

松居 はい。

高嶋 []

福原 []

松居 []

高嶋 []

福原 []

松居 はい。

3 外事関係

高嶋 次に、外事関係について、羽柴局付と松居局付に説明してもらいたいと思います。まず、羽柴局付から外国人犯罪の動向について説明してください。

羽柴愛砂局付 外国人犯罪のうち、特に来日外国人犯罪については、平成24年の全国の検察庁における通常受理人員が、前年比で868人減少したものの、依然として高水準で推移しています。国籍別（図1参照）では、相変わらず中国が最も多く、全体の約37.5パーセントを占めています。その他の国籍では、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジル、ベトナム等がこれに続いています。罪名別（図2参照）では、窃盗事犯が最も多く、2,919人となっており、次いで、出入国管理及び難民認定法違反が2,656人、傷害事犯が1,145人、覚せい剤取締法違反が627人、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反が449人となっています。また、来日外国人による薬物事犯も849人と相当数に上っており、そのうち覚せい剤取締法違反が半数以上を占めています。

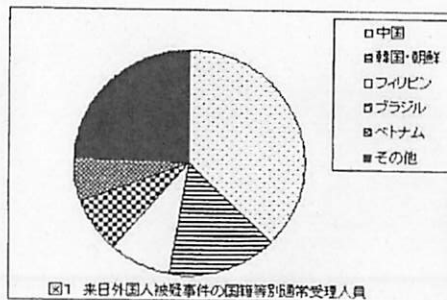


図1 来日外国人被疑事件の国籍別通常受理人員

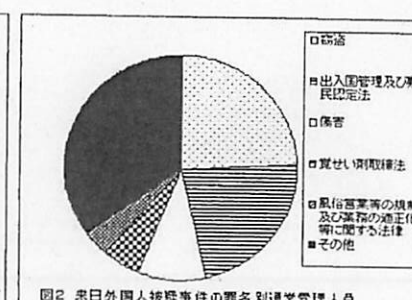


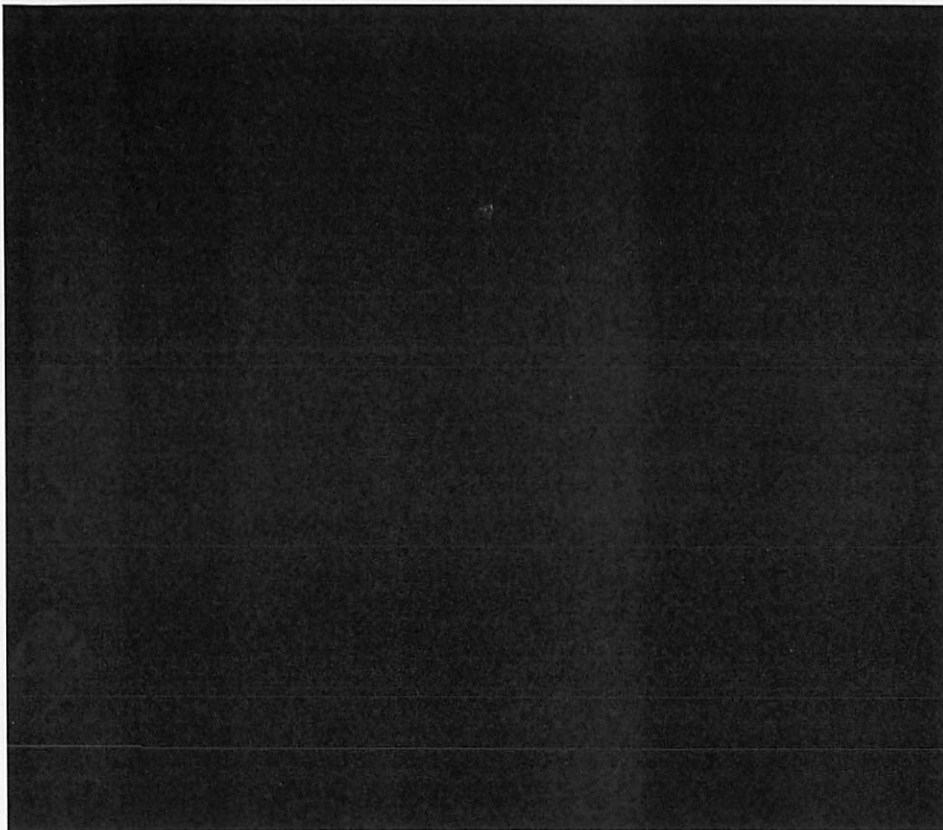
図2 来日外国人被疑事件の罪名別通常受理人員

図1及び図2の注

- 1 検察統計年報による。
- 2 自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件を除く。

福原 []

羽柴 はい。



高嶋 外事関係の業務においては、米軍関係の業務も相当な比重を占めていますが、本年は、日米間で交渉を続けてきた2つの案件が合意に至りましたね。松居局付、この2つの合意について、順番に説明してもらえますか。

松居 はい。日米地位協定における刑事裁判権の実施に関する運用細目として全52項からなる合意事項が定められていますが、[REDACTED] 合意事項46項の改正合意が成立しました。現行の合意事項46項では、一定の米軍関係の事件について、裁判の最終結果のみが日米合同委員会を通じて相互に通報されることになっていますが、今回の改正により、上訴があつて未確定となっている下級審の裁判結果や公務中犯罪に係る米側の懲戒処分結果等も日米合同委員会を通じて通報されることになりました。

福原 それに伴い、地検において行っていた米側の懲戒処分結果の照会業務については、基本的には廃止されることになるわけですね。

松居 そのとおりです。また、改正後の合意事項46項では、被害者やその御家族に米側の処分結果をお知らせできる枠組み等も設けました。

高嶋 [REDACTED] 改正後の合意事項46項は、来年1月1日以降に発生した事件について適用されることとなりますが、適正円滑な実施が実現されるよう、公安課としても注視していく必要がありますね。もう一つの合意も、合意事項に関するものですね。

松居 はい。合意事項については、これまで要旨のみが公表されており、全文は非公表の取扱いとされていましたが、[REDACTED]

[REDACTED] 合意事項の全文を公表することについても日米間で合意しました。要旨の書きぶりは、全文と比較して簡略になっていましたが、その趣旨において両者の間に違いはありませんでした。いずれにしても、公表版と非公表版の2種類の合意事項が存在するという状況が解消されたことは、ユーザーである捜査当局にとっても明快で好ましいことだと思います。

高嶋 [REDACTED]

4 風紀関係

高嶋 それでは、風紀関係を振り返ってみましょう。まず、風紀関係事犯の動向について、羽柴局付から説明してください。

羽柴 平成24年の全国の検察庁における通常受理人員を見ますと、売春防止法違反については、967人であり、前年から26人増加しました。一方、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反については、3,697人であり、前年から225人減少し、わいせつ事犯（公然わいせつ、わいせつ物頒布等）については、合計3,331人であり、前年に比べ199人増加しました。児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反については、

2,205人であり、前年から136人増加しました。さらに、賭博・富くじ罪については、939人であり、前年から97人増加しました。

高嶋 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の改正に関しては、ここ数年来動きがあり、本年も動きがありましたので、簡単に説明してください。

羽柴 はい。児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律については、平成20年6月、自由民主党・公明党から、いわゆる「単純所持」と言われている、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持についての処罰規定の新設等を内容とする改正案が国会に提出されました。これに対し、民主党からも、平成21年に、有償又は反復による児童ポルノ取得についての処罰規定の新設等を内容とする改正案が国会に提出されましたが、衆議院の解散により、いずれも廃案となりました。

その後、平成21年11月、自由民主党・公明党から、再度同様の改正案が提出され、他方、民主党からも、平成23年8月、児童ポルノの有償かつ反復による取得についての処罰規定の新設等を内容とする改正案が衆議院に提出されましたが、平成24年11月の衆議院解散により、両案とも廃案となりました。

そして、本年5月、自由民主党・公明党・日本維新の会から、従前の自公改正案と同様の改正案が国会に提出され、これが継続審議となっています。

福原 今年は、カジノに関しても、議員立法の動きがありましたね。

羽柴 はい。「国際観光産業振興議員連盟」という超党派の議員連盟があり、カジノを含む複合観光施設の設置の推進が図られています。

本年6月には、日本維新の会から、この関係の議員立法が提出されましたが、さらに、議員連盟の動きとして、本年12月5日、自民党・日本維新の会・生活の党・無所属議員から、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」が国会に提出され、継続審議になりました。この法律案は推進法であり、実際にカジノを合法化するための制度等を内容とする実施法の整備等については、別途措置することを求める内容となっています。

福原 刑法の賭博に関する罪との関係では、特別法の制定により、賭博罪が設けられた趣旨に反しない制度が構築され、その範囲内で実施されるような場合には、カジノに係る行為について、刑法上違法とされないことがあり得ます

が、今後、このような観点から、カジノをめぐる動きや法律案について注視していく必要がありますね。

羽柴 はい。

5 組織犯罪・暴力団犯罪関係

高嶋 では、次に、組織犯罪・暴力団犯罪の情勢について、濱田局付から説明してもらえますか。

濱田裕嗣局付 まず暴力団情勢から説明しますと、山口組、稲川会及び住吉会の主要3団体の暴力団構成員及び準構成員の総数が全体の7割以上を占めるなど、依然として寡占状態にあり、特に山口組の勢力は全体の約4割以上を占めており、突出しています。

福原

濱田

高嶋 最近の暴力団の資金源犯罪の動向については、どうでしょうか。

濱田 暴力団の資金源犯罪としては、平成24年の検挙件数によると、窃盗が2万2,605件と最多で、次いで覚せい剤取締法違反の9,187件、詐欺の3,032件となっております。

高嶋

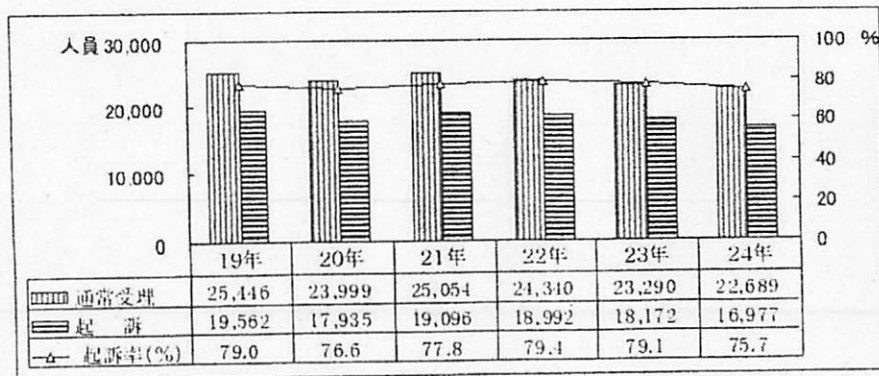
濱田

6 薬物・銃器関係

高嶋 次に、薬物・銃器犯罪関係について、濱田局付から説明してください。

濱田 はい。まず薬物犯罪についてです。近年の薬物犯罪情勢を見ますと、平成19年から24年までの検察庁における薬物事犯全体の通常受理人員数は、この表（下の表）のとおりであり、依然として高水準で推移していることには変わりなく、薬物犯罪を取り巻く状況は厳しいものがあります。

○麻薬・覚醒剤事犯の通常受理・起訴人員の推移
薬物5法(全体数)



(注) 1 検察統計年報による。

2 起訴率=起訴数/(起訴数+不起訴数)

高嶋 麻薬特例法に基づく没収・追徴の活用状況はどうでしょうか。

濱田 平成24年の麻薬特例法に基づく没収・追徴の各合計金額を見ると、没収については約2,085万円相当、追徴については約3億6,200万円となっており、

薬物密売組織等からの犯罪収益の剥奪に相応の効果を上げているものと思われます。

福原

濱田 はい。

高嶋

通信傍

受について、報告してもらえますか。

濱田 通信傍受が行われた事件数ですが、通信傍受法が施行された平成12年以來、平成24年までに、合計77事件について通信傍受が実施されてきました。本年は、これまで10事件について、通信傍受が実施されましたが、この10件には薬物事件だけでなく、銃器事件等も含まれています。

高嶋 銃器犯罪の状況はどうですか。

濱田 はい。警察庁の統計によれば、平成24年中の銃器発砲事件の発生件数は28件、拳銃の押収丁数は373丁となっています。

7 まとめ

高嶋

今後も、激務の中、互いの体調に配慮しながら、公安課全体で一致団結し、緊密なチームワークで、困難な課題を乗り切っていきましょう。

一同 分かりました。

第 5 刑事法制管理官関係

1	はじめに	117
2	刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑 の一部の執行猶予に関する法律	117
3	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に 関する法律及び綜合法律支援法の一部を改正する法律	119
4	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律	120
5	裁判員制度関係	122
6	罰則審査	123
7	罰則の定めのある条例	125
8	被害者関係	126
9	少年法関係	127
10	おわりに	129

第5 刑事法制管理官関係

1 はじめに

上富敏伸刑事法制管理官 それでは、平成25年の刑事法制管理官室を振り返る座談会を始めましょう。この座談会には、岩尾官房審議官にも御出席いただき、御発言を頂きたいと思います。

岩尾信行官房審議官 まずは、皆さん、今年も一年間御苦勞様でした。今年は、刑事法制管理官室が企画・立案に関わった法律案が4本成立しました。非常に充実した1年でしたね。

上富 はい。ほかにも現在法制審議会で審議をいただいている案件があり、来年、国会に提出する法案もありそうですので、着実に成立を目指したいところです。

東山太郎参事官 そうですね。当室は、主に刑事司法制度改革本部の業務に従事している職員を除くと、管理官を筆頭に、参事官・企画官が2名、局付が6名、補佐官が2名、係長が4名、係員が5名おりますが、来年も、一致団結して業務に当たりたいですね。

中村功一刑事法制企画官 当室では、法案を成立させること以外にも、各省庁が立案した法案で罰則に関連するものなどについての法令協議や、罰則の定めのある条例に関する事務なども行っていますので、来年も忙しくなるでしょうね。

上富 それでは、順次、テーマごとに、今年を振り返りつつ、将来の展望について意見交換を行っていきましょう。

2 刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律

上富 毎年のように話題になっていますが、刑の一部執行猶予法がようやく成立しましたね。まずはこの法律について説明してください。

東山 はい。この法律は、刑の一部の執行猶予制度を導入するとともに、保護観察の特別遵守事項の類型に社会貢献活動をするを加える法整備を内容とする「刑法等の一部を改正する法律」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対

する刑の一部の執行猶予に関する法律」です。

これら法律は、昨年の11月に廃案となっていましたでしたが、今年の3月、第183回通常国会に再提出され、まず参議院において6月5日に全会一致で可決され、衆議院においても6月13日に全会一致で可決され、6月19日に公布されました。

岩尾 この法律は、平成23年11月の第179回臨時国会に提出されたのが最初でしたが、刑の一部の執行猶予制度は、犯罪者の再犯防止・改善更生に役立つと期待されていただけに、ようやく成立したと言えますね。

三谷真貴子局付 本当ですね。この一部猶予案件の担当局付は、私で一体何代目なのかと思いますが、成立・公布の際に担当となれて光栄ですね。

浅沼雄介局付 はい、私も光栄です。この法律の内容ですが、いわゆる初入者に対する刑の一部執行猶予は、まず刑事施設において処遇を行った上、その処遇による改善更生の効果を維持・強化することができるよう、仮釈放のように残刑期間に限られることなく、残刑の執行が猶予される期間にわたり、執行猶予の取消しによる心理的強制によって自発的な更生を促し、また、必要に応じ保護観察に付することができることにすることによって、その刑事責任を全うさせるとともに、再犯防止・改善更生を図ることを可能とするものです。このような観点から、刑法を改正し、前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や、禁錮以上の実刑に処せられたことがあってもその執行終了等の日から5年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者に対し、3年以下の懲役又は禁錮の言渡しをする場合、その刑の一部について執行を猶予することができることとし、また、保護観察については、必要に応じて付することとしています。

三谷 また、刑法の改正によるもののほかにも、新法を制定して、薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予制度の導入もしています。これは、覚醒剤等の規制薬物等の自己使用・単純所持の罪を犯した者については、刑法による刑の一部の執行猶予を言い渡せる対象ではない累犯者であっても、刑の一部の執行猶予を可能とし、保護観察を必要的に付することを盛り込んでいます。この制度は、まず刑事施設において薬物への傾向性改善の処遇を行った上、薬物の誘惑のあり得る社会内においてもその効果を維持・強化するため、引き続き、保護観察による適切な社会内処遇を残刑の期間に限られず相応の期

間にわたって実施することにより、その刑事責任を果たさせつつ、再犯防止・改善更生を図ることを目的としています。

東山 この法律には、刑の一部執行猶予だけでなく、犯罪者の再犯防止・改善更生を図る制度として、保護観察対象者に公共の場所での清掃活動や高齢者等の介護補助活動等の社会貢献活動を義務付けることができるようにするための、更生保護法の改正も行っています。

岩尾 刑の一部の執行猶予は、犯罪者の再犯防止・改善更生を図るための刑の選択肢を新しく広げるものですから、犯罪者の再犯防止が喫緊の課題となっている中で、無事に成立して良かったですね。

上富 そのとおりです。これらの法律の施行日は、公布の日から3年以内の政令で定める日とされていますから、平成28年6月までには施行されます。

東山 はい。まだ、施行までに日がありますが、この制度をしっかりと生かしていくためには、検察官として十分な心構えをしておく必要がありますね。例えば、一部執行猶予の言渡しが問題となる事案の審理では、犯情事実だけでなく、被告人の生活状況の監督者の有無やその見通しといった、一部執行猶予の要件に関係する情状事実についての主張立証が、これまで以上に必要になる場面もあると思われますから、捜査段階からこの点にも留意する必要がありますね。

3 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律

岩尾 次に、いわゆる一部猶予法と同じく本年6月に成立した、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」について説明してください。

白鳥智彦局付 はい。この法律は、被害者参加人の経済的負担を軽減するため、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席した被害者参加人に対し、旅費、日当及び宿泊料を支給することを内容とする被害者参加旅費等支給制度の導入と、国選被害者参加弁護士の選定請求に当たっての資力要件の緩和を内容とするものです。

また、本年11月には、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第5条第1項の資産及び基準額を定める政令の

一部を改正する政令」が公布され、被害者参加人に支給される旅費等の額の詳細等が定められるとともに、国選被害者参加弁護士の選定請求に係る資力基準額が、150万円から200万円に増額されています。

この法律は本年12月1日から施行されました。

この改正法により、公判期日等に出席した被害者参加人は、裁判所を經由して日本司法支援センター（法テラス）に請求書等を提出し、法テラスから旅費等の支給を受けられることとなります。この法律の条文に「検察」は出てきませんが、この法律の趣旨は、被害者参加人の経済的負担の軽減を図ることにありますので、その請求の機会が確保できるよう、検察においても、被害者参加人に対し、制度の内容等について十分に説明をすることが求められています。

中村 この改正法については、被害者等の権利利益の保護に意を用い、制度が円滑に運用されるよう御協力をお願いする旨の刑事局長依命通達も発出されています。被害者参加旅費等支給制度は、検察のほか、裁判所や法テラスといった複数の機関が関与していますから、それぞれの機関相互での十分な意思疎通が、制度の円滑な運用には欠かせません。

三谷 おっしゃるとおりです。当局でも、制度の立案から施行に至るまで、長期間にわたり、法テラス、司法法制部及び裁判所といった複数の機関との間で、多数回にわたり打合せを重ねました。今振り返りますと、梅雨時に蒸し暑い冷房が効かない会議室で、各担当者が汗をかきながら長時間にわたって打合せを続けた日々や、時刻表やインターネットの経路検索サイトに没頭した日々が懐かしいですね…。

上富 三谷さん、これで終わりじゃないですから、これからも頑張ってくださいね。

三谷 ……。

4 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

上富 次に、第185回臨時国会では、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）が成立しましたね。

保坂和人参事官 3月15日に法制審議会答申を受け、第183回通常国会に法律案を提出し、継続審議となって次の第185回臨時国会で可決・成立しました。11月27日の公布から6月以内に施行することになっています。

上富 この法案の検討が開始された経緯及び法律の内容を説明してください。

高井良浩局付 自動車運転による交通死傷事犯数及びその死傷者数は、平成16年をピークに減少傾向にあります。依然として、無免許運転や飲酒運転など悪質・危険な運転行為による交通死傷事犯が少なからず発生しています。自動車運転による交通死傷事犯に対しては、危険運転致死傷罪や自動車運転過失致死傷罪が適用されてきましたが、栃木県鹿沼市で発生した事犯や京都府亀岡市で発生した事犯のように、危険運転致死傷罪が適用されず、自動車運転過失致死傷罪が適用された事件などを契機として、危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪の構成要件や法定刑が国民の意識に合致していないとして、罰則の整備を求める御意見が見られるようになりました。

こうした状況に鑑み、事案の実態に即した対処をするための罰則整備を行う必要があることから、法案の検討が開始されたという経緯です。

武藤雅光局付 新法の内容ですが、1点目は、政令で定める通行禁止道路を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為を、危険運転致死傷罪の危険運転の類型に追加するものです。2点目は、アルコール若しくは薬物又は政令で定める病気の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で、自動車を運転し、よって、そのアルコール等の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させたことを、新たな危険運転致死傷罪の対象とするものです。3点目は、アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール等の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的で、その影響の有無等が発覚することを免れるべき行為をしたことを新たに処罰の対象とするものです。4点目は、一定の交通死傷事犯の罪を犯した者が、その罪を犯した時に無免許運転をしたものであるときに、刑が加重される規定を新設するものです。5点目は、刑法の危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪の規定を移すものです。

岩尾 交通死傷事犯の事件処理は、国民の関心が高く、また、各検察庁における取扱件数も膨大です。危険運転致死傷罪の内容に関する政令の制定も必要

ですし、施行に向けていろいろとやるべきことは多いですね。

檜清隆局付 御指摘のとおりです。今後は、政令の立案作業を適切に進めるとともに、各検察庁の検察官に対して新法の罰則の内容等をきちんと周知していきたいと考えています。

5 裁判員制度関係

上富 裁判員制度については、平成21年5月21日に施行されてから4年半以上が経過しましたね。

東山 はい。法務省では、裁判員法附則第9条に、施行から3年経過後に実施状況について検討等をし、必要に応じて、所要の措置を講じる旨規定されていることから、平成21年9月、「裁判員制度に関する検討会」を設け、裁判員法の施行状況やそれを踏まえた措置の要否等につき検討を行っていましたが、本年6月の第18回検討会において、その検討結果が取りまとめられました。

取りまとめ結果について、説明してください。

浅沼 はい。「裁判員制度に関する検討会」では、様々な観点から、法制上又は運用上の改善点等に関する検討が行われましたが、総じて、裁判員制度は、おおむね順調に運用されているとの意見が多く見られました。そして、法改正の必要については

- 公判審理の期間が極めて長期に及ぶ事案につき、例外的に裁判官のみによる裁判を実施することができることとする制度を導入すべきであるとの意見
 - 甚大な災害等によって、一定の候補者が辞退の申出をすればこれが許可されることがおよそ明らかであるものの、その申出自体が著しく困難である場合、裁判所が、例外的に、そのような候補者に呼出しをしないことを可能にする規定を設け、また、非常事態にあるが故に出頭が困難であるとの辞退事由を新しく設けるべきとの意見
 - 裁判員等選任手続における被害者等のプライバシー等の保護を通じてその負担への配慮を図るために、裁判員等選任手続における被害者に対する配慮義務を定めるような規定を設けることが望ましいとの意見
- が多く示された一方、その他の、例えば性犯罪に係る事案を裁判員制度対象事件から一律に除外すべきといったような意見については、反対意見が多く示さ

れるなどして、大勢を占めるには至りませんでした。

東山 そのような取りまとめ結果を踏まえ、裁判員法の一部改正を内容とする諮問が法制審議会に行われましたね。

白鳥 はい。本年10月15日、「長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外」、「重大な災害時における裁判員となることについての辞退事由の追加」、「非常災害時において呼び出すべき裁判員候補者等から除外する措置の追加」、「裁判員等選任手続における被害者を特定させることとなる事項の取扱い」を内容とする諮問を法制審議会に行いました。

松本英男局付 総会では、今後、「刑事法（裁判員制度関係）部会」において審議を行うことが決定され、本年12月24日には、第1回目の部会が開かれ、具体的な審議が始まりました。

上富 今後の予定はどうなりそうですか。

三谷 今後、法制審議会において御審議をいただき、最終的に法改正すべきとの答申が得られた場合には、その内容を踏まえて、適切な時期に法案が提出できるようにしたいと思っています。

岩尾 今後の審議において、充実した議論が行われることを期待したいですね。

6 罰則審査

上富 次に、罰則審査に移りましょう。

檜 はい。内閣が提出する法律案及び内閣が決定する政令は、あらかじめ政府部内でその内容について意見を調整する必要があります。当局では、罰則に関する事項のほか、当局の所掌事務と関わりのある事項について問題の有無を審査します。その結果、必要があれば、法令案の担当省庁に対し修正を求めるなどの協議を行っています。これを罰則審査と呼んでいます。

罰則審査については、刑事法制管理官室が、罰則審査の受理を行い、所管課に配点するなどの事務を担当していますが、実際に法令案を検討するのは、刑事局各課室の局付です。

また、罰則審査の留意事項として、罰則の要否、構成要件の明確性やその規定の在り方、法定刑の適否などといった点のほか、検察官として捜査・公判の遂行上問題が生じないかといった点にも留意する必要があります。

東山 審査する法令案の中には、その条文数が膨大なものもありますし、重大な問題点が含まれている可能性もあります。他方で、当該法令案の閣議決定予定日との関係で、迅速な対応を要求されることもありますので、局付にとっては、慎重かつ迅速な対応が求められる重要な業務の一つですね。

上富 日常業務と並行して罰則審査を進めるのは、局付には大きな負担となることもあります。これをこなしてこそ、一人前の局付と言えるでしょうね。また、罰則の在り方は、罰則を適用する立場にある検察実務にも影響する可能性がありますから、細心の注意を払って審査する必要があると言えるでしょう。さて、今年の罰則審査の状況について報告してください。

白鳥 はい。今年は、刑事局全体で、365件の法令案を、刑事局の全ての局付で分担して審査しました。昨年は318件でしたから、昨年に比べ、かなり増加したと言えます。

東山 毎年、これだけ多くの法令案を審査していると、複数の法令案に共通する問題点や留意事項が出てきますので、刑事局では、例年、刑事局担当の官房審議官、刑事法制管理官、刑事法制管理官室の参事官、刑事法制企画官、そして刑事局の全局付が出席する「罰則審査委員会」を開き、そうした事項を刑事局内部で共有することとしています。つまり、罰則審査に当たって問題となった点や留意すべき事項について、局付から発表してもらい、意見交換等を通じて、その情報を共有し、局内の意思統一を図ることとしているわけです。

白鳥 今年は、9月上旬に罰則審査委員会を開催しました。例年と同じく、実際になされた罰則審査の内容を基にして、罰則の必要性、政省令委任の問題、経過措置の要否などといった問題について意見交換が行われました。また、今年の罰則審査委員会では、当局が立案を担当した「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」についても、新規罰則であるアルコール等影響発覚免脱罪の解釈について発表がなされ、意見交換が行われました。

岩尾 着任間もない局付から罰則審査について相談を受けることがあります。罰則審査は、いろいろな案件を経験することにより、審査の進め方や審査のポイントが身に付くものです。また、同僚や先輩、上司に相談することにより、問題点が発見されることもあります。ですから、罰則審査の配点を受けた各局付は、同僚や先輩に相談したり、上司に報告したりするなどして速やかに

方針を定め、適切に協議を行い、適正な刑事罰則の整備に努めてもらいたいと考えています。

7 罰則の定めのある条例

上富 罰則の定めのある条例の制定や改廃について、各地検から刑事局に報告や照会がなされたものについて、各担当局付が内容を検討し、問題点があれば、各地検に対して指摘していますね。各地方公共団体から事前協議を受ける検察官が、審査に当たり、留意すべき事項としてはどのようなものがありますか。

檜 はい。条例の罰則に問題があると、捜査・公判に支障が生じ、期待された規制の実効性が確保されないことにもなりかねませんし、そのような罰則の定めを先例として内容に問題のある条例が全国で制定されることにもなりかねませんから、検察官が行う条例の審査は非常に重要です。

条例の内容を検討する際には、①規制目的の正当性、規制手段の合理性・必要性等の観点から見て憲法に違反しないか、②法律に抵触しないか、③罰則を設ける必要性・合理性があるか、④構成要件は明確かつ妥当か、⑤ある行為を直接処罰する直罰とすべきか、それとも、行政命令によって是正を図り、その命令違反を処罰する間接罰とすべきか、⑥罪刑の均衡の観点から見て法定刑は適当か、⑦地方自治法第14条第3項が定める法定刑の上限を超えていないか、⑧他の法令と比較して刑罰の均衡が保たれているか、⑨罰則の適用に関する経過規定に問題はないかなどの点に留意する必要があります。

東山 条例の審査を行う上で参考になる文献としてどのようなものがありますか。

松本 「罰則の定めのある条例審査のQ&A」(検察月報抄録第14号)、「罰則の定めのある条例審査について」(検察月報抄録第15号)は、条例審査に当たっての基本文献です。また、近年、検察月報に掲載した「罰則の定めのある条例について」(検察月報第640号)、「いわゆる暴力団排除条例の審査について」(検察月報第645号)、「環境関連条例の審査について」(検察月報第651号)や「屋外広告物条例の審査について」(検察月報第654号)も有益であると思います。

条例制定等に関する照会等を当室にする際には、このような文献も参照しつつ、地方公共団体の担当者から詳しく説明を受けた上で、よく問題点を整理し、

十分な時間的余裕をもって照会等をしていただけると、当室においてもより適切に対応できると思いますので、是非御協力いただきたいと思います。

岩尾 条例については、一度内容に問題のある条例が制定されると後の対応が困難となります。問題のありそうな条例については、制定前に、しっかりと対応してほしいと思います。

8 被害者関係

上富 犯罪被害者関係では、被害者参加制度や損害賠償命令制度が導入されて、今年の12月で満5年が経ちましたね。制度の施行状況についての検討はどうなっていますか。

三谷 被害者参加制度の導入等を内容とする平成19年改正刑事訴訟法の附則では、施行後3年を経過した場合、「施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」ものとされています。当室では、被害者の方々へのアンケート、そして、犯罪被害者団体等を対象としたヒアリングを実施し、さらに、今年の1月から「平成19年改正刑事訴訟法等に関する意見交換会」を立ち上げて意見交換を行っております。

白鳥 この意見交換会では、被害者団体の代表の方、刑事法の学者、そして法曹三者がメンバーとなって、今年の1月に第1回目の会合が開催され、今年の12月10日までに7回開催されました。

松本 ヒアリングや意見交換会のメンバーから出された論点を基に、法制面だけでなく運用面についても、本当に忌憚ない意見交換を行っていただいているところです。

中村 被害者参加制度が始まって5年が経過しましたが、年々、被害者参加人の方の数は増えていますね。最高裁の統計では、今年の10月までに4,000人を超える方が被害者参加の許可を受けたということで、制度が順調に運用され定着してきていると言えますね。

三谷 今年12月1日から被害者参加旅費等の支給制度が始まりましたから、更に被害者参加人となる方も増えるのではないかと思います。この制度をより良く運用できるよう、刑事法制管理官室一丸となって検討を進めていく決意です。

9 少年法関係

上富 少年法関係は、今年の2月に法制審議会から少年法改正に関する答申が行われましたね。少年法関係については、今年の1月以降に関わるようになった人もいますので改めて改正を検討するに至った経緯から確認してみましょう。

松本 はい、平成20年改正少年法の附則では、法律の施行後3年を経過した場合、「施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされていたことを踏まえ、平成24年3月から7月まで、法務省において、その見直しの要否及びその他少年法について改正を要する事項について意見交換を行うため、「平成20年改正少年法等に関する意見交換会」を開催しました。

この意見交換会の結果や、昨年7月に犯罪対策閣僚会議において取りまとめられた「再犯防止に向けた総合対策」等を踏まえて検討した結果、少年法の改正が必要であると考えて、平成24年9月法制審議会に対する諮問に至りました。

中村 少年法については、そもそも法律で平成20年改正法の施行状況について検討をすることが義務付けられており、見直しの要否について検討することが義務であったということですね。

最近の立法においては、このような検討条項が置かれることが多くなってきている気がしますね。

上富 そうですね、私も内閣に出向中に従事した裁判員法の検討条項に基づいて今、刑事法制管理官として裁判員法改正に関する事務に従事していますからね。

さて、少年法に戻りますが、法制審議会における議論の経緯を簡単に説明してください。

三谷 昨年9月に法制審議会に諮問された少年法改正については、部会で調査・検討されることとなり、少年法部会が設置されました。そして、少年法部会において4回にわたって調査・検討が行われた後、更に総会において調査・検討が行われ、今年2月に行われた総会において答申が採択され、法務大臣に対し答申がされました。

上富 少年法改正に関する法制審議会に対する諮問には要綱（骨子）が付さ

れていましたが、諮問に付された要綱（骨子）と法制審議会から答申された要綱（骨子）では、一部内容に違いがありましたね。

榑 はい、諮問に付された要綱（骨子）では、「その他所要の規定の整備」とされていた部分について、答申では具体的に示されました。

上富 この点について、法制審議会の事務局の役割を務める法務省刑事局としてはどのような作業を行う必要がありましたか。

榑 法制審議会における委員や幹事の方々の御議論の内容を反映させて要綱（骨子）と同じ形式のものを事務局試案として法制審議会にお示しし、更になぜそのような形の事務局試案になったのかについて説明する必要がありました。

中村 さらっと「事務局試案を作成する」と言う簡単なことのように聞こえますが、要綱（骨子）は法律の条文に近い形で作成することになりますから、法案作成のルールを踏まえ、過去の用例や言い回しなどに基づいて相当緻密な検討を加えて、作成する必要があるんですよ。

榑・三谷・松本 作成のときのことは余り思い出したくありません。

上富 まあ、法律案の起案の段階になれば、審査という形で内閣法制局において詰められるのは、刑事法制管理官室の局付であればみんな経験することですから。

内閣法制局の審査の話が出ましたので、元内閣法制局参事官として審査を担当されていた審議官から審査を担当する内閣法制局の立場から見た御意見を頂ければと思います。

岩尾 今は内閣法制局の審査を受ける方の立場にいますので、完全に内閣法制局の立場から発言するのは難しいですが、やはりそれぞれの省庁が起案した法律案が法制度全体として見たときに適切か否かを法務省とは異なる視点から見する必要がありますし、法律案における言葉遣いや言い回しがこれまでの用例などと異なっておれば意図したところと違う意味内容の法律案が出来上がってしまうこともありますので、やはり内閣法制局の審査は重要だと思います。

上富 そういふことですので、局付の皆さんはしっかりと内閣法制局の審査を受けていただき、できる限り早期に内閣法制局の審査を突破できるように努力してもらいたいと思います。

榑・三谷・松本 はい、分かりました。

上富 それでは、少年法改正の話に戻ることにとしましょう。

法制審議会の少年法改正に関する答申について、検察に関わる事項を中心にすみずみに説明してもらえますか。

三谷 はい。まず、家庭裁判所の少年審判における検察官関与制度についてその対象事件の範囲が、「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」にまで拡大され、傷害や窃盗、覚醒剤の自己使用・単純所持などの多くの事件が対象事件に含まれることになります。

中村 検察官関与制度については、適用対象事件の範囲は拡大されますが、検察官関与が認められるための要件や検察官が審判において行うことができる活動の内容については、変更されないということになっていますね。

松本 三谷局付が話された検察官関与制度の適用対象事件の範囲拡大以外にも、少年の刑事処分に関する規定が見直され、不定期刑の長期と短期の上限がそれぞれ5年引き上げられ15年と10年になることや、少年に対する懲役又は禁錮の実刑については、少年法第51条第2項の無期刑の緩和刑の場合を除き全て不定期刑となるという点も検察に関わりが深いと思います。

上富 法制審議会の答申の詳細については添付の要綱（骨子）*を見てもらうことにしましょう。

岩尾 少年法改正については、この答申を踏まえ、法律案の策定などの準備をできる限り速やかに行うことになります。今回の少年法の改正は、検察実務上も影響が大きいと思いますので、今後の動向にも注意していただきたいと思います。

10 おわりに

上富 来年も引き続き種々の作業が必要になると考えられますので、相当多忙な一年になることと思います。心身の健康に留意し、刑事法制管理官室らしく、部屋全体で一致団結し、元気よく、皆で知恵を絞って諸課題に取り組んでいきましょう。

*答申要綱(骨子)

第一 国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大

一 家庭裁判所は、少年法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であって死刑若しくは無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年に係る事件であってこれらの罪に係る刑罰法令に触れるものについて、同法第十七条第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができることとすること。

二 家庭裁判所は、少年法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であって、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができることとすること。

第二 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し

一 少年法第五十一条第二項の規定により無期徒刑をもって処断すべきときに有期の懲役又は禁錮を科す場合における刑は、十年以上二十年以下の範囲内において言い渡すこととすること。この場合において、言い渡した有期の刑の仮釈放の要件について「三年」が経過したときから「その刑の三分の一」が経過したときに改めること。

二 少年に対して、有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、処断すべき刑の範囲内において、長期を定めるとともに、長期から五年を減じた期間(長期が十年を超えるときは、長期の二分の一)を下回らない範囲内において短期を定めて、これを言い渡すこととすること。この場合において、長期は十五年、短期は十年を超えることはできないこととすること。

三 二の短期については、二にかかわらず、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の二分の一及び二の期間を下回らない範囲内において、これを定めることができることとすること。

第6 刑事司法制度改革本部関係

1	刑事司法制度改革本部の業務概観、特別部会における審議状況	133
2	第1作業分科会における検討の概要	135
3	第2作業分科会における検討の概要	139
4	今後の審議予定	143
5	おわりに	144

第6 刑事司法制度改革本部関係

1 刑事司法制度改革本部の業務概観、特別部会における審議状況

上富敏伸刑事法制管理官 今年も残すところわずかとなりました。本日は、刑事司法制度改革本部のメンバーにより、この1年を振り返りながら、来年の課題と展望について考えたいと思います。まずは、当本部が行ってきた業務を概観しておきましょう。

吉川崇参事官 当本部の本務は、新たな刑事司法制度の構築に向けた検討及び立案を行うことであり、現在の主たる業務は、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の事務局として、その議事運営を行いつつ、これに併せて、制度の具体的内容についての検討を進めていくことです。そして、この特別部会の審議においては、今年1月に「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」が取りまとめられたことが大きなエポックとなりました。

保坂和人参事官 それまでの議論により、刑事司法制度の現状等を踏まえた検討の方向性については、一定程度の認識の共有がなされましたが、個々の具体的事項については、各委員等の意見に相当の隔たりがありました。そこで、今後議論を収斂させていくため、それまでの議論を整理した上で、今後更に検討すべき事項と、それ以外の事項を明確に区別し、今後更に検討すべき事項については、具体的な制度案を想定しつつ、より一層詰めた議論を行うことが合理的と判断され、そのような考えの下で、「基本構想」が取りまとめられました。

岩尾信行官房審議官 「基本構想」の取りまとめには苦勞が伴いましたが、これにより、今後検討すべき制度のいわば外縁が画され、具体的な制度設計に向けた検討を進める素地ができたと言えますね。

久田誠刑事法制企画官 「基本構想」の策定後、特別部会においては、具体的な制度の策定に向けた検討をより効率的に行うため、今後検討すべき事項について、専門的・技術的な検討を加えつつ、当部会での議論に資する各制度の「たたき台」を策定する場として、特別部会の下に、実務家及び研究者からなる2つの作業分科会が設けられ、それぞれ担当する検討課題が振り分けられました。

長野辰司局付 具体的には、第1作業分科会には、①取調べの録音・録画制

度、②刑の減免制度、協議・合意制度及び刑事免責制度、③通信・会話傍受等、④被疑者・被告人の身柄拘束の在り方という各事項が振り分けられ、第2作業分科会には、⑤弁護人による援助の在り方、⑥証拠開示制度、⑦犯罪被害者等及び証人を支援・保護するための方策の拡充、⑧公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等、⑨自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方という各事項が振り分けられました。

吉田雅之局付 そして、各作業分科会では、今年の3月から12月までの間に、それぞれ合計9回の会議が行われ、その経過が特別部会に随時報告されました。その間、当本部においては、各局付が担当する事項について、実務における現行制度の運用状況や実務家の意見はもとより、現行法制の立案過程や外国法制等をも踏まえ、どのような制度設計が適切について検討しつつ、作業分科会のための資料作成等にあたってきました。

岩尾 今年の特別部会は、基本構想に沿って、制度の「たたき台」を策定するため、作業分科会における専門・技術的な検討を重ねた年であると言え、当本部としても、これに対応しながら、制度設計についての検討を進めてきたということですね。

武藤雅光局付 一言よろしいでしょうか。当本部の各参事官・企画官、局付には、刑事司法制度改革関連の業務以外にも、法制管理官室における業務が一定程度割り当てられており、全体としての業務量は多いので、みんな限られた時間の中で、質の高い業務を行うことを心掛けております。この点も是非アピールさせて下さい。

織田良平局付 私は今年の7月に当本部に着任したのですが、当本部では、それまでに非常に多くのことが検討され蓄積されていたので、これを理解しつつ、現在走っている特別部会や作業分科会の議論・検討に付いていくことは非常に大変でした。今は、一緒に着任した小倉局付とともに、当本部の殿（しんがり）を務めています、早く先陣を切れるように、日々努力を重ねたいと思います。

吉川 話を元に戻しますと、作業分科会は、来年1月に予定されているそれぞれの第10回会議において、ひとまず検討を終え、いよいよ制度の「たたき台」を策定した上で、来年2月に予定されている特別部会の第23回会議に、その「た

たたき台」を報告することとされています。そして、その後は、特別部会において、「たたき台」を基にして、最終的な制度案の取りまとめに向けて議論が行われることとされています。

2 第1作業分科会における検討の概要

上富 それでは、まず、これまでの第1作業分科会の検討状況を振り返り、併せて今後の課題等についても考えてみましょう。もとより、作業分科会においては、それぞれの制度の採用に否定的な立場の委員・幹事の方々にも、「たたき台」を策定するために、仮に制度を作るならばという留保付で議論をいただいていますので、分科会で一定の認識の共有を得た事項が、そのまま制度として採用される訳ではないことに注意が必要ですが、いずれにせよ、大変活発な議論がなされましたね。

玉本将之局付 取調べの録音・録画制度については、「基本構想」で示された方針に沿って、第1案として、一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調べの全過程について録音・録画を義務付ける制度案、第2案として、録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする制度案の双方について、制度の枠組みについての検討が行われています。第1案については、録音・録画義務の例外の在り方を中心として議論が行われ、例外とすべき類型について相当程度の認識の共有が図られてきていますが、その具体的な範囲・要件や録音・録画義務の実効性担保の在り方などについては未だ意見に隔たりがあり、今後は、「たたき台」の策定に向けて、詰めめの検討が行われることとなります。他方で、第2案については、弁解録取手続と供述調書を作成する場合の取調べについて録音・録画を義務付ける一方、例外をより限定的なものとするを中心とする仕組みとすることで、「たたき台」としての内容は、ほぼ固まってきたように思います。

保坂 作業分科会においては、ひとまず裁判員制度対象事件の身柄事件を念頭に置いて、制度の枠組みの検討が進められていますが、対象事件の範囲の在り方については、「たたき台」が策定された後、特別部会において、第1案と第2案のいずれを採用するかや採用すべき制度案の内容の議論と併せて、改めて検討されることとされています。

上富 取調べの録音・録画制度は、今般の制度改革の中心的な課題であり、

様々な御意見があるところですので、今後とも、バランスのとれた議論が行われ、その結果としての確かな制度が構築されるよう、当本部としても、更に努力していく必要がありますね。

南部晋太郎局付 次に、刑の減免制度についてですが、この制度は、自己又は他人の犯罪事実を明らかにするために重要な供述等がなされたことを実体法上の刑の減免事由とすることで、被疑者の自発的な供述の動機付けを行い、事案の解明を促進しようとするものです。その制度の大枠については、作業分科会において一定の認識の共有が図られてきたものと思われます。しかし、その一方で、特に他人の犯罪事実を明らかにする供述等に関し、刑の減免を判断する裁判所においてその評価を行うことは困難であり裁判手続が重くなり過ぎるのではないかと懸念等が示されているところです。そのため、今後は、減免事由の明確化や、「他人の犯罪事実」を自己の犯罪事実に関連するものに限定するかなど、減免事由の具体的な規定についての詰めの検討が必要とされています。

吉川 刑の減免制度は、被疑者に自発的な供述の動機付けを与えるものとして機能し得るとともに、「正直者が損をする」と指摘される向きもある現状を改め、刑事司法の公平を実現することにも資すると指摘されており、この制度のコンセプト自体は基本的に異論はないと思われます。もっとも、これを具体的な規定にするとすると、様々な懸念も示されているところですので、より適正な規定となるよう、更に検討を続けていく必要がありますね。

早瀬宏毅局付 捜査・公判協力型協議・合意制度は、検察官の訴追裁量権等を背景として、例えば被疑者に対する事件を不起訴とすることなどその権限を一定の方向で行使することと引き換えに、被疑者において他人の犯罪事実を明らかにするための捜査・公判協力をするに合意できることとする制度です。この制度は、他人の犯罪事実を解明するためのいわゆる司法取引的な手法であって、現在取調べで被疑者を説得して真実を供述する決心をさせるまでのプロセスを代用するものと位置付けられると思われ、その有用性を高く評価する意見があります。これまで、当事者が合意できる内容のほか、合意が成立した場合における合意書面の公判廷への顕出や、検察官が合意に違反した場合及び合意が成立しなかった場合等のルールについての議論が行われ、かなり制度が具

体的な形になってきましたので、「たたき台」として、制度の枠組みを示すことができる状況となっています。他方で、送致事件での警察捜査への影響や合意に基づいて得られる供述の信用性を懸念する意見なども示されています。

吉川 この制度は、取引的な手法を導入するという点で画期的なものだと思います。一方、従来の取調べを中心とする捜査手法と整合的に存立していくため、基本的には、取調べによる供述の収集が困難な場合の最後の手段として用いられていくことになるのではないかと思います。今後、特別部会では、これまでの議論で固まってきた制度の枠組みを前提として、示されている懸念に対応するため、送致事件における利用の際の仕組みやこの制度を利用できる対象犯罪の在り方についても検討が必要と思われるところです。

小倉健太郎局付 刑事免責制度は、検察官の請求に基づいて裁判所が免責決定をすることにより、証人尋問において、証言した内容についての派生使用免責を保証して自己負罪事項についても証言を義務付けることができるようにする制度です。このような制度の枠組みとすることについては、作業分科会において特に異論のないところですが、第1回公判期日前の証人尋問で活用されることによりいわゆる1号書面が多用されることとなることへの懸念も示されており、第1回公判期日前の証人尋問における活用の在り方については、なお検討が必要とされています。

早瀬 この制度は証人尋問に限ったものですので、前二者と比べると活用場面が限定されることは否めないと思われますが、今後、公判廷に供述調書ではなく証言の形で供述を顕出させる傾向が強まっていくと思われることからすると、やはり有益な制度ではないかと思われます。

吉川 刑の減免制度、協議・合意制度、刑事免責制度は、新たな時代の刑事司法制度において、取調べに過度に依存し無理をするようなことなく供述証拠を得ることができるようにするため、それぞれに有用な制度であり、検察からも導入が必要との御意見をいただいているところです。「たたき台」の策定後は、それぞれの採否についての議論が行われることとなりますが、捜査の実情をも踏まえた議論・検討が行われるよう引き続き努めていきたいと考えています。

吉田 通信傍受については、その効果的な活用を図るという観点から、対象犯罪の拡大、暗号等の技術的措置の活用による立会い・封印等の手続の合理化、

通信を一旦記録した上で事後的に聴取を行う手続の導入という3点につき、議論が行われています。これらのうち、対象犯罪の拡大については、具体的にどのような罪を追加すべきか、また、その場合に、組織的に行われるものに限定するための要件を設けるべきではないか、設けるとすれば具体的にどのような限定要件を設けるべきかといった点が議論されています。また、残りの2点、つまり、傍受の手続の合理化・効率化については、警察庁の技官と通信事業者からのヒアリングを実施し、法制度を検討するに当たって前提となる技術的な事項を把握した上で、立会い・封印の機能など法的観点に立って具体的な制度案の検討が進められています。

久田 傍受の手続の合理化・効率化については、新たな仕組みが現行の立会いや封印等に代替する機能を果たすといえるか、そのような技術的手段をもって立会いや封印等に代替させることが許容されるかといった点が検討のポイントになりますね。

武藤 犯罪に関わる会話等については、通信手段を用いて行われないものもあることから、諸外国で幅広く採用されている会話傍受についても検討事項になっています。いわゆる振り込め詐欺の拠点となっている事務所等、対立抗争等の場合における暴力団事務所や暴力団幹部の使用車両、コントロールドデリバリーが実施される場合における配送物という3つの場面に限定して、会話の傍受を可能とする制度を導入するか否かも含めた具体的検討が行われています。

久田 会話傍受におけるこの3つの場面は、犯罪に関連する会話等がなされる蓋然性が高く、それ以外の会話等がなされる可能性が低いと考えられる場面ですので、制度の検討に当たっては、そのことを念頭に置く必要がありますね。

吉田 被疑者・被告人の身柄拘束の在り方については、「勾留と在宅の間の中間的な処分」、いわゆる中間処分と、「身柄拘束に関する適正な運用を担保するための指針となるべき規定」、いわゆる指針規定が検討項目とされています。中間処分の基本的なコンセプトは、罪証隠滅・逃亡のおそれがある被疑者に一定の義務を課することで、それらを防止しつつ捜査を行うことを可能にするというものであり、現行法では勾留か在宅かという二者択一となっているところに、中間的なものを導入しようとするものです。このような位置付けにいわば

必然的に伴う論点として、勾留との関係や中間処分の要件をどう考えるかといった点が問題となっているほか、制度の実効性、ひいては制度の採否に関わる論点として、中間処分に付された被疑者に取調べへの出頭を義務付けるか、遵守事項の遵守を担保するための方策をどうするかといった点なども重要な課題となっています。

織田 指針規定については、否認及び黙秘の取扱いに関する留意事項と、身柄拘束の必要性の判断に関する留意事項の2点に分けて、具体的な規定の在り方が議論されています。ただ、現行の実務に対する見方の違いからこのような規定の要否自体について意見が分かれているほか、具体的な規定内容についても様々な問題点が指摘されています。

3 第2作業分科会における検討の概要

上富 次に、これまでの第2作業分科会の検討状況を振り返り、併せて今後の課題等についても考えてみましょう。

坂元文彦局付 証拠開示制度に関しては、証拠の一覧表の交付、公判前整理手続の請求権、類型証拠開示の対象拡大につき、制度案の策定に向けた議論が行われています。まず、証拠の一覧表の交付については、現行の段階的な証拠開示制度の枠組みは維持しつつ、被告人側に対し、証拠の形式的な標目を記載した一覧表を交付することによって、どのような証拠について開示請求をするかの「手がかり」を与え、開示請求を円滑・迅速化させるという趣旨の制度として議論されています。

保坂 証拠の一覧表の「手がかり」としての有用性を考慮しつつも、段階的証拠開示制度の趣旨を損わず、かつ、検察官の負担が過重なものとならないような一覧表の記載事項としてどのようなものが考えられるかが大きな検討課題となっていますね。

坂元 次に、公判前整理手続の請求権は、当事者に対して、事件を整理手続に付することを裁判所に求める請求権を付与する制度案ですが、請求権を付与する具体的な必要性がどこにあるか、また、請求が却下された場合の不服申立制度を設けることが相当かといった点が検討されています。また、類型証拠開示の対象拡大については、現行のいわゆる6号類型を拡大して、供述録取書等以外の供述が録取された捜査報告書などを対象とすることや、いわゆる8号類型

を拡大して検察官側証人予定者の取調状況記録書面を対象とすること、証拠物の押収関係書類を対象とすることが提案され、その具体的な在り方等が検討されています。

長野 犯罪被害者及び証人を支援・保護するための方策の拡充に関しては、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充、被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用、証人に関する情報の保護について、制度案の検討等が行われています。まず、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充については、現行のビデオリンクは公判裁判所と同一構内に限られていますが、証人保護をより十全なものとするため、公判裁判所以外の場所に証人を出席させて行う構外ビデオリンクによる証人尋問を可能とする制度を設けることに特段の異論はないところです。分科会では、対象となる証人の範囲など具体的要件について議論が行われています。

保坂 構外ビデオリンクは、被害者を含む証人が、被告人や関係者のいる公判裁判所への出席により精神の平穏を著しく害されるおそれがある場合や、出席する場合において加害行為を受けるおそれがあるような場合など、公判が開かれる裁判所に出頭することを困難ならしめる一定の事情がある場合に、その保護を図るものとして検討されています。どのような場合に構外ビデオリンクを認めることとするかなど、具体的要件については、より良い制度が構築されるよう、指摘される懸念をも踏まえた検討が必要ですね。

長野 被害者等の捜査段階での供述の録音・録画媒体の公判での活用については、一定の要件を充たす被害者等に対する第1回公判期日前の証人尋問を認め、その状況を記録した記録媒体を公判廷での主尋問に代えて用いることができる制度について議論が行われています。例えば、共犯による性犯罪の被害者などについては、公判で繰り返し証言することにより多大な精神的負担を生じる場合があるところですが、この制度は、そのような者の負担を緩和・軽減するものとして検討されています。

坂元 この制度については、被害者等の負担をどの程度軽減できるのかや、被告人側の防御や反対尋問への影響などが検討課題とされていますね。

長野 証人に関する情報の保護については、証人の氏名・住居の開示に係る代替措置を採ることができるようにする制度と、被害者特定事項の秘匿制度と

同様に、証人について公開の法廷における氏名等の秘匿を可能とする制度が検討されています。前者については、証人の氏名・住居が被告人その他の関係者に知られると、報復として加害行為がなされるおそれがあったり、そのようなおそれがあること自体が証人にとって精神的負担になるような場合があることから、そのような場合に、尋問を請求する証人の氏名・住居の開示に代えて呼称や連絡先を開示する代替措置の制度が検討されています。後者については、傍聴人等のいる公開の法廷で氏名・住所等が明らかにされると、加害行為のおそれがあったり、名誉や社会生活の平穏が著しく害される証人について、公開の法廷でその氏名等を明らかにしないことができる制度が検討されています。後者については、大きな異論はありませんが、前者の代替措置の制度については、証人等の負担の軽減や安全の確保を図りつつも、被告人に防御上の不利益が生じないようにバランスの取れた制度とすることが課題であり、また、検察官請求証拠の開示の場面や、裁判所における訴訟記録の閲覧の場面についても氏名・住居が被告人側に知られないように同様の措置を設けることが議論されています。

保坂 証人等の保護と被告人の防御権保障のバランスの取れた制度とするためには、実務上どのように運用されることとなるかも念頭に置きつつ、具体的制度設計に向けた議論が求められるところですね。

坂元 証人の安全の保護については、刑事の手続・制度のみにとどまる問題ではなく、行政上・民事上の制度との調整など様々な観点からの検討が必要であり、この部会でどのように取り扱うべきか自体が課題となっています。

武藤 公判廷に頭出される証拠が真正なものであることを担保するための方策については、証人の出席及び証言を確保するための方策、証拠隠滅罪等の法定刑の引上げ、被告人の虚偽供述に対する制裁の三つの項目について具体的な制度案の検討が進められています。まず、このうち、証人の出席等を確保するための方策については、新たな刑事司法制度の下で、より充実した公判審理を実現するために必要な証人の出席及び証言を確保するという趣旨で検討されているものです。具体的には、法定刑が10万円以下の罰金とされている証人の不出席、宣誓及び証言拒絶の各罪の法定刑を引き上げる制度案と、召喚された証人が実際に公判期日に不出席になった後でなければ勾引することができないと

されている証人の勾引要件を緩和し、召喚手続を経ずに勾引することができるようにする制度案について検討が行われています。また、証拠隠滅罪等の法定刑の引上げについては、新たな刑事司法制度の下では、取調べや供述証拠への過度の依存に陥ることなく、事案の解明が行われるものとする必要があり、そのために、刑事手続における事実の適正な解明を妨げる行為を抑止する必要があることから、証拠隠滅等、犯人蔵匿等、証人等威迫の各罪の法定刑を引き上げる制度案について検討が行われています。

織田 被告人の虚偽供述に対する制裁については、現行の被告人質問を維持しつつ虚偽の供述を処罰するための罰則を新設するとの制度案と、被告人に証人適格を認めて被告人の虚偽供述にも偽証罪が適用されることとするとの制度案が検討の対象とされて議論が行われたところですが、公判廷に顕出される証拠の真实性担保という趣旨からすれば、後者の方が適切ではないかとされ、被告人の証人尋問手続を創設するとともに、現行の被告人質問を廃止するとの制度案の具体的検討が進められています。

保坂 被告人の虚偽供述に対する制裁については、これに積極的な意見もある一方で、このような改革を行うと、証人となることを選択しない被告人が増えることになり、結果として、被告人が沈黙する公判が増加してしまうのではないかと懸念も示されているところであり、実務に与える影響も念頭に置いた議論が求められるところですね。

長野 自白事件を簡易迅速に処理するための手続の在り方に関しては、自白事件の捜査の簡易迅速化を確保するための措置と一定範囲の実刑相当事案を簡易迅速に処理するための新たな手続の創設が検討されています。前者については、公訴取消後の再起訴制限の緩和、即決裁判手続によることの同意の撤回制限や第1回公判前の有罪陳述手続を創設する制度案が検討されていますが、これは、被告人側の応訴態度の変更により即決裁判手続によらないこととなった場合に、一旦公訴を取り消して再捜査を遂げた上で再起訴をする余地を認めることにより、起訴に至るまでの自白事件としての捜査を簡易迅速化しようとするものであり、併せて同意の撤回制限等を設けるによって、更に捜査の簡易迅速化を促すものとして検討されています。後者については、現行の即決裁判手続では対象となっていない一定範囲の実刑相当事案について簡易な手続による

公判審理を可能とする制度案が考えられており、前者の制度と併せて設けることによって捜査から公判に至るまでの手続が簡易迅速化するものとして検討されています。

保坂 いずれについても、捜査・公判の簡易迅速化を図る仕組みとして有効な制度とすることができるかがポイントですね。

小倉 被疑者国選弁護制度の拡充は、現在、被疑者が勾留されている事件のうち、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たるものにおいて利用できるとされている本制度について、その対象事件を被疑者が勾留されている全ての事件に拡大するとの制度案であり、理論的な面での異論は見られない一方、対応する弁護士の態勢が十分か、対象事件の拡大に伴う公費負担の増加に合理性が認められるかについて懸念が示されています。

久田 この制度案については、国選弁護関連業務を担う日本司法支援センターの所管部署である法務省大臣官房司法法制部からのヒアリングが実施され、被疑者国選弁護における弁護人の指名通知の実情や被疑者国選弁護事業経費が増加傾向にある要因などが紹介されました。今後は、このような本制度の現状をも踏まえつつ、バランスとの取れた議論・検討がなされるように引き続き努めていきたいと考えています。

4 今後の審議予定

上富 特別部会は、諮問から約2年7か月が経過しましたが、いよいよ来年は大詰めを迎えることになりますね。

吉川 来年2月に予定されている第23回会議において、各作業分科会から、各検討事項についての「たたき台」が報告された後は、この「たたき台」を基にして、最終的な制度案の取りまとめに向けて、いずれの制度を採用するかという取捨選択を含めた議論が行われていくこととなります。

保坂 付言しますと、作業分科会から報告される「たたき台」は、飽くまで特別部会での実質的な議論に資するように策定されるものですから、特別部会においては、これに修正を加え、また、より具体化させながら、最終的な取りまとめとしての制度案が策定されることになります。

久田 また、作業分科会で検討された事項に関連する、参考人取調べの録音・録画、自己負罪型協議・合意制度、逮捕段階における弁護人の援助を得る仕組

み、再審請求審における証拠開示については、「たたき台」の策定後、特別部会において必要に応じて議論することとされていますので、この点についても併せて必要な検討がなされることが想定されます。

上宮 各検討事項はそれぞれ様々な論点を含み、また、特別部会の委員・幹事は多様なバックボーンを有する合計40名により構成されていますので、最終的な取りまとめに向けての議論は白熱することが予想されますが、何とか議論が収斂していくよう、事務局として、一層の努力をしていかなければなりませんね。

5 おわりに

岩尾 来年の年明けから、特別部会は重要な局面を迎えることになります。大変な困難を伴う場面も少なくないと思われますが、当本部のメンバー全員が、新たな時代の刑事司法制度の姿を見据え、その実現に向けて、引き続き一丸となって努力していくことを確認し、本年最後のミーティングを締めくくりたいと思います。

付

録

1 主な審議法案（罰則審査）	147
2 刑事局が関与した国際会議及び主要国際条約・協定について	151
(1) 国際会議	151
(2) 主要国際条約・協定	153
3 会同・協議会等	154

付 録

1 主な審議法案（罰則審査）

受理年月日	法 令 案 件	主管省庁	審議担当課
平成25年1月23日	特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案及び特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案	消費者庁	刑 事 課
平成25年2月1日	大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令案	総 務 省	総 務 課
平成25年2月4日	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成25年2月5日	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成25年2月12日	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	農林水産省	国 際 課
平成25年2月15日	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案	法 務 省 外 務 省	刑事法制管理官室
平成25年2月18日	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令案	警 察 庁	刑 事 課
平成25年2月18日	建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成25年2月18日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	内 閣 官 房	刑事法制管理官室
平成25年2月19日	気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成25年2月20日	消費税の円滑かつ適正な転線の確保のための特定事業者による消費税の転線の拒否等の行為の是正等に関する特別措置法案	公 正 取 引 委 員 会	刑 事 課
平成25年2月22日	港湾法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成25年2月26日	道路法等の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成25年2月28日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律案	環 境 省	刑 事 課
平成25年3月5日	中小企業基本法等の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課

受理年月日	法 令 案 件	主管省庁	審議担当課
平成25年3月7日	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案	環 境 省	刑 事 課
平成25年3月8日	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成25年3月14日	総合特別区域法の一部を改正する法律案	内 閣 官 房	刑事法制管理官室
平成25年3月15日	道路交通法の一部を改正する法律案	警 察 庁	刑 事 課
平成25年3月18日	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案	環 境 省 経済産業省	刑 事 課
平成25年3月18日	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案	消 費 者 庁	刑事法制管理官室
平成25年3月19日	電気事業法の一部を改正する法律案	経済産業省	刑 事 課
平成25年3月19日	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案	国土交通省 海上保安庁	公 安 課
平成25年3月21日	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案	環 境 省	刑 事 課
平成25年3月21日	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成25年3月21日	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成25年3月22日	水防法及び河川法の一部を改正する法律案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成25年3月22日	食品表示法案	消 費 者 庁	刑事法制管理官室
平成25年3月26日	災害対策基本法の一部を改正する法律案	内 閣 府	刑事法制管理官室
平成25年4月2日	金融商品取引法等の一部を改正する法律案	金 融 庁	刑 事 課
平成25年4月4日	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成25年4月5日	航空法施行令及び航空法関係手数料令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成25年4月9日	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案	内 閣 府	刑事法制管理官室
平成25年4月10日	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令案	水 産 庁	刑 事 課
平成25年4月19日	鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令案等	厚生労働省	公 安 課

受理年月日	法 令 案 件	主管省庁	審議担当課
平成25年4月23日	生活保護法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成25年4月26日	生活困窮者自立支援法案	厚生労働省	公 安 課
平成25年5月8日	再生医療等の安全性の確保等に関する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成25年5月8日	薬事法等の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成25年6月10日	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成25年7月17日	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成25年8月2日	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令案	厚生労働省	公 安 課
平成25年8月5日	麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案	厚生労働省	公 安 課
平成25年8月20日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成25年9月11日	スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の施行期日を定める政令案等	文部科学省	公 安 課
平成25年9月20日	産業競争力強化法案	経済産業省	刑 事 課
平成25年9月20日	会社法の一部を改正する法律案及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	法 務 省	刑事法制管理官室
平成25年9月20日	少年院法案、少年鑑別所法案及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	法 務 省	刑事法制管理官室
平成25年9月30日	生活困窮者自立支援法案	厚生労働省	公 安 課
平成25年9月30日	生活保護法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公 安 課
平成25年9月30日	特定秘密の保護に関する法律案	内 閣 官 房	公 安 課
平成25年10月2日	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法案	国土交通省	公 安 課
平成25年10月8日	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行期日を定める政令案及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公 安 課
平成25年10月8日	農業の構造改革を推進するための関係法律の整備等に関する法律案及び農地中間管理事業の推進に関する法律案（仮称）	農林水産省	国 際 課

受理年月日	法令案件	主管省庁	審議担当課
平成25年10月16日	国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案	外務省	公安課
平成25年10月21日	消防法施行令の一部を改正する政令案	消防庁	総務課
平成25年10月21日	都市再開発法施行令の一部を改正する政令案	国土交通省	刑事法制管理官室
平成25年10月24日	国家戦略特別区域法案	内閣官房	刑事法制管理官室
平成25年10月28日	国家公務員法等の一部を改正する法律案	内閣官房	刑事法制管理官室
平成25年11月6日	薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律案	厚生労働省	公安課
平成25年11月12日	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令案及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日を定める政令案	国土交通省	公安課
平成25年11月25日	薬事法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
平成25年11月26日	検疫法施行令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
平成25年11月26日	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案	厚生労働省	公安課
平成25年12月16日	金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	金融庁	刑事課

2 刑事局が関与した国際会議及び主要国際条約・協定について

(1) 国際会議

会合・会議名	開催日	場所	出席者
G8ローマ・リヨン・グループ 刑事法サブグループ会合	1.16～1.17	ワシントンD.C. (アメリカ)	山内国際刑事企画官
サイバー犯罪条約委員会	2.6～2.7	ストラスブール (フランス)	楠刑事局付
P C S C協定に関する日米協議	2.11～2.13	ワシントンD.C. (アメリカ)	神村国際課長、楠刑事局付
F A T F全体会合	2.18～2.22	パリ (フランス)	神村国際課長、石田刑事局付
国連サイバー犯罪に関するオープン エンド政府間専門家会合	2.25～2.28	ウィーン (オーストリア)	楠刑事局付、笠原国際第二係員
O E C D贈賄作業部会	3.12～3.15	パリ (フランス)	朝火刑事局付、酒井国際第二係長
G8ローマ・リヨングループ 刑事法サブグループ会合	4.17～4.18	ロンドン (イギリス)	山内国際刑事企画官、朝火刑事局付
第22回犯罪防止刑事司法委員会 (コミッション)	4.19～4.26	ウィーン (オーストリア)	三浦最高検監察指導部長、神村国際課長、山内国際刑事企画官、谷中刑事局付、朝火刑事局付
拷問等禁止条約第2回政府報告審査	5.21～5.22	ジュネーブ (スイス)	谷中刑事局付、小関国際第二係員
P C S C協定に関する日米協議	6.3～6.7	ワシントンD.C. (アメリカ)	神村国際課長、朝火刑事局付
サイバー犯罪条約委員会	6.4～6.5	ストラスブール (フランス)	山内国際刑事企画官
日EU刑事共助協定中央当局実務者協議	6.6～6.7	ハーグ (オランダ)	山内国際刑事企画官、朝火刑事局付、藤田法務専門官、西谷国際第一係員
G20腐敗対策作業部会	6.6～6.7	オタワ (カナダ)	石田刑事局付
O E C D贈賄作業部会	6.10～6.14	パリ (フランス)	山内国際刑事企画官、朝火刑事局付
F A T F全体会合	6.17～6.21	オスロ (ノルウェー)	山内国際刑事企画官、松居刑事局付、石田刑事局付

会同・会議名	開催日	場所	出席者
東アジア・太平洋諸国間における逃亡犯罪人引渡し及び司法共助に関する上級ワークショップ	7.11～7.12	ソウル (韓国)	朝火刑事局付、酒井国際第一係長
アジア太平洋マネー・ローンダリング・テロ資金供与防止対策グループ(APG)年次会合	7.15～7.19	上海 (中国)	石田刑事局付
ケンブリッジ経済犯罪シンポジウム	9.1～9.2	ケンブリッジ (イギリス)	稲田刑事局長、山内国際刑事企画官、楠元総務課庶務係長
UNODC事務局長等との会談	9.3～9.4	ウィーン (オーストリア)	稲田刑事局長、山内国際刑事企画官、楠元総務課庶務係長
IAP年次会合	9.8～9.13	モスクワ (ロシア)	八木最高検公安部長、北嶋刑事局付
ARIN-AP準備会合	9.30～10.1	ソウル (韓国)	山内国際刑事企画官、石田刑事局付
OECD贈賄作業部会	10.8～10.11	パリ (フランス)	瀬戸国際課長、朝火刑事局付
G20腐敗対策作業部会	10.10～10.12	パリ (フランス)	瀬戸国際課長、石田刑事局付
FATF全体会合	10.14～10.18	パリ (フランス)	瀬戸国際課長、石田刑事局付
G8ローマ・リヨングループ刑事法サブグループ会合	10.28～10.30	ロンドン (イギリス)	山内国際刑事企画官、北嶋刑事局付
日韓刑事共助条約中央当局協議	11.7～11.8	ソウル (韓国)	瀬戸国際課長、朝火刑事局付、酒井国際第一係長
ARIN-AP設立総会	11.18～11.20	ソウル (韓国)	瀬戸国際課長、石田刑事局付
IAACA年次総会	11.22～11.24	パナマシティ (パナマ)	長谷川最高検公判部長、朝火刑事局付、清田国際第二係長
UNCAC締約国会合	11.25～11.29	パナマシティ (パナマ)	長谷川最高検公判部長、朝火刑事局付、清田国際第二係長
サイバー犯罪条約委員会	12.2～12.6	ストラスブール (フランス)	山内国際刑事企画官
OECD贈賄作業部会	12.9～12.13	パリ (フランス)	瀬戸国際課長、朝火刑事局付

(2) 主要国際条約・協定

条約・協定名	平成25年の進捗
1 日スイス刑事共助条約	次回協議に向けて作業中
2 日中犯罪人引渡条約	次回正式交渉に向けて作業中
3 国際組織犯罪防止条約	第156回国会で締結承認済み(締結に向け検討中)
4 国際組織犯罪防止条約補足銃器議定書	署名(平成14年12月9日)後、国会での締結承認得るため作業中
5 国際組織犯罪防止条約補足人身取引議定書	第162回国会で締結承認済み
6 国際組織犯罪防止条約補足密入国議定書	第162回国会で締結承認済み
7 拷問等禁止条約選択議定書	締結に向け検討中
8 国連腐敗防止条約	第164回国会で締結承認済み(締結に向け検討中)
9 核物質防護条約改正	締結に向け検討中
10 海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(シージャック防止条約)改正	締結に向け検討中
11 障害者権利条約	第185回国会で締結承認済み
12 マネー・ローンダリング分野におけるFIU当局間の情報交換取極め	英領ヴァージン諸島、イスラエル国、ガーンジー、コスタリカ共和国、ジャージー、スリランカ民主社会主義共和国、スロベニア共和国、セーシェル共和国、セネガル共和国、デンマーク王国、トルクメニスタン、ニュージーランド、バーレーン王国、バミューダ、パングラデシュ人民共和国、ベトナム社会主義共和国、ポーランド共和国、ボリビア多民族国、マルタ共和国、マン島、ラトビア共和国、リヒテンシュタイン公国、ロシア連邦とそれぞれ署名
13 偽造品の取引の防止に関する協定	批准(平成24年10月5日)(未発効)
14 重大な犯罪の防止及び対処に関する日米間の協定(仮称)	協定の署名に向け作業中

3 会同・協議会等

月 日	会同・協議会名	協 議 事 項
2.20, 21	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
3.7	副検事会同	(1) 危険運転致死傷罪を適用すべきか否かが問題となった事案や過失の認定に苦慮した交通死傷事犯等における捜査処理・公判遂行上の問題点及びこれへの対応 (2) 最近における副検事が捜査に関与した事件に関し、取調べの録音・録画を行った事案等における取調べ上の問題点とこれへの対応 (3) 最近における副検事が公判に関与した事件の公判遂行上の問題点とこれへの対応 (4) 被害者の心情に配慮した捜査・公判活動の在り方
6.4	検察庁会計課長会同	予算執行に当たり、担当課長として考慮すべき事項
6.13	検察庁事務局長会同	検察運営上事務局長として当面考慮すべき事項
8.1, 2	通訳人セミナー	
9.10, 11	検察官・国税査察官会同中央協議会	具体的事件の資料に基づき、直接国税は脱税犯の諸問題について
9.26	検察長官会同	現下の諸情勢に鑑み、検察運営上考慮すべき事項
10.10	司法修習生指導担当検事協議会	検察庁における司法修習の実情と問題点
10.23, 24	全国次席検事会同	現下検察運営上、次席検事として考慮すべき事項
10.10, 11	検務実務家ブロック会同 (大阪、仙台、札幌高検管内)	(1) 検察総合情報管理システムによる検務事務の運用について (2) 検務事務処理上の過誤防止について (3) 証拠品の適正かつ迅速な処分事務を実施するための事務処理上の問題点等について
10.31 ～11.1	検務実務家ブロック会同 (東京、福岡高検管内)	
11.13, 14	検務実務家ブロック会同 (名古屋、広島、高松高検管内)	
11.28	被害者支援担当者中央研修	被害者支援員又は被害者支援を担当する検察事務官として必要な知識・技能を修得させること
11.29	組織犯罪担当検事会同	最近の組織犯罪の実情に鑑み、検察運営上考慮すべき事項

自 平成25年1月 第670号
至 平成25年12月 第681号

検察月報目次

1 事件報告関係	158
2 調査解説	158
3 外国法制関係	158
4 参考資料関係	159
5 法改正情報関係	161
6 法施行情報関係	162
7 海外司法情勢関係	163
8 刑事に関する国際的潮流関係	163
9 会同記録関係	163
10 訓令・通達等	164
11 回顧と展望	164
12 その他（国会関係など）	164

1 事件報告関係

件 名	号数・ページ	区 分
	672・5	事件報告
	673・5	事件報告
	674・5	事件報告
	675・5	事件報告
	676・5	事件報告
	677・5	事件報告
	678・5	事件報告
	679・5	事件報告
	680・5	事件報告
	681・5	事件報告

2 調査解説

件 名	号数・ページ	区 分
○ 公職選挙法の一部を改正する法律	674・17	調査解説
○ 「道路交通法の一部を改正する法律」について	680・21	調査解説
○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律（インサイダー取引規制をめぐる改正関係）	681・19	調査解説

3 外国法制関係

件 名	号数・ページ	区 分
○ EU圏内の刑事共助の実情（ユーロジャストの役割を含めて）	672・23	外国関係
○ 欧州連合（EU）、ベルギー及びオランダにおける人身取引に対する法制等について	674・73	外国関係

件 名	号数・ページ	区 分
○ 米国における薬物犯罪に関する刑事法制及び捜査公判実務について	675・29	外国関係
○ 英国における陪審制度に関連する被害者保護制度及びその運用の実情について	676・19	外国関係
○ 米国におけるサイバー犯罪対策のための法制及びその運用の実情について	678・19	外国関係
○ 韓国における国民参与裁判の現状について	679・21	外国関係
○ 中国における薬物犯罪の捜査と立証について	680・89	外国関係

4 参考資料関係

件 名	号数・ページ	区 分
○ 特殊過失事例の調査について（9）	671・5	資料解説・参考資料・その他
○ 検察官のための過誤防止上の留意点（その4 刑の執行指揮における法定未決勾留日数の通算）	671・102	資料解説・参考資料・その他
○ 不正薬物・爆発物探知装置（TDS）の紹介	671・122	資料解説・参考資料・その他
○ 財産回復に関するアラブフォーラム会議出席報告について	671・126	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について（10）	672・109	資料解説・参考資料・その他
○ 検察官のための過誤防止上の留意点（その5 少年事件）	672・234	資料解説・参考資料・その他
○ 記録閲覧等の概況及び不服申立事件等について	672・252	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について（11）	673・19	資料解説・参考資料・その他
○ 検察官のための過誤防止上の留意点（その6 誤った求刑、違法裁判の看過）	673・126	資料解説・参考資料・その他
○ 平成23年度検事の外部派遣について	673・146	資料解説・参考資料・その他

件 名	号数・ページ	区 分
○ 検察官のための過誤防止上の留意点（その7 拘留又は料科の罪）	674・147	資料解説・参考資料・その他
○ 平成23年度検事の外部派遣について	674・159	資料解説・参考資料・その他
○ TOC（国際組織犯罪防止条約）第6回締約国会議出席報告について	674・178	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について（12）	675・91	資料解説・参考資料・その他
○ 平成24年度検事の外部派遣について	675・216	資料解説・参考資料・その他
○ 検察庁職員による職務上の過誤調べ	675・260	資料解説・参考資料・その他
○ 平成24年度事務監査結果の概況	675・309	資料解説・参考資料・その他
○ 国際会議出張報告～欧州評議会サイバー犯罪条約トランスボーダーアクセスに関する作業部会及び国連サイバー犯罪に関するオープンエンド政府間専門家会合出席報告について～	675・324	資料解説・参考資料・その他
○ 特殊過失事例の調査について（13）	676・69	資料解説・参考資料・その他
○ 米国の検事局における研修体験記	676・218	資料解説・参考資料・その他
○ 危険運転致死傷罪に関する考察—過去の事例の分析から—	677・23	資料解説・参考資料・その他
○ 平成24年度検事の外部派遣について	677・91	資料解説・参考資料・その他
○ ふれあい広報活動状況について	677・104	資料解説・参考資料・その他
○ 若手検察官のための法令基礎知識	678・89	資料解説・参考資料・その他
○ 検察官のための過誤防止上の留意点（その8 過誤テストの結果を踏まえて①（管轄・身柄））	678・133	資料解説・参考資料・その他

件 名	号数・ページ	区 分
○ ロサンゼルス郡検事局における在外研修報告	678・154	資料解説・参考資料・その他
○ 被害者通知制度の解説その1：被害者、捜査公判情報通知制度	679・139	資料解説・参考資料・その他
○ 検察官のための過誤防止上の留意点（その9 過誤テストの結果を踏まえて②（時効・求刑・少年事件））（完）	679・190	資料解説・参考資料・その他
○ 英国における陪審制度等の調査研究報告書	679・214	資料解説・参考資料・その他
○ 犯罪被害者のための財産上の被害回復制度の概要	680・141	資料解説・参考資料・その他
○ 被害者等通知制度の解説その2：処遇状況等通知制度	680・164	資料解説・参考資料・その他
○ 新／国際捜査共助要請・海外出張マニュアル	680・206	資料解説・参考資料・その他
○ 韓国における研修体験記	680・241	資料解説・参考資料・その他
○ 記録閲覧等の概況及び不服申立事件等について	681・73	資料解説・参考資料・その他
○ 米国財政経済事件研究について	681・85	資料解説・参考資料・その他

5 法改正情報関係

件 名	号数・ページ	区 分
○ 【再掲】資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律	673・189	法改正情報
○ 公職選挙法の一部を改正する法律	674・189	法改正情報
○ 麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律	676・241	法改正情報
○ 食品表示法	677・129	法改正情報
○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	677・130	法改正情報

件 名	号数・ページ	区 分
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、地方公共団体情報システム機構法	678・185	法改正情報
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	678・186	法改正情報

6 法施行情報関係

件 名	号数・ページ	区 分
○ 道路交通法の一部を改正する法律	676・245	法施行情報
	677・133	法施行情報
	678・191	法施行情報
	679・241	法施行情報
	680・265	法施行情報
	681・343	法施行情報
○ ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律	677・134	法施行情報
	678・192	法施行情報
	679・242	法施行情報
	680・266	法施行情報
	681・344	法施行情報
○ 麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律	677・135	法施行情報
	678・193	法施行情報
	679・243	法施行情報
	680・267	法施行情報
	681・345	法施行情報

7 海外司法情勢関係

件 名	号数・ページ	区 分
○ 日仏組織犯罪対策セミナー	677・139	外国関係
○ 国際会議出張報告～第22回犯罪防止刑事司法委員会(CCP CJ)出席報告について～	678・197	外国関係

8 刑事に関する国際的潮流関係

件 名	号数・ページ	区 分
○ 普遍的定期的レビュー (Universal Periodic Review: UPR) 第2回審査の概要	674・199	刑事に関する国際的潮流
○ 刑事局招へい案件 刑事司法関係セミナー 第1部：財政経済犯罪の捜査現場から 第2部：組織犯罪の捜査現場から 第3部：コンピュータ犯罪の捜査現場から	676・249	刑事に関する国際的潮流

9 会同記録関係

件 名	号数・ページ	区 分
○ 平成24年検務実務家ブロック会同概要	671・147	会同記録等
○ 検察長官会同	673・199	会同記録等
○ 副検事会同	673・211	会同記録等
○ 公判担当検事会同	677・235	会同記録等
○ 事務局長会同	677・246	会同記録等
○ 検察庁会計課長会同	678・209	会同記録等
○ 通訳人セミナー	679・247	会同記録等
○ 検察長官会同	680・271	会同記録等
○ 平成25年度検察官・国税査察官合同中央協議会	681・349	会同記録等

10 訓令・通達等

件 名	号数・ページ	区 分
○ 徴収事務規程の一部を改正する訓令	671・161	訓令・通達・ 通知・回答等

11 回顧と展望

件 名	号数・ページ	区 分
○ 平成24年の回顧と展望	670・7	回顧と展望

12 その他（国会関係など）

件 名	号数・ページ	区 分
国会の動き		
○ 平成24年10・11月	671・169	雑報
○ 平成25年2月	674・221	雑報
○ 平成25年3月	675・337	雑報
○ 平成25年4月	676・393	雑報
○ 平成25年5月	677・261	雑報
○ 平成25年6月	678・223	雑報
刑事局の動き		
○ 平成24年11月10日から同25年1月9日まで	671・171	雑報
○ 平成25年1月10日から同年2月9日まで	672・271	雑報
○ 平成25年2月10日から同年3月9日まで	673・223	雑報
○ 平成25年3月10日から同年4月9日まで	674・212	雑報
○ 平成25年4月10日から同年5月9日まで	675・341	雑報
○ 平成25年5月10日から同年6月9日まで	676・395	雑報
○ 平成25年6月10日から同年7月9日まで	677・263	雑報
○ 平成25年7月10日から同年8月9日まで	678・229	雑報
○ 平成25年8月10日から同年9月9日まで	679・261	雑報

件 名	号数・ページ	区 分
○ 平成25年9月10日から同年10月9日まで	680・279	雑報
○ 平成25年10月10日から同年11月9日まで	681・385	雑報

今月は、平成25年の「回顧と展望」をお届けします。

平成25年は、検察が、その活動をめぐる諸情勢の変化に対応するべく、様々な努力と工夫を重ねた一年であったと思います。捜査活動に関しては、サイバー係検事及び検察事務官の設置等、サイバー犯罪に適切に対応するための捜査体制の充実が図られたり、多くの庁で、近時の立証活動に欠かせないデジタルフォレンジックの知識や能力の向上に向けた勉強会等が実施されました。また、取調べの録音・録画の試行も引き続き積極的に行われました。さらに、犯罪被害者等の保護に関する現行制度について、より一層理解を深め、充実した運用が行われるようになったと思います。また、罪を犯した者の社会復帰や再犯防止といった刑事政策的目的に資する様々な取組も進められてきました。

本年は、法制関係にも大きな動きがありました。6月には、刑の一部の執行猶予制度を定める刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律や、被害者参加人に対する旅費等の支給に関する犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律を改正する法律等が成立し、12月には、危険運転致死傷罪に該当する行為が新たに加えられるなどした自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律が成立しました。また、少年法の改正や裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の改正について、法制審議会に諮問がなされています。

そして、法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」の調査・審議については、本年1月に取りまとめられた「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」を基に、各分科会において議論が行われました。

検察をめぐる情勢が急速な変化を続ける中、皆様におかれては、日々多大な努力と苦労を重ねていらっしゃるものと思います。

我々は、平成26年も、本誌が皆様方の日々の執務の一助となりますよう、有意義な情報を掲載してまいりたいと考えておりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

刑事局総務課長 神村 昌通